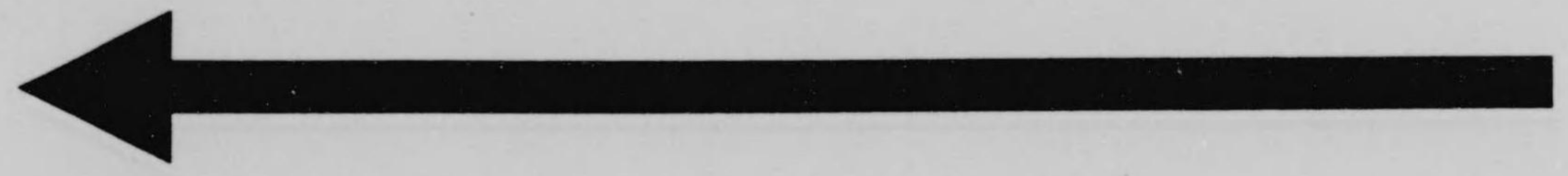


382
44



始



大津淳一郎著

世界の變局と帝國の外交

382-44



世界變局と帝國の外交

大津淳一郎著

天正
8. 8. 23
内交

緒言

我が皇祖 皇宗肇國の鴻謨を恢暢して、東西の文明を融合し、世界に於ける永久的平和の基礎を樹立するは、是れ豈に大和民族の一大使命にあらずや。而して歐洲戦役は、即ち天が我が帝國をして此の光輝ある使命を完うせしめんが爲に與へられたる百載一遇の機會にして、克く其の目的を達すると否とは、帝國の隆替、東邦の治亂に關するもの無くんばあらざる也。

然るに、講和會議の結果は果して如何。我が帝國は、世界に於ける五大強國の位置を贏ち得たりと雖も、果して此の位置

を利用して、帝國の威信を完うするを得たる歟。山東問題の解決は、僅に其の面目を保つを得たりと雖も、帝國の雙肩に負へる東邦平和の目的は果して之を貫徹するを得たる歟。南洋群島の領有は、帝國自衛の爲に、必要なる論を俟ずと雖も、結局委任統治の已むべからざるに至りたるに非ずや。人種差別撤廢案は、帝國の國是と國際聯盟の趣旨とに合したる提案なりしと雖も、我は大に其の理想を高調する能はず、五里霧中に葬むり去られたるに非ずや。識者が帝國の前途に對し、浩嘆措くこと能はざるもの、決して偶然ならざる也。

此時に當り、我が帝國にして、六千萬の國民、一身と爲り、同體

と爲り、政治、經濟、軍事、教育等あらゆる方面に向て、根本的革新を斷行し、講和會議に於ける外交の失敗を匡救し、戦後の世界に對する大計を樹立するに非ざれば、安ぞ國際聯盟の時代に處し、其の最高使命を完うすることを得む哉。今日吾人が不文を顧みず、急言竭論、洛陽少年の擧に倣て、本篇を草する所以のもの、豈に辯を好むが爲めならむ哉。但た一片耿耿、慨時憂國の志、禁ぜむと欲して禁ずること能はざるものあれば也。

大正八年七月下浣

鈴山 大津淳一郎識

目次

第一	東邦に於ける帝國の最高使命	一
第二	歐洲大戰の終局と獨逸同盟國	五
第三	對獨逸條約	九
第四	國際聯盟と我が帝國	四七
第五	講和會議と帝國の全權委員	六三
第六	講和會議に對する帝國の準備如何	六五
第七	講和會議に於ける帝國の位置	六九
第八	人種差別撤廢案	七五
第九	國際勞働問題	八〇

第十 山東問題……………八三

(イ) 山東問題と日支交渉……………八三

(ロ) 支那の参戦と講和會議……………八八

(ハ) 講和會議と日支の衝突……………九一

(ニ) 支那全權の山東問題に對する要求……………九三

(ホ) 山東問題の解決……………九七

第十一 南洋群島と委任統治……………一〇五

第十二 西比利亞問題(上)……………一二四

第十三 西比利亞問題(下)……………一二九

第十四 對支新借款團問題……………一二八

第十五 外交失敗の影響と朝鮮騷擾問題……………一三二

第十六 支那に於ける排日運動……………一三七

第十七 平和克復と國際勢力の東漸……………一三一

第十八 講和問題と現内閣の責任……………一三七

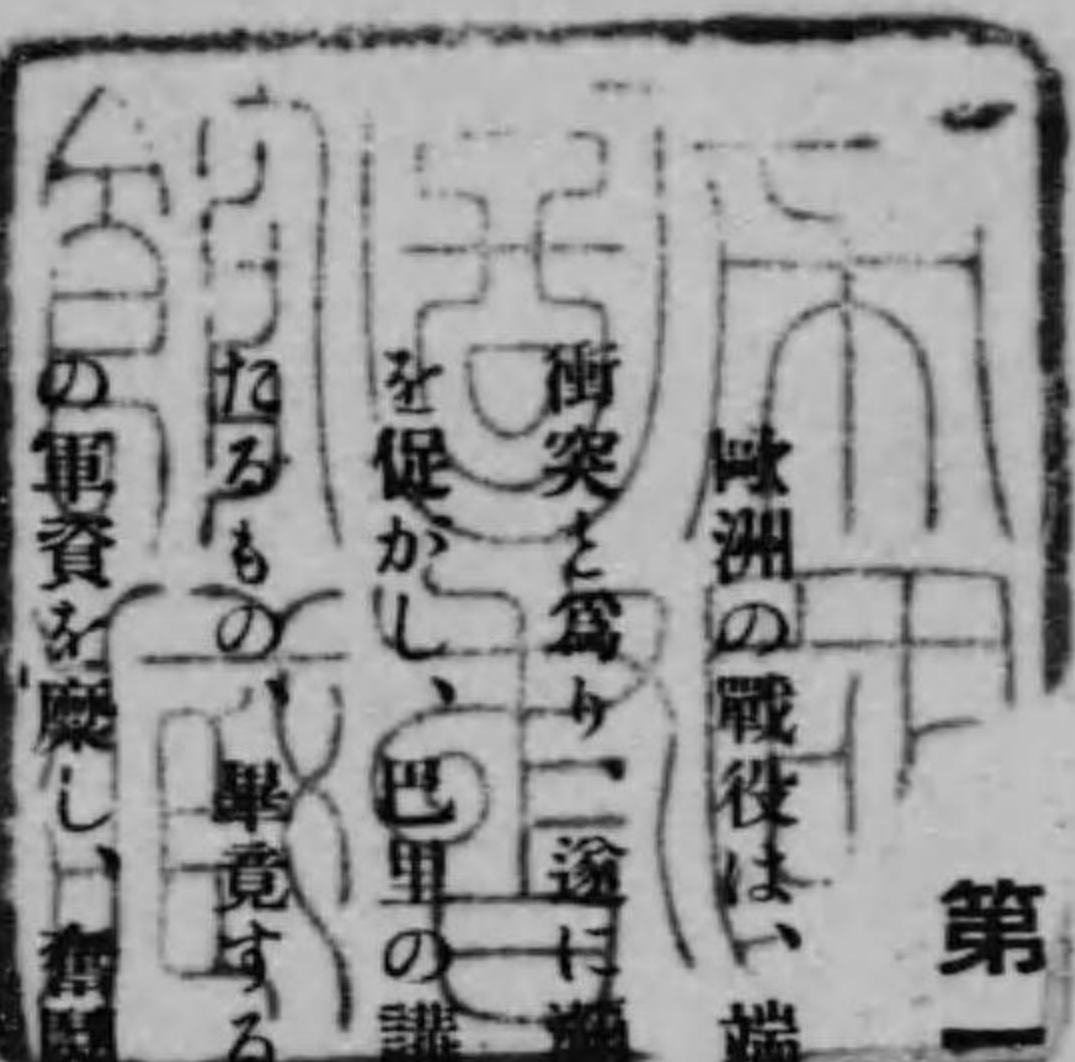
第十九 世界の變局と大和民族の一大覺悟……………一四〇

世界變局と帝國の外交

大津淳一郎著

第一

東邦に於ける帝國の最高使命



歐洲の戦役は、端を巴爾幹半島の一角に發し、も、一轉して獨逸同盟國と、露佛英聯合國との衝突を爲り、遂に瀰漫して曠古未だ曾て有らざる國際的戦役と爲り、其の結果、世界改造の機運を促がし、巴里の議和會議に於て、國際聯盟の組織を了し、世界的平和の新紀元を劃するに至り、ついに、聯合國が正義人道の爲に、一千萬以上の生命を犠牲に供し、三千億以上の軍資を廢し、奮闘努力して倦まざりし結果なりと謂はざる可からず。

我が日本帝國は、東邦の極端に位し、遠く歐洲戦塵の外に在て、之と直接の利害關係を有せざる、が如くなりしと雖も、帝國をして驟然戈を提げて聯合國に左袒し、對獨宣戰を決行するに至らしめたるものは何ぞや。是れ實に日英同盟の誼に基くものにして歐洲戦役の餘勢、延て東邦の平和を攪亂するの虞あるを慮りたれば也。正義人道の爲に、獨逸の軍國的帝國主義を排せざるを得ざれ

東邦に於ける帝國の最高使命

ば也。獨塊を膺懲して、東邦の平和と世界の平和とに貢獻するは、帝國が天に負ふ所の最大使命にして、大和民族の一大理想たれば也。吾人は謹みて歐洲戦役の當初、即ち大正三年八月二十三日を以て煥發せられたる宣戰の詔書を捧讀するに、義正しく辭嚴にして、秋霜烈日の如く、人をして儼然襟を正うせしむるもの無くんばあらず。其の詔書に曰く。

宣戰詔書

天佑ヲ保有シ、萬世一系ノ皇祚を踐メル大日本國皇帝ハ、忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス。
朕茲ニ獨逸國ニ對シテ戰ヲ宣ス。

朕カ陸海軍ハ、宜シク力ヲ極メテ戰鬪ノ事ニ從フベク、百僚有司ハ、宜シク職務ニ率循シテ軍國ノ目的ヲ達スルニ勗ムベシ。凡ソ國際條規ノ範圍ニ於テ、一切ノ手段ヲ盡シ、必ズ遺算ナカラムコトヲ期セヨ。

朕ハ深ク現時歐洲戰亂の殃禍ヲ憂ヒ、専ラ局外中立ヲ恪守シ、以テ東洋ノ平和ヲ保持スルヲ念トセリ。此ノ時ニ方リ、獨逸國ノ行動ハ、遂ニ朕ノ同盟國タル大不列顛國ヲシテ戰端ヲ開クノ已ムナキニ至ラシメ、其ノ租借地タル膠州灣ニ於テモ、亦日夜戰備ヲ修メ、其ノ艦艇ヲ東亞ノ海岸ニ出沒シテ帝國及與國ノ通商貿易、爲ニ威壓ヲ受ケ、極東平和ハ、正ニ危殆ニ瀕セリ。

是ニ於テ、朕ノ政府ト大不列顛國皇帝陛下ノ政府トハ、相互隔意ナキ協議ヲ遂ゲテ、兩國政府ハ同盟協約ノ豫期セル全般ノ利益ヲ防護スルガ爲、必要ナル措置ヲ執ルニ一致シタリ。朕ハ此ノ目的ヲ達セムトスルニ當リ、尙努メテ平和ノ手段ヲ悉サムコトヲ欲シ、先ヅ朕ノ政府ヲシテ誠意ヲ以テ獨逸帝國政府ニ勸告スル所アラシメタリ。然レドモ、所定ノ期日ニ及ブモ、朕ノ政府ハ終ニ其ノ應諾ノ回牒ヲ得ルニ至ラズ。

朕皇祚ヲ踐テ、未ダ幾ナラズ、且今尙皇妣ノ喪ニ居レリ。恒ニ平和ニ眷々タルヲ以テシテ、而カモ竟ニ戰ヲ宣スルノ已ムヲ得ザルニ至ル。朕深ク之ヲ憾トス。朕ハ汝有衆ノ忠實勇武に倚賴シ、速ニ平和ヲ克復シ、以テ帝國ノ光榮ヲ宣揚センコトヲ期ス。

御名 御璽

大正三年八月二十三日

蓋シ東邦の平和を保維するは、帝國の國是にして、大和民族の天に負ふ所の最高使命たり。明治天皇御一代の偉業たる、支那と戰ふて朝鮮を扶植したる二十七八年戦役も、聯合軍の首力と爲り北京の圍を解きて列國の使臣を救ひたる北清事變も、支那を保全し、露國の勢力を滿洲より掃蕩したる三十七八年戦役も、朝鮮民族の自決を待て、日韓併合を斷行したる偉業も、一として東邦

平和の使命を完うせんとするの目的に出でざるは無し。而して我が帝國が聯合國に左袒し、青島の役を興し、帝國艦隊を地中海に出し、更に進みて西比利亞に出征するに至りたる所以のものは、日英同盟の誼に基くと云ふと雖も、抑も亦正義人道に由り、東邦平和の使命を完うし、世界の平和に貢献せんとする目的に非ざるは無し。苟も東邦の平和にして、獨逸の爲に脅威せられん乎、首として其の影響を被むるものは、日支兩國たらざる可からず。帝國は自衛の目的に於て亦決して之を傍觀する能はざる也。對獨逸戰の詔書中に、

獨逸國ノ行動ハ、遂ニ朕ノ同盟國タル大不列顛國ヲシテ戰端ヲ開クノ已ムナキニ至ラシメ、其租借地タル膠州灣ニ於テモ亦日夜戰備ヲ修メ、其ノ艦艇ヲ東亞ノ海洋ニ出沒シテ、帝國及與國ノ通商貿易、爲メニ威壓ヲ受ケ、極東ノ平和ハ、正ニ危殆に瀕セリ。

とあるは、是れ實に對獨逸戰前に於ける東邦の實勢にして、獨逸が獨り歐洲平和の敵たるのみならず、東邦平和の敵たる所以のもの、此に在りし也。我が帝國が聯合國に左袒し、大義名分を正うして獨逸の罪を鳴らし、陸海の師を興して獨逸東方侵略の根據地たる青島を陥れ、南洋群島を占領し、獨逸の東洋艦隊を殲滅し、遠く帝國艦隊を地中海に派し、又我が陸軍を西比利亞に出し、東邦の平和を確保せんことを期したるもの、豈に偶然ならん哉。蓋し大和民族が宇内の變局に遭

遇し、東邦平和の天職を體して皇猷を恢暢し、聯合國に後援して世界の平和に貢献せんことを期する所以のものは、是れ實に肇國以來、國是の命する所。正義人道の基く所にして、對獨逸戰詔書の煥發せられたる所以なれば也。我が帝國が對獨逸戰詔書の趣旨精神を體し、講和會議に於て東邦に於ける特殊の位置と特殊の天職とを聲明し、以て亞細亞モンロー主義を發揮し、歐米列國をして之を認識せしむるは、千載一遇の機會なりと謂はざる可からず。而して我が帝國が講和會議に於ける對世界的の方針及び經綸果して如何。根本的準備果して如何。外交的折衝果して如何最後の覺悟果して如何。是れ吾人が帝國の爲に痛涙を吞で危言を吐かざるを得ざる所以也。

第二 歐洲大戰の終局と獨逸同盟國

歐洲戰役は、一面より云へば、英國の經濟的帝國主義と、獨逸の軍國的帝國主義との衝突と謂ふを得べく。他の一面より云へば、英國の海上的帝國主義と、獨逸の大陸的帝國主義との軋轢とも謂ふを得べしと雖も、要するに、獨逸が世界列國の怨府と爲り、結局、最後の否運に遭遇するを免れざりし所以のものは、實に彼が極端なる軍國的帝國主義を執り、弱を兼ね味を取り、武力を以て世界の覇權を掌握せんとしたるが爲めたらざるばあらず。

獨逸が、軍國的帝國主義を理想的に組織的に應用したる世界の強國たりしことは、此の大戦に於て、認識せられたり。即ち大戦開始以來四箇年期の間、獨逸が歐洲の東西戰場に於て、殆んど常勝軍の位置を占め、常に優勢を保つことを得たる所以のものは、多年訓練したる軍國的組織と、其の蓄積したる經濟的資源との賜にして、世界の強國を敵として容易に屈挫の色を露はさざりし所以のもの、此に在り。左れど、大戦五箇年期に入りに先ち、流石に勝ち誇りて大陸に雄視したる獨逸も、大正七年三月より七月以來、五回に互りて繰返されたる決死的大攻勢も、遂に聯合軍を突破すること能はず、結局失敗に歸し、再び攻勢に出づること能はず。又北伊戰線に於ても、澳軍の攻勢失敗以來、士氣沮喪、嬰守に汲々とし、巴爾幹半島、小亞細亞方面に於ても、同盟軍の戰勢日に非にして、勃牙利先づ同盟を脱して聯合軍に降り、土耳其も亦相踵て無條件降服を餘儀なくせらるゝに及び、獨逸の革命と爲り、終に其の最後の屈服と爲りたる所以のものは、獨逸が第一には最初より最終に至るまで、外交的廟算を誤りたる、第二には、作戰的計畫の其の宜きを得ざるとに坐すと雖も、畢竟、軍國的帝國主義を濫用したるの罪に歸せざる可からず。

獨逸は、餘りに自己の強大を過信し、其の武力を濫用するを辭せず。大戦の初め、白耳義の中立を無視し、英國をして之を機として奮然蹶起、聯合軍に参加せしめたり。是れ實に獨逸外交の第

一失計なりし也。次に、獨逸は、伊太利をして三國同盟の條約を利用し、同盟軍に参加せしむること能はず。却て彼をして三國同盟の羈絆を脱し、聯合軍の一臂と爲り、對獨戰役に参加せしめたり。是れ實に獨逸外交の第二失計なりし也。次に、獨逸は大戦の末期に於て、無制限潜水艇戰を宣言して、米國及び其の他、幾多中立國の反感を買ひ、就中米國をして、其傳統的國是に反して、聯合軍に左袒し、戰前米國が其の陸軍の規模極めて小なりしに拘らず、大軍國主義の獨逸と殆んど同額の陸海軍費を支出し、其の兵員を歐洲の戰場に出動せしめたり、是れ實に獨逸外交の第三失計なりし也。之を戰略上に視るも、獨軍が、大正三年九月、マルヌ河畔に於ける失敗と云ひ、同年フランドル會戰の不成功と云ひ、大正四年五月より九月に互る對露追擊戰と云ひ、同年九月、對塞作戦、同六年十月より十一月に互る對伊作戦と云ひ、將た又た同七年三月より七月に互る西部攻勢運動と云ひ、悉く不徹底の結果に終りたるものは、要するに獨逸最高統帥部の作戰計畫、用意周到を缺きたるの效す所にあらずんばあらず。

聯合國は、大戦の初期に於ては、軍國的要素の根本的準備を缺きしを以て其の統帥術に於ても將校の技能に於ても、兵員の訓練に於ても、將た又た其武器に於ても、到底、獨逸軍に敵すること能はず。常に守勢に出づるを免れざりしと雖も、其の海上權力に於て、獨逸を封鎖するの餘裕

を示し、其の國富に於て、其の兵源に於て、獨逸に凌駕し、國民的持久戰に耐ゆるの實力を有ししを以て、前後五箇年の間、奮闘苦戰、克く獨逸軍を支へ、最後の戦に於て、始めて守勢より攻勢に轉じ、終に局面を挽回するを得たりし也。

然りと雖も、古より今に至る迄、王道を主とするものは、興り、霸道を主とするものは、亡ぶ。是れ天則也。羅馬の世界的大帝國も、歴山王、拿破崙の建設したる霸業も、成吉思汗の蒙古大帝國も、一時世界を席捲したりと雖も、所謂空中の樓閣と等しく、久しきを保つこと能はざるに非ずや。維廉第二世が老皇帝、ビスマークの遺訓を守る能はず、獨逸勃興の勢を待み、徒に世界的大帝國の雄圖を夢み、極端なる軍國的主義を以て、世界を征服せんことを期したるは、霸道を濫用したるものにして、假令ひ一時戰捷の快を買ふを得たりしも、最終の捷利を制する所以にあらざりし也。况んや維廉第二世は、拿破崙第三世の流亞にして、世界統一の器に非ざるに於てをや宣なる哉、戰捷の夢未だ覺めざるに、早く既に革命の亂、脚下に起り、帝冠を擲ちて蒙塵し、其の祖國は土崩瓦解の状態に陥り、聯合國の命に屈從するの已む可からざるに至りたるや。

我が帝國が歐洲大戰の起るに方り、聯合國に左袒し、對獨戰爭に参加したる所以のものは、他なし、宣戰詔書に云へるが如く、東邦の平和を保護し、帝國の天職を完うせんことを期したるに

在るのみ。我が帝國が、前後五箇年の間、精神的に物質的に、聯合國に後援するを辭せざりし所以のものは、要するに、此天職を完うし、王道を世界に布かんことを期したるが爲めのみ。而して結局獨逸の屈服と爲り、聯合國の捷利を制するに至りたる所以のものは、其の原因一つにして足らずと雖も、我が帝國の精神的後援、與りて力ありとせざる可からず。我が大和民族が世界に於ける五大強國の位置を占め、重きを世界に爲す所以のもの、豈偶然ならん哉。

第三 對獨對澳條約

講和會議に於て決定したる對獨講和條約は、之を十五章に分ち、(一)國際聯盟、(二)獨逸の境界(三)歐洲に於ける政治條項、(四)歐洲以外の政治條項、(五)陸海軍に關する條項、(六)俘虜及び墳墓、(七)戰爭の責任、(八)賠償及復舊、(九)財政、(十)經濟、(十一)航空、(十二)交通運輸、(十三)勞働規約、(十四)保障に關するものにして、(十五)雜則即ち是れ也。

本條約の大綱に據れば、獨逸は、ルクセンブルグ大公國との間に締結せる各種條約及び協約を廢棄し。千八百十八年一月以降、同大公國が獨逸主權の一部たるべきを停止することを承諾せざる可からず。次に北部佛國に於ける炭坑破壊に對する代償として、又た賠償金中への支拂として

獨逸はザール流域の炭坑、及び其の補助機關附屬具、及び設備の完全なる所有權を佛國に讓與せざる可からず。次に獨逸は千八百七十一年佛國及びアルザス、ローレン人民に加へたる非行を補償すべき、無形的義務あるを承認し、フランクフォルト條約に由りて獨逸の讓り受けたる領土を佛國に還附せざる可からず。次に獨逸は、上部レルジャの大部分、ボーゼン及びウイスチュー河の左岸普漏士州を波蘭に割讓せざる可からず。次にダンチツヒ及び其隣接地方は、國際聯盟保證の下に『ダンチツヒ自由市』を組織せざる可からず。次に獨逸と丁抹との國境は、平和克復後、十日を経て北部シユレスウイツヒ一帯、及び中部シユレスウイツヒの數箇部分に於て、各自治體別に投票を行ひ、關係地在住民の希望に従ひて之を決定せざる可からず。次に獨逸は、舊露國の一部を形成する各領土の完全なる獨立を承認し、ブレスト、リトウスク條約並に千九百十七年十一月革命以來、獨逸に由りて各國政府若くは舊露國內に於ける政治的團體と締結せられたる一切の條約、及び各種協約の廢棄を絶対に承認せざる可からず。

又た獨逸は、歐洲以外に於て、聯合諸國に對し、自國若くは同盟諸國の領土に關し、一切の權利所有權、及び特權を拋棄し、阿弗利加に於ける獨領植民地、赤道南北に於ける獨領植民地を首とし、暹羅、リベリア、摩洛哥、埃及、土耳其、勃牙利、及び支那に於ける山東に關する一切の

領土、及び政治的利權を放棄せざるべからず。

當に是れのみならず、獨逸は、ライン河の東方に至る十基米突以内の地帯に、如何なる要塞をも存置し、又は築造す可からず。同時に上記の地帯内に於て、永久的に又は一時的にも武装軍隊を存置するを許されず。獨逸領土内に於て一切の徵兵制度を廢止し。獨逸軍隊の兵數は總計二十萬人と定められ、海軍はドイツランド若くはロートリンゲン型の戰艦六隻、輕巡洋艦六隻、驅逐艦十二隻、水雷艇十二隻を超過するを許さず。又此等に代らしむる爲め、建造したる艦船も以上と同じ隻數を超過することを得ず。潛水艇は一隻も有することを得ず。次に獨逸は陸海軍とも何れの航空隊を有せざることを承認せざる可からず。次に獨逸は聯合諸國に對し、賠償、總額五百億圓を支拂はざる可からず。次に獨逸は、聯合諸國に對し、重量噸千六百噸以上一切の獨逸商船車量噸千六百乃至二百噸の獨逸船舶の二分の一、蒸汽『トローラー』其他、漁船の四分の一を聯合國に引渡すことに同意せざる可からず。

此の如くにして、昨日迄、勢威赫々、歐洲大陸に龍蟠虎踞して、世界を睥睨し、其の一顰一笑、列國をして一喜一憂を感ぜしめたる獨逸も、戰敗の結果として、一等國より俄に二等國に墜ち、英米兩大國の後塵を拜せざる可からざるに至りたるは、所謂天の作せる孽にあらずして自ら作せ

る孽也。極端なる軍國的帝國主義を濫用したるの結果也。獨逸たるもの此に至りて、將た誰をか尤めんや。

對奧講和條約案も亦對獨講和條約と等しく最とも其の峻嚴を極めたり。其の條約に據れば、奧國は、匈加利の完全なる獨立を承認するに由り、千八百六十七年來、存続したる奧匈二重帝國は消滅し、チエツク・スロアック、及びセルボ・クロアト、スロウキン國即ち南斯拉ヴ國の獨立を承認し、且つその他、以前自國と合體し、奧匈帝國を組織せる領土を割讓するに由り、五萬乃至六萬平方哩間の領域に、約六百萬の住民を有する一團としてのみ存立するに過ぎざる也。

又た奧國は、現在未だ孰れの國にも割當てられざる舊領土に於ける權利を拋棄するに由り、北方及び東北方に於てはボヘミア、モラヴィア、シレシア、ガリシア、ブコウキナの諸州、伊國及びセルボ・クロアト、スロウキン國に面する兩方後日聯合國より決定せらるべしに於ては、チロル、カルニオウ、海岸州等の全部、少くとも其の一部、及びダルマノチアの全部を失ふに至るべく。隨て奧國は、獨逸民族以外の民族、即ちチエツク・スロウアツク人、波蘭人、南斯拉ヴ人、羅馬人、伊太利人の居住せる地方の全部、少くとも其の大部分を失ふに至るべし。左れど、奧國に於ける民族自決運動なるものは元と是れ、百年以前に萌芽したるものにして、敢て今日に始まりたるに非ず。唯

だ獨逸勢力の後援を待みたる奧匈帝國主義者の彈壓に由り、辛うじて此の二重帝國を維持し來りしと雖も、獨逸の武威地に墜ち、聯合國に屈服するに至るや、民族問題は、勃然として興り、彼の數世紀間、獨逸と並馳して歐洲の中原に雄視し、面積十一萬五千八百八十二方哩、人口約二千八百五十七萬を有しつゝ、ありし『ハプスブルグ』家の領域は、今や七花八裂の状態を呈し、一等國より三等國となり、白耳義、荷蘭、葡萄牙の小國と伍するに過ぎざるに至る。國運の消長、天命と云ふと雖も、此の老帝國の末路に對し、誰か一掬の涙を灑がざるを得んや。左れど是れ亦奧國が獨逸の軍國的帝國主義に跟隨して、小弱國を壓迫したる結果なりとせば、畢竟、彼等が自ら作せる運命なりと謂はざる可からず。

歐洲大戰の初め、獨逸が累世の威を挟み、迅雷耳を掩ふに遑あらざる勢を以て、聯合軍を破るに方りてや、世界列國、誰か敢て其の鋒に撓るものあらんや。而して我が帝國が、決然として起ち、宣戰詔書を換發し、聯合國に左袒して之と戰を開くに至りたるものは、畢竟、王道を明にして、彼の無道を征せんが爲めのみ。左れど、我が帝國の蹶起が、聯合國の同情を博したると同時に國內に於て、親獨派の一部、政黨の一部より一種の反對を惹き起したるは、掩ふ可からざる事實なりし也。而して此の一種の反對は、當時に於て、國內の民心に影響する所少なからざりし

と雖も、今日、我が帝國が獨逸の軍國的帝國主義を排して、世界の平和に貢献し、五大強國の位置を占め、講和會議に於て、英、佛、伊、米の四大強國と均等の發言權を有するに至りたるものは、畢竟此の參戰の效果なりしとを回想すれば、吾人は、今日に於て、我が國民と共に當時當局者が異議者を排し、參戰に決したる功勞を認めざるを得ざる也。

對獨講和條約

前文

前文には戰爭の基因竝に獨逸の休戰を要求したる次第を簡單に叙説して兩締盟國の名稱を列舉せり即ち一方は米國、英帝國、佛國、伊國、日本の五大國及び白耳義、ボリウキヤ、伯刺西爾、支那、波馬、エクロドル、希臘、ゲラテマラ、ハイチ、ヘジヤス、ホンジュラス、リベリヤ、ニカラグロ、巴奈馬、秘露、波蘭、葡萄牙、羅馬尼、塞耳維、暹羅、チエツク、スロヴァツク、ウルグワイにして一方は獨逸なり。

次に是等各國を代表せる全權大使の氏名列舉し各其全權委任狀を提示し其有效妥當なるを認め左記の條約を協定せるを記し且左の如く聲明せり。

本條約施行と與に戰爭狀態終止し以後條約の規定に違ひ獨逸及び獨逸を構成する各國と聯合與國との間に國交を回復す。

第一章 國際聯盟

加入國

國際聯盟は同聯盟規約署名國及び聯盟規約承認を勸誘されたる各國を以て其加入國とす但し後者は二箇月以内に保留條件を附せずして規約承認の宣誓書を提出せざる可からず。

何れの國家、自治領(ドミニオン)又は植民地も聯盟會議三分の二によりて其加入を承諾されたる時は聯盟に加入する事を得。

書記局

加入國は國際上の義務を履行したる場合には二箇年前の豫告を以て聯盟より脱退する事を得。

聯盟本部所在地たるセネバに聯盟常設書記局を置く。

聯盟會議は加入國代表者を以て組織し定期集會を開き其決議は各國を單位とし加入國は各一票を有し出席代表者數は各三名より多からざる可し。

執行委員會

執行委員會は五大聯合列強の代表者及び時々聯盟總會に依つて選拔さるゝ他の四加入國代表者により成る委員會委員の投票により他の加入國をして委員會に代表せしむる事を得而して尠くとも一年一回會議を開く可し。

執行委員會に代表者を有せざる聯盟加入國は自國の利害に關する問題が委員會に於て討議せらるゝ場合には其代表者を委員會に列席せしむる事を勸誘さる可きものとす。

表決は一國を以て單位とし加入國の投票は一國一票とし一名以上の代表者を有せざるものとす。

聯盟會議及び執行委員會に於ける決定は滿場一致に依らざる可からず但し議事法に關する場合竝に聯盟規約及び講和條約中に特に決定は多數決に依るべき旨を規定る事項に關する場合は此限りにあらず。

軍備

執行委員會は軍備縮少計畫を立案し之れを加入國の審議及び採擇に附すべし是等の軍備縮少計畫は十箇年毎に改訂せらる

對獨對埃條約

對獨對埃條約

べきものとす。

右軍備縮小計畫を採用せる加入國は委員會の同意を経ずして確定されたる軍備制限を超過すべからず。加入各國は其軍備及び軍備計畫に關する十分なる報告を交換すべく且常設委員會を任命して陸海軍問題に關し委員會の顧問たらしむべし。

戦争防避

開戦或は開戦の危険ある場合に委員會は協同動作として聯盟の執るべき行動につき考慮するため集會を開くべし。

加入國は紛議の問題を仲裁に提供し且つ仲裁判決後三箇月を経過する迄は開戦せざるべきを誓約す。

加入國仲裁判決を履行し且つ仲裁判決に服従せる係争國に關しては交戦せざる事を協諾す若し加入國にして仲裁判決を行せざる時は委員會は必要なる方法を講ずべし。

國際的紛議に就き裁決し又は勸告的意見を提示するため委員會は常設國際裁判廷設置の計畫を立案すべし。

紛議の問題を仲裁裁判に提供せざる加入國は委員會又は聯盟總會の判決に服従せざるべからず。

若し係争國代表委員を除く委員會が無異議を以て加入國の權利に就き意見の一致を見たる時は加入國は委員會の推薦したる所を承諾したる他の係争國の何れとも開戦せざる事を協諾す此場合に於て聯盟總會の推薦する提案は委員會の全員と殘餘加入國(係争國を除く)の多數との一致を見たる時は委員會委員の全會一致の推薦と同一の效力を有すべし何れの場合に於ても若し必要なる意見の一致を見る能はざる時は各加入國は公道と正義とを支持するに必要なる行動を取るの權利を保留す聯盟規約を無視して開戦したる加入國は直に他の加入國との凡ての交通を遮断さるべし斯の如き場合に於て委員會は聯盟規約擁護の爲め聯盟が團結して取るべき陸軍又は海軍の行動に就て考慮し此の計畫に協力する加入國の爲めに便宜を計るべし。

條約の効力

國際聯盟成立後に締結されたる總ての條約及び國際的契約は書記局に於て之を記録し發表せらるべし。

聯盟會議は加入國に對して適用不可能となりたる條約又は平和を危殆ならしむるが如き條約を再考すべく時々助言すべし聯盟規約は其規約の條項と相容れざる加入國間總ての義務を無効ならしむべし但聯盟規約は平和維持を確保せんとする仲裁條約又はモンロー主義の如き領土的効力に影響を及ぼす事なし。

委任統治制

未だ獨立し得ざる國民の保護後見は其任に當るに最も適當なる先進國に委任すべし。

聯盟規約は各種の委任統治を必要とする三種類の文化發達程度あるを認む

(イ) 土耳其帝國に屬する地方の如きもの即ち獨立國民として假りに承認し得べき委任統治國より助言と援助とを受くるもの但し委任統治國の選定に就きて是等地方は發言權を許さるべし。

(ロ) 中央阿弗利加の地方即ち國際聯盟加入國に依り一般に承認されたる條件に従ひ委任統治國の管理するもの是等の地方に於ては聯盟加入各國に對して通商上の機會均等を許すべし尙奴隸、武器及び酒類の賣買の如き惡弊を禁止し陸海軍の根據地の設置及び強制的軍事教育の開始を許さず。

(ハ) 太平洋諸島の如き地方即ち委任統治國の領土の一部として委任統治國の法律に依りて最も善く管理さるべきもの、但し何れの場合に於ても委任統治國は毎年報告を提出し其制限を受くるものとす。

加入國の協約

聯盟加入國は各自領土及び通商關係を延長接觸する總ての國に於て公平にして人道に協へる勞働狀態を獲得し之を維持するに努力し各自支配の領土内に於ける土民に公平なる待遇を獲得すべきことを協諾す。

對獨對塊條約

加入國は婦人、小兒並に阿片及び他の危險なる藥材賣買に關する協約實行の監視を聯盟に委託す。
聯盟加入國は相互の通信及び運輸の自由及び通商上均等待遇に對し規定する處あるべく戰爭中荒廢に歸したる地方の需要に就て特別の考慮を用ふべく又疾病の豫防及び撲滅のため國際的手段を講ずるに努力すべし既報の國際的機關及び委員會並に將來設置さるべき同種の機關及び委員會は聯盟の支配下に置かるべし。

聯盟規約修正

聯盟規約の修正は執行委員の全會一致及び聯盟總會多數の批准を経たる時初めて効力を生ず。

第二章 獨逸國境

獨逸國境は二項目に分ち一は獨逸本國に就き他は東普魯亞に就き規定しあり。

新波蘭國、獨逸並に東普魯西各地間の境界線及び東普魯西、リシアニア間の新境界線は當該境界委員の今後の報告を待つを要せざるほど十分且詳細に記述しあり。

白耳義との境界は後章白耳義の條款に於いて記述せられたる線に依る。

ルクセンブルグとの境界及び瑞西との境界は千九百十四年八月現在のものとす。

佛蘭西との境界は千八百七十年七月十八日現在のものとしザール流域につき一の保留をなす。

奧太利との境界は新チエツク・スロヴァツク國境線の基點迄は千九百十四年八月三日現在のものとす。

チエツク・スロヴァツクの境界は新波蘭國境界の基點迄は獨逸境界に據る。

獨逸、丁抹間の境界及び普魯西、波蘭間の國境の一部は後日人民投票の結果によりて決定することとなせりとす。

第三章 歐洲に於ける政治的條項

白耳義 獨逸は白耳義を中立として建設し且其國境其他を確定したる千八百三十九年條約の廢止を承諾し且前以て聯合

國が右條約に代はらしむるに決するやも知れざる如何なる條約にも同意すべきものとす。

獨逸は係争中のモレネー領土(アッヘン西南)及び普魯西領モレネーの一部に對する白耳義の完全なる主權を承認し白耳義のためにオイヘン及びマールメデイに對する總ての權利を拋棄すべきものとす而て其住民は六箇月以内に此變更の全部若しくは一部に對して抗議を提出するの權利を有す但し最後の決定は國際聯盟之を保留す、國境の詳細事項は委員會を設けて之を決定し國籍變更に關する各種の規則を定むべし。

ルクセンブルグ 獨逸はルクセンブルグ太公國との間に締結せる各種條約及び協約を廢棄し一千九百十九年一月一日以後同太公國を獨逸關稅同盟區域より離脱せしむることを承認し、鐵道敷設等に關する一切の權利を拋棄し、同國の中立廢棄に同意し且將來に於て同國と聯合與國間に締結さるべき如何なる國際協約をも豫め承諾す。

ライン河の左岸 後に記す陸軍に關する條項中に規定せる如く獨逸はライン河の東方五十基米突以内の地帯に如何なる要塞をも存置し又は築造すべからず獨逸は上記の地帯内に於て永久的又は一時的にも武装軍隊を存置するを許されず又は如何なる演習も行ひ又は動員を便宜ならしむる如何なる工事をも維持すべからず若し此項中の條件に違反する事あらば獨逸は講和條約調印國に對して敵對行爲に出でたるものと見做さるべし此講和條約に依り獨逸は國際聯盟執行委員會が獨逸に對して説明を求むる事ある場合には凡て其要求に應ぜざるべからず。

ザール流域 北部佛蘭西に於ける炭坑破壊に對する代償として又賠償金中への支拂として獨逸はザール流域の炭坑及び其の補助機關、附屬具及び設備に對する完全なる所有權を佛國に讓與すべし、其價格は賠償委員會に於て見積を立て賠償金額中に繰込むべし、佛國の享有する諸權利は戰時中の法律を除き休戰條約調印當時施行の獨逸法律に準據すべし而して獨逸は現所有主に對しては賠償をなすことを約す佛國は今後引續き地方的需要に應ずるため現在の割合に依り石炭を供給し又公正の比例に依り地方税を負擔すべし。

獨對奧條約

ザール流域の區域は佛國に回收せられたるローレン州境界よりサン・ウエンデルレンの北方に及びホンブルグ市の東方なるザール・ホルツバッツハに至るザール深谷を包含するものとす。

ザール流域内に於ける人民の諸權利及び福祉を確保し及び鑛山採掘の完全なる自由を佛國に保障するため國際聯盟の任命せる五名の委員會を以て同地方を支配せしむ而して右の委員は佛人一名、ザール住民一名、佛國及び獨逸以外の代表者三名を以て組織し國際聯盟は同委員中の一名を委員長に任命し行政の任務に當らしむ。

委員會は素獨逸帝國、普魯西及び巴威の施行せる一切の政權を執行し鐵道其他の公用機關を管理し條約の條款を解釋するの全權を有す。同地方の各裁判所は總て現在の儘之を存續するも委員會の命令に服すべきものとす。現行獨逸法律を以て法令の基礎となすも委員會は地方の代表會議を組織し之に諮詢したる上右法律を改訂することを得、委員會は課稅權を有す但し右稅金は單に地方政治上の目的に充つるに止まるべし新稅は總て同會議の承認を経るを要す。

勞働立法に關しては委員會は同地方の各勞働團體の希望及び國際聯盟の勞働計畫を斟酌すべし佛國其他諸國の勞働者自由を雇附する事を得べく而して佛國勞働者は佛國勞働組合に加入するも勝手たるべし本地方には秩序維持の爲め憲兵を使用する外軍隊を置かず、人民は各地方議會、信教の自由及び學校及び言語を保存することを得但し其參政權は各地方議會に限らる、人民は現在の國籍を持續する事を得、國籍變更を願ふものは之を許す而して國籍變更を願ふものは其の財産に關して一切の便宜を受くるを得、本地方は佛國國稅區域の一部と爲し石炭及び冶金上の產物にして獨逸に輸出するもの又はザール流域に輸入する獨逸產物は輸出稅を賦課せず又流域の產物にして獨逸に輸入するもの又は地方消費の目的を以て流域に輸入する獨逸產物には五年間輸入稅を賦課せず、佛國貨幣は何等の制限なく自由に通用せしむ。

十五年を経過したる後住民が國際聯盟の下に行はるゝの現制の維持を願ふか或は佛國と合體するを願ふか或は又獨逸と合體するを願ふかを決定する爲人民投票を行ふべし調印當時の住民にして廿歳以上の者は總て投票權を有す、國際聯盟は以

上の方法によつて表現せられたる意思に従つて本流域に對する窮極の主權所屬を決定すべし。獨逸に同附せられたる領土に於ては其の如何なる部分を問はず獨逸政府は評定價格に従つて一切の佛國炭坑を買取るを要す若し獨逸にして回收後六箇月以内に其市價を支拂はざる場合には其地は佛國の所屬に確定すべく又獨逸にして炭坑を買戻さんとせば國際聯盟は石炭の幾何を佛國に送附すべきかを決定す。

アルサス。ローレン 獨逸は千八百七十一年佛國及びアルサス。ローレンの人民に加へたる非行を補償すべき道徳上の義務ある事を承認したる上フランクフルト條約に依つて獨逸の讓受けたる領土を佛國に還附し其の境界は千八百七十一年以前より休戰條約調印當時に至る迄の現在境界線の儘とし且一切の公共債務を負擔せしむるべきを約す又市民權の資格に就ては本條約中詳細なる規則を掲げて之を規定し正式に市民權を出願するを要するものとす三年後歸化して得るものとの差別をなし後者の階級中にはアルサス。ローレン内の獨逸住民をも包含せしめて條約の規定に従ひアルサス。ローレン人の身分を獲取せざるものとの間に差別をなせり獨逸前主權者の一切の公私財産は現金支拂若しくは信用に依ることなく無償に悉く佛國の所有に歸せしめ鐵道所有權及び電用地の權利に關しても佛國は獨逸に代りて之を獲得し又ライン河の上各橋梁は其維持の義務と與に佛國に讓渡すこととせり。

アルサス。ローレンの製造品は今後五年間毎年戰爭前三箇年の平均年額に超過せざる限り獨逸に無稅輸入を許し織物材料は無稅にて獨逸よりアルサス。ローレンに輸入し又再び輸出をなすことを許すライン右岸より電氣動力を受くるの契約は今後十年間依然効力あるものとしケール。ストラスブルグ兩港は之れを一單位としてライン中央委員會の任命監督する佛國行政官をして之を統治せしめ其年限は之を七箇年とし場合に依つては之を延長して十箇年となすことを得、兩港に於ける所有權は十分之を安固にし商業上には各國の人民船舶貨物に對して總て平等の待遇を與ふる事を保證す。

アルサス。ローレン人と獨逸人との間に締結せられ居れる契約は佛國が公共利益の理由を以て取消を命ずるの權利あるも

のを除くの外は總て之を有効とし裁判所の裁判は或種の職業に關するものも依然有効として其他のものに於て先づ司法上の認定證を受くるを要す、戦時中の政治犯に關する宣告は無効とし戦時中賦課徴收したる罰金は拂ひ戻さしむる事尙他の聯合國領土内に於けるが如し又諸種の條規を立て、アルサス、ローレンの特殊條件に適應する様條約の一般規定を整調し特殊の執行事項は佛獨間は締結せらるべき協約に譲れり。

獨逸系埃太利 獨逸は獨逸系埃太利の完全なる獨立を承認す。

チエツク・スロゲアツク 獨逸はチエツク・スロウアツク國の完全なる獨立を承認す、カルパシア連山の南なるルテニア自治領も同國中に包含す其境界線も亦今後決定せらるゝ通りに承認す、此境界線は獨逸國境方面に在つては千九百十四年ボヘミヤの舊境界線に依るものとす次に國籍の獲得變更に關して普通通行はるゝが如き數個の規定を列掲したり。

波蘭 獨逸は上部シレシヤの大部分、ポーセン及ワイスマチエラ河の左岸なる西普魯西州を波蘭に割讓す、講和成立後十五日以内に聯合國代表者五名、波蘭、獨逸各一名合計七名より成る陸上境界委員會を組織して此境界を劃定せしむ、入種上又は宗教上の少數者を保護するに必要なる特殊の規定は聯合國と波蘭との間に締結せらるべき條約に於て規定する筈なり

東部普魯西 波蘭に面する東部普魯西の南部及び東部國境は左の二地方に於ける人民一般投票により決定せらるべきものとす。

第一、東部普魯西の南部國境とアーレンスタイン攝政領の北部國境の間にて東部及び西部普魯西間の境界と相會する所よりオレツコ及びアウゲルスブルグ兩閣間の境界との接點に至り夫れよりオレツコの北部境界と現在との接點に至るアレンスタイン攝政領。

第二、スツーム及びブロセンブル兩閣及ワイスマチエラ河の東方マリエンブルグ及びマリエンワエルテルの兩閣の一部より成る地方何れの場合に於ても獨逸軍隊及び獨逸官憲は講和成立後十五日以内に引上ぐ此領土は五名よりなる國際委員の管理下

に置かるべし而して此國際委員は五大國及び聯合國に依りて任命せられ自由にして公平なる無記名投票を行ふの準備を整ふべき特殊の義務を有す此委員を五大國に對して一般人民投票の結果を報告し同時に國境に對する建議を提出すべし而して新官の憲の設置せらるゝと同時に其任務終了す。

五大國及び聯合國は東普魯西に對してワイスマチエラ河への完全にして公平なる接近及びワイスマチエラ河の使用を確保する規定を立案すべく次でワイスマチエラ河右岸の獨逸領土を經由する波蘭、ダンチツヒ間の適當なる鐵道交通を確保せんが爲め波蘭、獨逸及ダンチツヒ間に協約を締結すべし但し其條件は五大國及び聯合國の決定すべきものとす一方波蘭は普魯西より獨逸に至る自由通行を許可すべし、ネーメル附近なる東普魯西の東北隅は獨逸より聯合國に割讓されべきものとす而して獨逸は右割讓地方に關する解決方法特に住民の國籍に關して之を承諾すべきものとす。

ダンチツヒ ダンチツヒ及び其隣接地方は國際聯盟の保證下に「ダンチツヒ自由市」を組織すべきものとす國際聯盟に依り任命せられダンチツヒに駐劄する最高委員は正式に任命されたる市代表者と協力して憲法を起草し第一に同市と波蘭との間に發生する總ての爭議を處理すべし同市の境界は講和成立後六箇月以内に任命されたる委員によりて確定さるべし此委員中には聯合國より三名、獨逸より一名、波蘭より一名の代表者を加ふべし。

五大國及び聯合國の決定する條件に従ひ波蘭とダンチツヒとの間に協約を締結すべし而して此條約に依りダンチツヒを波蘭の關稅區内に包括す但しダンチツヒには自由區域を設く尙此協約に依り波蘭のためにダンチツヒの水路、船渠其他港内設備の使用、ワイスマチエラ河及びダンチツヒ市所在鐵道機關の管理經營並に波蘭ダンチツヒ間の通信機關等を確保しダンチツヒ市在住波蘭人に對する差別的待遇を防止しダンチツヒ市の對外關係及び在外同市民に對する外交上の保護を波蘭に管掌せしむべし。

丁抹 獨逸と丁抹との國境は平和克復後十日を経て北部シュレスウイツヒ一帶、中部シュレスウイツヒの數箇部分に於

て各自治體別に投票を行ひ關係地在住民の希望に従つて之れを決定す、獨逸軍隊及び獨逸官憲はシュライ河口アツベル、シユレスウイツヒ、フリドリセスタットよりアイデル河に沿ひトニンク南方北海に至る線の北なる各地方より撤退し此地方の勞兵會は解散せられざるべからず。投票進行中の同地方は五名の委員より成る國際委員會(五名の委員中二名は諾威、瑞典兩國政府を招じて其任命をなさしむ)一時一般行政權を掌握す斯くて愈々在住民投票の結果判明したる後は丁抹は自國への投票多數なりし地域を領有し同時に獨逸は此地域の主權を拋棄す而して在住民全部は或る例外を除きて丁抹の國民權を獲得す或條件の下に個人個人の國籍を變更し得るため若干の條文あり。

ヘリゴランド島、ヘリゴランド及びデューネ兩島の要塞、軍用建造物及び要港は聯合國監督の下に獨逸側の費用と勞力を以て之を破壊し將來に於て之れが再築又は之と同様の設備建造を許さず。

露西亞 獨逸は舊露西亞帝國の一部を形成する各領土の完全なる獨立を承認し且つこれを尊重す可し、獨逸はアレスト、リトウスク條約並に千九百十七年十一月の革命以來獨逸に依つて各國政府若しくは舊露西亞帝國の領土内に於ける政治的團體と締結されたる一切の條約及各種協約の廢棄を絕對に承認すべし。

聯合國は露西亞の爲に現在條約の主義に基き獨逸より獲得す可き賠償及び満足なる解決の爲め一切の權利を保留す。

第四章 歐羅巴以外の政治的條項

歐羅巴以外に於ける獨逸の權利

歐羅巴以外に於て獨逸は聯合國に對し自國若しくは其の同盟諸國の領土に關する一切の權利、所有權及び特權を拋棄し且つ聯合五大國に依つて右に關し如何なる手段を執らるゝとも之を承諾すべき責任あるものとす。

植民地及び海外領土

獨逸は聯合國の爲めに其の海外領土並に該領土内に於ける一切の權利及び所有權を拋棄すべし獨逸帝國及び獨逸國に屬す

る一切の動産及び不動産は當該地に於て主權を行使する政府に讓渡さる可し是等の政府は獨逸國民を故國へ送還のため又は歐洲種の獨逸臣民の居留、財産保持若しくは營業を繼續すべき條件に關し適當と思惟する規定を設くることある可し獨逸は千九百年一月一日より千九百十四年八月一日に至る間カメルーン及び其國境地帯に於て獨逸文武官憲及び各個の獨逸人の行爲に依つて佛國國民の蒙りたる損害に對し賠償を支拂ふべき責任あり、獨逸は千九百十一年十一月四日及び千九百十二年九月廿八日の協約に基き一切の權利を拋棄し且つ賠償委員會に依つて是認されたる佛國側の見積額に従ひそれに依つて保障せらるゝ一切の預金、貸金、立替金其他を支拂ふ可き責任あり獨逸は阿弗利加に於ける武器及び酒精の貿易並に千八百八十五年の伯林に於ける一般規約及び千八百九十年のブラツセルの一般規約に關し聯合國に依つて設けらるゝ如何なる規定をも之を承認し且つ遵奉する責任あり、舊獨逸植民地の住民に對する外交的保護は今後同植民地に主權を行使する政府に依つて附與せらるべきものとす。

支那

獨逸は千九百一年團匪事件議定書の結果獲得したる一切の特權及び賠償金並に一切の建造物、埠頭、兵營、要塞、軍需品、艦船、無線電信所其他の公共建物を支那の爲に拋棄す但し公使館建物又は天津漢口其他膠州を除き支那領土内の獨逸居留地内の領事館建物は此限りにあらず又獨逸は何等の報償を受けずして千九百年及び千九百一年押收したる一切の天文機械を支那に還附することに同意す但し支那は北京公使館街の獨逸の財産は團匪事件議定書調印國の許諾なくして自由に之を處分することなかるべし。

獨逸は漢口及び天津租借地の拋棄を受諾し之を萬國の使用のため開放することに同意す、獨逸は又支那に於ける獨逸臣民の抑留若しくは送還につき及び千九百十七年八月十四日以降支那に於ける獨逸財産の差押へ若しくは處分等につき支那又は聯合國政府に對する凡ての要求權を拋棄す、獨逸は英國のため在廣東英國居留地に於ける獨逸官有財産を拋棄し且つ佛

國竝に支那のため在上海佛國居留地に於ける獨逸學校財産を抛棄す。

運 羅

獨逸は獨逸間の凡ての協約(治外法權に關するものを含む)が千九百十七年七月廿二日を以て其効力を失ひたることを承認し領事館及び公使館の建物敷地を除き凡ての獨逸官有財産を無償にて運羅に讓渡す。

獨逸人の私有財産は講和條約の經濟條款に従ひて處分し獨逸は獨逸船舶の押收及び沒收抑留獨逸臣民の損害等に関し運羅に對する凡ての要求權を抛棄す。

リベリア

獨逸は國際聯盟の協定の下にリベリアに對する千九百十二年の凡ての權利殊に關稅徵收官任命の權利を抛棄し而してリベリアの回復に關する向後の協議に干渉せざるべし。

獨逸はリベリアとの通商條約及び協定全部を廢棄したるものと認めリベリアがリベリアに於ける獨逸人の復歸に對する制限及び條件を協定する權利ある事を承認す。

摩 洛 哥

獨逸は千九百九年及千九百十一年のアルゲシラス議定書及び佛獨協約竝にシエルフ帝國(回教諸國)と締結したる凡ての條約及び協定に據る所の獨逸の權利、所有權及び特權全部を抛棄す。

獨逸は摩洛哥に關し佛國及び其他の諸國との協定に對し何等干渉せざるべく而して同地に於ける佛國の保護統治權を認容し治外法權等の特權を抛棄す。

シエルフ政府は獨逸國民の待遇に關して完全なる自由を保有すべく獨逸法律保護の下にありたる人民は今後一般法律の支配を受くべし、鑛山を含む獨逸の動産不動産は一切之をシエルフ政府の所有とし賠償要求額中より除去する事ある可し。

獨逸は又摩洛哥國立銀行に有する利益を抛棄せん事を要求せらる而して獨逸に輸入さるべき摩洛哥貨物は一切佛國貨物と同等の特權を附與さるべし。

埃 及

獨逸は千九百十四年十二月十八日の聲明にかゝる埃及に對する英國の保護權を承認し千九百十四年八月八日を以て獨逸、埃及間に締結されたる治外法權條款竝に一切の條約、協約其他を廢止す、獨逸は埃及に關して英國其他諸國間に行はるゝ如何なる交渉にも干渉せざるを保障す。(尙獨逸國民及び財産に對する裁判權竝に國債委員會に關して行はるゝことあるべき事項に對して獨逸の承認を要する條項あり)

獨逸は蘇士運河の自由通行權獲得に關し土耳其前皇帝の附與したる權能を悉く英國に移すことを承諾し在埃及獨逸國民個人に屬する財産に關する協定は摩洛哥其他の諸國に於ける場合と同様に行はるべし而して獨逸に入る英國及び埃及の貨物は英國貨物と同様の取扱を受くべし。

土 耳 其 及 び 勃 牙 利

獨逸は土耳其及び勃牙利に於て獨逸竝に其國民に依りて主張されたる權利特權又は所有權に關し聯合各國と右兩國との間に締結せられ本條約中に記載され居らざる協定全部を承認す。

山 東 に 關 する 條 項

獨逸は千八百九十八年三月六日支那との條約竝に山東に關する他の協約に依り持に膠州に關して獲得したる一切の權利、所有權及び優先權竝に鐵道、鑛山、海底電線を日本に讓與す。

獨逸は一切の設備及び鑛山採掘權及び營業權を包含する青島、濟南間鐵道に屬する一切の權利竝に青島より上海、芝罘に到る海底電線を同様日本に讓與す但し海底電線は無報償とす。

對 獨 逸 條 約

獨逸の國有財産は動産と不動産とを問はず一切日本に於て無報償にて獲得す。

第五章 陸海軍及び航空

各國民の一般的武器制限の開始を可能ならしむる爲め(數語脱落)獨逸は直に陸海軍及び航空に關する條項の遵守を保護す其の條項下の如し。

陸軍 陸軍條件は獨逸軍隊の解隊並に講和條約調印後二箇月以内に獨逸に課せらるべき他の軍事上の制限を規定す。(實際武裝解除の第一歩として)獨逸領土内に於ては一切の徵兵制度を廢止し志願を基礎とする募兵規則は下士及び兵卒の軍隊在籍期間を繼續十二箇年以上勤務とするを條件とし且つ將校は二十五箇年間服務し四十五歳迄は返職せしめざる事を規定せる獨逸陸軍法中に結合すべきものとす、戰時勤務のため豫備將校を置くを許されず、獨逸軍隊の兵數は總計十萬人(内將校は四千人以内)と定められ右の數以外に他の陸軍將校を置かしめざる事を規定す。税關官吏、森林監督官吏及び警官の増員或は彼等に對して軍隊教練を授くる事は特に禁止せらる、獨逸軍隊の職權は國內の秩序を維持し國境を管理するにあり。最高司令官の權限は行政任務にのみ限定され參謀部を保留するを得ず陸軍省及び同様の官廳に服務する文官は千九百十三年當時の人員數の十分の一に減ぜしむ。歩兵七箇師團、騎兵三箇師團並に軍團善僚二箇以内を設置せしむ。將校及び士官候補生に對する餘分の士官學校及び幼年學校は閉鎖せられ將校補充の爲め保留せらるる學校に入學を許せらるる生徒の數は其の學校の缺員補充の程度に制限せらるべし。

獨逸に於ける兵器、彈藥及び軍需品の製造は如上の規定に基き編成さるる軍隊に必要なりと思惟せらるる數量を基準とする程度に制限せらる、現存の兵器、大砲及び軍需品にして如上の制限數量を超過するものは聯合國に引渡して其處分に委すべし毒瓦斯、液火、又は裝甲自動車を製造又は輸入すべからず。獨逸は軍需品製造工場一切の名稱及び其の位置並に其の生産額の細目を聯合國に通告して其承認を受くるの義務を有し、官立造兵廠は閉鎖せられ其の職員は罷免せらる。

防備工事に使用すべき軍需品は一〇五籽砲一門につき一千五百發以下、夫れ以上の大口徑砲一門につき五百發と制限せらるべし、獨逸は外國の爲め兵器及び軍需品の製作或は之を外國より輸入する事を禁ぜらる。獨逸はライン河の東方五十基來突以内の獨逸領土に如何なる要塞をも支持し又は築造すべからず上記の地帯内に於ては永久的又は一時的の何れにも武裝軍隊を存置するを得ず。獨逸帝國の舊南部及び東部國境上の要塞に關しては現狀を保留すべし、獨逸は如何なる陸軍演習をも行ふを得ず亦動員補助の目的を以て如何なる永久的工場をも保存するを得ず要塞の解隊は三箇月以内に行はれざるべからず。

海軍 海軍に關する條件は下の如く規定せり即ち獨逸は講和條約調印後二箇月以内に服役中の獨逸海軍力はドイツチェランド若しくはロートリンゲン型の戰艦六隻、輕巡洋艦六隻、驅逐艦十二隻、水雷艇十二隻を超過するを許さず又此等に代はらしむる爲め建造したる艦船も以上と同じ隻數を超過するを得ず、潜水艇は一隻も有するを得ず其他の凡ての軍艦は悉く豫備艦となし若しくは商業上の目的に従事せしむ北海及びバルチック海に於ける或る特殊の區域内の掃海を終る迄一定隻數の獨逸掃海船はその任務に従事せしむる事あるべし。二箇月を経過したる後海軍の總人員は(電文不明)を超過することを得ず。

聯合國若しくは中立國の港灣に抑留せられたる凡ての獨逸軍艦は終局に於て聯合國に引渡さる可きものとす。二箇月以内に條約中に列擧されたる又は現に獨逸港灣にある若干の追加軍艦は聯合國港灣に於て引渡さるべし、獨逸政府は目下建造中の獨逸軍艦全部を解體することを保證せざるべからず補助巡洋艦其他は武裝を解除し商船として取扱ふものとす、自力を以て推進し或は曳船に堪へ得る獨逸潜水艇、船舶救助船、潜水艇用船渠等は一箇月以内に全部聯合國の諸港に引渡すべし、殘餘の艦船並に建造中の艦船は三箇月以内に獨逸に於て解體せざるべからず解體したる獨逸軍艦の材料は工業用以外の目的に使用する事を得ず又代償に對する特定條件に依るの外外國に賣却する事を得ず、獨逸は軍艦を建造或は獲得する

事を禁ぜらる尙如何なる種類の潜水艇の建造或は獲得をも禁止す軍艦は一定制限内の武器、軍需品及び軍事材料を搭載し得べし制限以上の武器、軍需品及び軍用材料は悉く之を引渡し之が貯蔵若しくは保留を許さず、獨逸海軍兵員は全部各種の制限を有する志願兵制度によりて補充すべし而して其服務最少年限は士官及び准士官二十五箇年兵卒十二箇年とす。波羅的海の自由通航を確保するため獨逸は特定の區域に築城工事を施し又は砲壘を据付けて北海、波羅的海間の航路を制扼するが如きこと無かるべし、此等地域内に在る現存築城工事は撤廢し砲壘は取外すべし、獨逸海岸より五十基内に在り若しくは獨逸領嶼上に在る他の築城工事は防禦的のものとして保有することを許すも新たに築城工事を起し又備砲を増加することを許さず、叙上の防禦用に充つる爲め貯蔵すべき彈藥の最大額は四吋一以下の砲一門に對して一千五百發同口径以上の砲一門に對しては五百發とすナウエン。ハノーブアー及柏林の獨逸無線電信所は今後三箇月間は聯合與國政府の許諾を経るにあらすば海軍、陸軍又は政治上の通信に使用することを許さず唯だ商業上の目的に對しては監督の下に之を許す同期間中獨逸は前記の無線電信よりも高度の無線電信所を一箇所たりとも設置することを得ず獨逸の切斷せられたる海底電線にして切斷後聯合國に於て之を使用せず又切斷後聯合與國中の一國に於て之を取外し若しくは少くとも之を使用し居らざるものは獨逸の之を修繕するを許す、電線の取外され若しくは現に使用せらるものは聯合與國の財産たるべく右に依り四箇の海底電線若しくは電線若しくは電線の若干部分は獨逸に同附せず。

航空 航空に關する條款中において獨逸海軍は陸海軍何れの航空隊をも有すべからざることを規定せり然れども獨逸は絶対に敷設水雷の搜索にのみ使用さるべき目的を以て一九一九年十月一日まで最大限度百隻を限り武裝せざる水上飛行機を保存することを認許さるべし、獨逸航空隊の全人員は士官を合して總計一千人を限り十月まで保留さるべく其他の利員は今後二箇月以内に除隊さるべきものとす。

聯合與國の航空機は一九二三年一月十三日まで獨逸領土並に領内河海の上空を通航し又は着陸するの自由を十分に享受し

得べきものとす但し右は上記日附以前に獨逸の聯盟加入を許容されず又國際航空條約に加盟することを認諾されざる場合を指す。獨逸全土に於て六箇月間航空機並に航空機各部の製造を禁止さる。一切の陸海軍航空機飛行機（飛行船並に航空材料を包括す）は既に指示されたる百隻の航空機を除く外三箇月以内に聯合國政府に引渡さるべきものとす。

總則 總則は獨逸諸法規を前記各項に適應する様改變する事を規定せり、即ち獨逸は聯合國政府が特に任命せる聯合國委員の監督の下に講和條約中の各項を履行すべきものにして獨逸政府は同委員に對する凡ゆる便宜を與へ經費を支辨するの義務あり、其他陸海軍及空中監督委員會の職務は詳細に互り設定され居れり。

第六章 俘虜と墳墓

俘虜 獨逸の俘虜及び抑留せられたる普通人民の歸國は聯合國代表者と獨逸政府代表者とを以て組成せらるべ委員會に於て各當該地方特務委員會と協力して之を取計らふべし、獨逸俘虜及び抑留せられ居る普通人民は獨逸官憲の手に於て自家の費用を以て遲滞なく歸國せしむべし千九百十九年五月一日以前紀律罪に關する罪科を以て裁判宣告執行中に係る俘虜及び普通人民は其執行完了と否とに拘らず歸國せしむべし但し本規定は紀律罪以外の罪科には之を適用せず、獨逸政府にして戦時法規慣行に對する犯罪者の引渡を終了せざる間は聯合國に特に指定せる獨逸將校を抑留し置く權利を有す、獨逸國人にして歸國を願はざるものに對しては聯合國は隨意之を處分するの權利を有す、總て其歸國は今尙獨逸に抑留せられ居る各聯合國臣民の急速放還を條件とするものとす、獨逸政府は各調査委員會より行方不明なる俘虜に關して問合せを受けたる場合又同委員會が聯合國人を隠匿したる獨逸官吏に懲罰を賦課せんとする場合には之に便宜を與ふべし、獨逸政府は聯合國俘虜の所有に係る一切の財産は之を還附すべく聯合國及び獨逸政府は死去せる俘虜及び其墳墓に關して相互問合せを爲す事を得べし。

墳墓 聯合國及び獨逸政府は各自領土内に埋葬せられたる一切の陸海軍人の墳墓を相尊重維持し又其墳墓に關して任命

せられたる各委員を相承認補助すべし又墳墓を移轉し又は改埋葬を行ふ場合には互に與ふべき限りの便宜を與ふる事に同意す。

第七章 戦争の責任

聯合國は國際道徳及び諸條約の神聖なる義務に背きたる最重罪につき公に前皇帝ウイヘルム二世の罪を糾問す。和蘭政府に對し前皇帝の引渡を要求すべく而して五大國より各一名宛の判事を選出し以て特別裁判所を設置すべし右裁判所は國際政策の最高主義により裁判を行ひ如何なる刑罰と雖も同裁判所が裁定せる判決を課すべき義務を有す。聯合國は戦争法規及び習慣違反の行爲を犯したる者を裁判するため軍事裁判所を設立す而して獨逸政府は其違反者全部を引渡すべし。

同様の裁判所は又特殊の聯合國各自により設立され其國民に對して犯罪嫌疑ある獨人を裁判す被告は自ら辯護人を選擇するの權能を附與され而して獨逸政府は必要ある凡ての書類及び報告書を提供する事をなすべし。

第八章 賠償及復舊

獨逸及び其の與國の侵略により聯合國に強ひられたる戦争の結果聯合國及び其の國民に及ぼしたる損失及び毀害は悉く獨逸及び與國の責任なる事聯合國之を確言し獨逸之を承認す聯合國は獨逸が他の條約上の要求に係る義務遂行に依り其の資源を減少さるべくに依り如上の損失及毀害に對する完全なる賠償を行ふに不十分なるを認むるが故に聯合國は獨逸に對し普通人民に與へたる凡ゆる損害に向つて七箇の項目の下に之を賠償す可き事を要求す即ち(一)戦争行爲に依り直接間接に普通人民に與へたる個人的損傷(空中よりの爆彈投下をも含む)(二)普通人民に加へたる損害敵の命令に依つて行はれたる殘虐行爲に基く海上に於ける曝露及び敵が占領地に於て爲したる行爲の結果をも含む(三)俘虜虐待に依る損害(四)本條約署名の際の計算に基く個人及び出征者家族手當に現されたる聯合國國民の蒙れる損害(五)陸海軍用材料以外の財産に與

へたる損害(六)勞働強制に依つて普通人民の受けたる損害(七)敵の賦課或は誅求によりて受けたる損害。

獨逸は更に獨逸が一八三九年の海牙條約を蹂躪したる結果として自耳義が一九一八年十一月十一日までに聯合國より借り入れたる借款金額を支拂ふの義務を有す而して此の目的の爲め一九二五年支拂の五分利金公債を發行す可し。

獨逸が支拂ふべく損害項目中に規定せられたる賠償金の總額は公正なる審査の後一九二一年五月一日迄に聯合國賠償委員之を決定し且通告す而して之と共に三十箇年以前に賠償金を皆済するための支拂方次第書を提示せらるべし但し是等の資金支拂は不慮の事件突發せる場合或は延期を許す事あるべし。

獨逸は右賠償委員の全權を十分に承認し凡ゆる必要なる報告を提供し其の判決を有効ならしむる様法律を發布すべき事を承諾す獨逸は更に現金及び所有者の判明し得べき或る物貨を聯合國に還附するを承諾す右還附の第一歩として獨逸は二箇年内に十億磅を金貨、物品、船舶を以て或は他の特定支拂の形式を以て支拂ひ此の十億萬磅は下記第一回公債十億磅の内に入算さる可し尙占領地駐屯聯合軍費及び獨逸へ輸入の食料品及び原料品代價は聯合國の見計ひにより此の金額(十億萬磅)の内より差し引く事あるべし。

獨逸の支拂能力を定期計算する爲め賠償委員は左の方針に依り獨逸の租稅組織を検査するものとす。

(イ)内國債に充當し或は其の償還に使用せざる以前獨逸をして其國庫收入を先づ賠償金支拂に振り當てしむ(ロ)一般に獨逸の稅制は賠償委員の代表する何れの列強に於て行はるゝ稅制の割合に比し決して輕からざる事を委員會に於て認定せんが爲獨逸が自發的に規定に従はず獨逸自ら之を戦争行爲と見做す事を承諾せざる場合に聯合國が取る可き權利を有する手段の中には經濟上及び財政上の禁止報復及び各政府が當時の事情に鑒み一般に必要なりと認むる他の諸方法等の諸項目を含む、委員會は米國、英國、佛國、伊太利、自耳義よりの代表者各一名を以て組織す但し塞爾比又は日本は共に自國の利害に關する場合及び其要求の審議せらるゝ場合には自耳義を罷めて自國の代表者を出席せしむ(此處原文數語脱落)委員會

は獨逸をして其の支拂能力に關して證言をなさしめ且其訴へを聽取らるべきの公正なる機會を與ふる事を保證すべし。委員會は本部を巴里に設立し自ら其の議事規則、職員を設定し一切の補償問題に關して總管理權を有し又賠償に充當せられたるもの、受領、保管、賣却、分配に關して聯合國實行機關たるべし表決は總て過半数に依る但左の諸問題は滿會一致賛同あるを要す即ち。

聯合國中何國を問はず其主權に關する問題△獨逸の義務の全部若くは一部の取消△獨逸の發行せる公債の賣却、分配、轉付の時期及び方法△千九百二十一年乃至千九百二十六年間の年次賠償支拂金の延期の一九三〇年を超ゆる場合、一九二六年後の支拂延期が三箇年を超ゆる場合△従前と異なる損害算定の方法の適用及び同法に關する規定の解釋△擔保の方法として公債を發行せしめ若くは其他の責任を負擔せしめて駐屯軍隊の隨時撤退。

要求總額内への支拂として獨逸に向つて其の債務の證認として直に左記公債證券を發行せしむ。

千九百二十一年五月一日以内に支拂ふべき十億磅但し無利息△二十億磅は千九百二十一年乃至千九百二十六年間は年二分半爾後は五分及び還債基金中へ一分利息として千九百廿六年より償還を開始す。

獨逸は今後委員會に於て決定すべき條件に従ひ追加として五分利附二十億磅に對する債券を引渡すべきを約束す獨逸債務の利息は委員會が將來決定する所あるに非ざる限りは年五分とす又委員會は正金に非ざる支拂を受領する事あるべく獨逸より引渡さるべき公債若しくは貨物を代表する高歩證券を委員會より監督者として關係國へ發行するものあるべし而して其額面に相當する獨逸の債務は之れに依つて清算を了したるものとす。

船舶 戰爭の結果喪失し又損害を受けたる一切の商船及び漁船に對し獨逸は噸對噸の原則に依り且同等の船種を以て之を填補せん事の聯合國側の要求を承認し重量噸一千六百噸及び其以上の一切の獨逸商船、重量噸百噸乃至一千六百噸の獨逸船舶の二分の一、蒸汽漁船其他漁船の四分の一を聯合國に引渡す事に同意す此等の船舶は何等義務の拘束無くして之を

讓り渡す事を證明する證明と共に二箇月以内に賠償委員會に引渡す可し賠償の追加として獨逸は更は今後五年間年々重量噸二十萬噸を超過せざる程度にて聯合國の勦定として商船を築造する事を約す獨逸が聯合國より拿捕したる内地航行用の各客船は二箇月以内に還付すべし尙以上の賠償に依つて増充する能はざる損失は其の二割までは獨逸河川船舶の讓與に依つて填補せしむ可きものとす。

荒廢地 獨逸は其經濟上の資源を傾投して侵襲地の物質的回復に専一なるべきを約す賠償委員會の獨逸に向つて獨逸に現存する動物機械等を引渡さしめて破壊せられたる物資の代償に充てしむることを請求し又改造目的に使用する材料の製造を要求するの權能を有す但し此の要求をなす場合獨逸國內に於ける缺くべからざる要求に對して適當の考量を加ふ。

染料及化學藥劑 獨逸は條約が效力を發生する當時の獨逸の總貯藏額の五割まで染料及びキニーネ其他化學藥劑に對し委員會に選擇權を與へ又一千九百二十四年末に至るまで毎年六箇月間其の以前六箇月に於ける總製産額の二割五分までを同様委員會選擇權を與ふ。

海底電線 獨逸は條約中に掲げられたる海底電線の所有權を一切拋棄し其の私有に係るものは獨逸に於て其代償を支拂はしめ賠償中に勦定す。

特別規定 獨逸はルーヴァンの寺院自由塔の破壊に對する賠償として右破壊物の價格に相當する獨逸の古文書古代出版物等を引渡すべし尙又獨逸はユールベル及びジャン・フォン・アイクの描ける壁畫「小羊の禮拜」の内伯林に在る其兩側現在ガンの聖バーウオン寺院に在る其の中央面及びザリツク・プーツの壁畫「最後の晚餐」の内現在伯林及びミュニツヒに在る其兩側面並にルーベンの聖ヒール寺院に在る其中央面を白耳義に引渡すべし。

獨逸は六箇月以内に元メチナに在りしケリフ・オトマンの回教聖典をヘヂヤス王に返還し又元獨逸領東阿弗利加に在りしサルタン・ムクアラの頭蓋骨を英國皇帝陛下の政府に還附すべし獨逸政府は又千八百七十年獨逸官憲が取上げたる書類にして當時ロアル氏に屬せる或る書類を佛國政府に返還し且又千八百七十年—七十一年戰役中奪取したる佛國軍旗を還附

すべし。

第九章 財政

獨逸領土の割譲を受けたる各國は獨逸戦前の國債の一部を負担すべく其額は割譲領土の歳入と總歳入總計との其額との戦前三年間の比例を基礎として賠償委員會に於て査定せらるべし但し一八七一年アルサス・ローレンが佛蘭西より分與せられたる當時獨逸が佛蘭西國債一部の引受を拒絶したる特殊の事情に鑑み佛蘭西は獨逸戦前の國債の如何なる部分をも負擔せざるべし波蘭も亦波蘭壓迫の爲め發生せる或る種の獨逸國債を負担せざるべし割譲領土内の獨逸政府所有財産の價格は一般に賠償勘定として獨逸の貸方に計算せらるべし然れどもアルサス・ローレンに於ける獨逸政府の財産は如何なる物に對しても貸方勘定に算入せられざるべし委任統治國は何種に依らず獨逸の國債を負担せざるべく又獨逸政府所有財産に對し全然獨逸の貸方勘定とならざるべし獨逸は國立諸銀行又は他の同様の國際的性質を有する財政並に經濟的諸團體の業務に參與し又は管理に任ずるの一切の權利を抛棄す。

獨逸は休戦當日以後獨逸領土内に占領軍隊の駐屯する期間内該占領軍隊の經費全額を支拂ふを要す而して此經費は獨逸の資源に依る支拂ふを要す而して此經費は獨逸の資源に依る支拂の最初のものとす。

賠償金は聯合國が右獨逸の資源に關し獨逸への輸入支拂に必要なりと認めたる取扱を爲せる後に於て直ちに支拂はるべきものとす。

獨逸は戰爭中獨逸より土耳其及奧太利匈牙利兩國に對して與へたる財政的援助に關聯して右兩國より獨逸に供託せる金額全部を聯合國に引渡し且つ戰爭中締結せられたる協約に由來する奧太利匈牙利又は土耳其に對する一切の債權を聯合國に引渡す者とす。

獨逸はアカレスト條約及びアレストリトウス條約廢棄を確認す賠償委員會の要請に基き獨逸は割譲領土又は委任統治國に依り統治せらるる諸國及び土耳其支那露西亞奧太利匈牙利及勃牙利諸國內に於ける公共事業に對して有する獨逸國民の

一切の權利又は利益を抛棄し且之を賠償委員會に引渡すべし賠償委員は之れが價格を獨逸の貸方勘定に算入すべし獨逸は獨逸より引出すことを巴西に許可せざりしサンパロ珈琲賣上金の返済を保證すべし。

第十章 經濟條項

税關 本項には獨逸が聯合國の通商に對し直接間接に差別を立てざることを保障する詳細なる規定を設けたり此等の規定は國際聯盟執行委員が期間を延長せざる限り五箇年間に亘り有効なるものなり而して一時的規定を設けアルサス・ローレン。ルクセンブルク及び波蘭に割譲せる獨逸領土の物産を一定の制限額に達するまでは自由に獨逸に輸入し得ること、せり獨逸が聯合國貨物に對し當初適用すべき關稅は千九百十四年の最低率稅を超過せざること、す六箇月後に到り獨逸が聯合國に公平に適用する限りは自由に其關稅を引上ぐることを得但し特殊物品主として農産物に對しては尙二箇年間の期間に亘りて制限を附するものとす而して占領地域に於ては必要の場合に特別關稅を課するの權利を保留するものとす。

海運 聯合國船舶は獨逸に於て少くとも五箇年間最惠國の待遇を享受する者とす本規定は今後國際聯盟執行委員會に依り改訂を経ざる限り互惠條件に基き繼續する者とす漁業、沿岸通商及び曳網に關しては同一期間に亘り稅關上最惠國の待遇を附與せらるる者とす尙獨逸が海岸線を有せざる諸國に屬する船籍證書及び船籍登記地を承認するの規定を設けあり。不正競争 獨逸は聯合國の通商を不正競争より防禦するものとす殊に原産地に就て虚偽の商號及び商標を利用すること、を禁壓し互惠條件に基き其國産の酒類及び強酒類に關し聯合國の法規及び判決を尊重するものとす。

各國民の待遇 獨逸は聯盟各國民若しくは其財産に對し戦前施行され居らざりし制限を附し又は何等の稅を課するを得ず但し其等の制限及び課稅を自國民に附與したる場合は之を除く獨逸は又在獨外人の職業に關し之を外人全部に適用し得ざる制限を課するを防止す此等の規定は五箇年間に亘り實施せらるるものにして若し國際聯盟執行委員の多數が之を議決するに於ては更に五箇年間に超過せざる時期に亘り施行を繼續するものとす新興國民となりし外人は獨逸國籍を引續

き保持せざるものとす。

附帯規定 約四十を算する諸國附帯規定は獨逸と聯合國間に構成せられたるが獨逸が再び條約を没却する場合には特殊の規定あり蓋し獨逸は聯合國に依りて締結されたる特別協定の承認を拒絶すべからざるものとす獨逸は交戦前の協約に關し同國に通告せらるべき假規定を履行し右規定の略せられたる場合は其新協約を遵奉することを承認せざるべからず。

北海漁業協約及び北海水上運搬協約に基き聯合國漁船を檢閲並に警邏する權能は少くとも五箇年間に互りて聯合國の船舶に依りて行はるべし獨逸は一八九九年のサモア條約第三條及び其他の條約に基き同國が獲得せる特權を喪失し殊に支那の參戰に依り團匪補償金に對する同國の權利を拋棄することとせり。

二國條約 聯合國にして若し希望するに於ては講和條約に抵觸せざる限り六箇月以内に豫告を發することに依りて獨逸との條約を更新することを得。

戰爭前の債務 獨逸並に戰前の債務に關する計畫及び決定を採用する聯合國に於ては三箇月以内に手形交換所を設置すべし而して其他特殊の金錢上の義務は此手形交換所を経て處理し之が直接解決を禁止す列國民の財産資本取得權も亦此手形交換所を経て處理すべし各加入國は自國人民の爲に前記種類の債務に關しては相手國人民に對し責任を負ふものとす但し戰爭勃發當時に債務者破綻し居る場合は此限りにあらず各要求する關係各國間に於て討議し意見の一致を見ざる場合には之を仲裁々判若くは會審仲裁法院の審議に附す、各國人民に對する債務は相手國手形交換所に於て之を仕拂ひ相手國民の債權は其の債務と差別すべきものとす債務は聯合國の通貨を以て支辨し之が爲に適用すべき爲替相場に關して特殊の規定なき場合には戰爭勃發前に於ける獨逸當該國間の平均爲替相場を適用す前記制度に加入する否とは各聯盟國の任意とす。

敵國人財産 聯合國及び獨逸に於て敵國人財産に關して執らるゝ清算管理等の行動並に戰時非常手段としての處置は聯

合國人民の財産に對する損害賠償に依りて確定すべく損害賠償は會審仲裁々判に依りて決定し債權國の管理下にある獨逸財産を以て支辨すべく獨逸國民に對する賠償金は獨逸自ら支辨すべし獨逸に於ける清算管理等の處置は悉く之を停止し聯合國財産が全く處分せらるゝにあらざれば之を回復せざるものとす獨逸人財産に對して一般的清算を行はざりし國の人民は其財産が現在何人の手にありとするも獨逸政府に對して出來得る限り其財産の回復を要求すべし又獨逸に於ける返還財産の保護並に事務に關する規定を設けたり

聯合國は自國領土内の獨人財産全部を保留し且處分するの權利を保留す戰前及び戰後に於ける獨逸人財産賣却代金は獨逸の所有とし獨逸國內に於ける財産は獨逸に對する貸金に對する他國民の債權に行使充當す

契約 聯合國國民と獨逸國民との間に結ばれたる戰前の契約は大體に於て契約當事者が相互に敵國民となりし日より無効とす但し下の場合は除外例と認む

イ、動産及び不動産の讓渡を契約し其物件が既に當事者の手に渡れる場合

ロ、土地及び家屋の借權に關するもの

ハ、抵當、質物又は此等に代るもの、契約

ニ、礦山採掘權に關するもの

ホ、政府及び公共團體等を相手方とする契約及び保險契約等

にして最後の項に就ては其詳細を下に定む。聯合國の一國が一般の爲履行する方利益ありと認めたる契約は其効力を保留し得而して若し必要あらば會審所の定むる保障をなすべし北米合衆國、伯刺西爾及び日本の場合に於ては主權上の困難なる理由あるに依り戰前の契約に關する規定の用より除外す火災保險契約はプレミアムの拂入れ未了らざるも之を無効と認むるを得ず適然れども平和克復後三ヶ月を経て仕拂ふべき第一年賦のプレミアムの仕拂なきに於ては契約無効となるべ

し生命保險契約は單に戰爭狀態成立せりとの理由を以て其効力を喪失することなし然れども既に契約無効となりたりとせば保險解約拂戻金の請求を要す若し無効となりたる理由がプレミアム仕拂不可能に依るものなりし時はプレミアムに利子を附せしむべし。

海上保險契約は戰時汽船に對する料金を仕拂へるゝとの外戰爭勃發の理由を以て失効せらるべきものとす又右と同様の危險に對する保險が戰爭勃發後に對して再び附せられたる場合は新しき保險證書は古き保險證書に代れるものと認めらるる戰爭勃發當時保險料の仕拂なかりし場合は拂込済プレミアムは之を同收するを得保險契約は侵略に依りて再保險者が更に再保險者を見出す能はざらしむるにあらずんば自然廢棄せらるべきものとす但し聯合國は何れも其國民と同保險會社又は再保險會社との間に締結せる生命保險契約を取消すも妨げなし其場合には獨逸會社は其資産中此保險料より得たる金額を交付する義務を負ふものとす。

聯合國と獨逸との間に會審仲裁々判廷を設立し同廷判事は聯合各國と獨逸とに依りて一名づゝ選拔し別に判事長一名を選拔す若し判事長選擇に就て聯盟執行委員の協定を見得ざる時は瑞西聯邦大統領に依りて選拔す(以下原文脱落)

産業上の財産産業、文藝及び美術上の權利は再設す但し獨人の權利に屬したる場合には聯合國に依りて規定せらるべき特別戰時手段を適用す獨逸の特許に依る特定公共利益に對する版權條項及び獨逸の義務遂行獲得に就ての權利は聯合國に保留し尙特許實施の形式完了及び國際協約に依り權利獲得の爲め相當の期間を猶豫す但し獨逸間に於ては戰前の免許狀は總て之を廢棄す最も特定せらるべき規則に依り新免許證を要求すべき舊免許證の權利ある場合及び米獨間に於て戰時中侵害行為の權利を認めざる場合は除外例とす。

阿片 千九百十二年の阿片協約に署名又は批准せざる締盟國は同協約の實行を許諾す。

第十一章 航空

聯合國航空機は獨逸領域上を通過し且つ同國領域内に着陸する十分なる自由を有し獨逸各飛行場の使用に關しては獨逸飛

行機と同等待遇を受け獨逸に於ける内地商業上の運轉に關しては最惠國と同等の待遇を受くべし獨逸は聯合國の國籍證明書適任者、許可書を容認し航空に關して聯合各國間に締結せられたる協定を自國領域上を飛行する自國航空機に適用することを承諾す本則は獨逸が今後國際聯盟に加入するか若くは上説協約に加盟することを許容されざる限り一九二三年迄適用す

第十二章 港灣水路及鐵道

獨逸は聯合國より來り又は聯合國に赴く人、貨物、船舶、貨車等に對し運輸の自由及び十分なる國際的待遇を與ふること及び其運輸の途中獨逸領土を通過することを許可さるべく要求せらるる通過貨物は關稅を免ぜられ運送料金は相當の額のものたるべく又直接たると間接たるを問はず船舶の掲揚國旗に依り其與ふべき便宜に等差を設げざることとす又國際的運の管理上差別的制度を禁ずる規定を設け、間接の差別と雖も全部禁止せる國際的運の敏速を計ることを要する廢敗し易き貨物に對して殊に然り。

輸出入貨物に對する運賃に差別を設けず又聯合國航運に對する便宜に差別を設けず獨逸港灣の自由地帯は之を維持し國籍の如何に依り差別を設くることなく通商上の要求に對し適度の便宜を與ふることとしたり自由港に於ては或る制限を附したる料金のみ許可せらるるルベ河はウルダウア、モルダウ兩河の合流點より、ゲルタウア河はブラークより下流、オーデル河はオツパ河との合流點よりニーメン河はアロドノより下流、ダニウアはウルクムより下流を其支流の大部分と共に國際河川と宣言せらる。

世界各國の國民、財産及び國旗は河川沿岸各國の人民等と共に全然平等主義を基礎として取扱はるべく而して相當手数料を以て各種の便宜を確保する爲め種種の條件制定されたり公海の保證は國際聯盟並に國際的委員會の監督の下にあり、是等の條件は近き將來に於て目下一時効力を有し現行の協定の計畫の準備に資すべきものなり獨逸は通告の前二箇月以内に河川船舶曳船及び其材料の一部を引渡すべきものとす。

ダニウツ河に就ては前委員會は戰前の權能を回復すべきも唯々英、佛、伊、羅馬尼のみ之を代表す、而して此委員會の權能の終止する諸點より上流に亙る上ダニウツ河全部が決定的協定を見るまで之を管理する爲め國際委員を任命す、又向後二十五箇年以内に吃水深き船舶を通じ得べし大ダニウツ河の開鑿を決定せんとする規約を作るべき委員及びノーヴェル問題は其條款の中に多くの特殊細目となり一八六八年の協約は若干の重要な改訂を加へらるべきも依然尙ほ効力を有す而して新に權能を伸張されたる當該中央委員會はストラスブルヒに設置され佛蘭西は其委員長を指名し和蘭は此會議に参加するを以て協約の改正に就き其承諾を受くべし三箇月以内に獨逸は佛蘭西に對し萊因諸港に於て曳船河川用船舶の一部若しくは獨逸汽船會社の株券を引渡すこと一九一四年八月一日現在ロツテルダム港に於ける獨逸所有の諸建物及び曳船の一部若しくは之に關係ある株券も亦同様に引渡すこと佛蘭西は又自國國境一帯に渡り萊因河水を運河等の爲に使用する全權及び若干の條件を支配し且つ委員會の承諾を得たる場合に動力を起す事業を經營する全權を獲得したり獨逸は佛蘭西境界河川の對岸に當る所の右岸に運河を開鑿せざることを承諾し且つ賠償支拂完了まで佛蘭西へは此の土木事業を起す爲め右岸を使用する或る特權を附加し瑞西も亦同河川の上流に對し同様の權利を要求することを許されたり若し二十五箇年以内に白耳義がダニウツ河運河開鑿を決定したる場合獨逸政府は白耳義政府の設計案に従ひ該運河の獨逸領に屬する分を開鑿する義務あり其の費用は各國政府にて分擔す獨逸は河川委員が其希望に依り若し其權限をばルクセンブルグ政府の承諾を経て下モールセル河に瑞西政府の承諾を経て上萊因に、又河川交通改善の爲め開鑿せらるべきラテラル諸運河及び水路にまで延長することありと雖も決して故障を申出でざるべし獨逸政府はチエツク・スロバツク共和國に對し九十九箇年間漢堡港に一地域を貸與し自由地帯を設くべし。

鐵道に關する條項は聯合國より獨逸に又獨逸より聯合國に仕向けられ或は獨逸を經由して輸送せらるる貨物は一般に最も有利なる條件を以て獨逸を通過し得ることを規定す或る種の鐵道關稅問題は之を商議するものなり一八九〇年のメルリン條約

に代りて新條約成立したる時は同條約は獨逸を拘束すべくそれ迄は獨逸はメルリン條約に従ふべし獨逸は有利なる條件の下に獨逸領土を經由する聯合國間の直通旅客及貨物列車の運轉並に移民列車の運轉設置に協力すべし獨逸は聯合國の貨物列車を併用し自國の鐵道車輛の設備に用ふることを得而して之に對して聯合國も亦ブレーク・システムに抵觸するとなき同様の手段を講ずるを得るものとす。

讓渡領土内の鐵道線の裝置及び右領土内に於て使用すべき相當の鐵道車輛の引渡しに對しては規定を設くべきものとす、委員會は一國內の二箇の部分を連接し且つ他國を通過する鐵道線或は一國より他國に支線の運轉を開設すべき特殊條約の存在せざる場合獨逸は聯合國中の一國と他の一國間の確實なる列車運轉を保有するを必要とすることあるべき線路にして若し請求あらば費用支拂に對する國際聯盟の同意を得て二十五箇年間に其建設又は改良を許すべきものとす獨逸は瑞西、伊太利兩國政府の要求に従ひサン・ゴタルド鐵道線に關する一九〇九年の條約廢棄に同意するものとす。

一時的協定として獨逸は軍隊物資軍需品其他の輸送、或地方の食料補給に關する輸送並に通常輸送、郵便及電信送達の施設に關し聯合國の名義を以て發せられたる命令を執行すべし。

最後に獨逸は五箇年以内に國際聯盟の承認を経て聯合國に依りて締結せらるることあるべき道路、水路、港口又は鐵道實際管理に關する一切の一般條約に加入するに同意するものとす。

紛争は國際聯盟に依り解決せらるべし或る種の特別條項即ち通行及び輸送事項の同等の待遇を規定する條項に改定せらるべし。

是等は相對的待遇を認むる一切の聯合國に對してのみ其強制を繼續すべし。

キール運河は解放され獨逸と平和關係に在る凡ゆる國の軍艦及び商船の航行自由たるべし此場合各國の貨物及び船舶は運河使用上同等の條件による取扱を受くべし而して通行料は運河存置に必要な程度に限定さる同運河の改修に關しては獨

逸其責に任ずるものとす、此等規定に違反し又は規定を容認せざる場合には關係當事國は聯盟規定の裁判に訴願すること並に國際委員會の選任を催告することを得。

第十三章 労働規約

- 一、労働規約の規定に基く國際労働會議は國際聯盟を組織する邦國に依りて採用せらるべく労働改革を目的として毎年一回之を開催するものとす。
- 二、國際會議の爲め之が運用を掌り且つ會議事項を準備する管理部を設け又報告を蒐集分配する爲め國際労働事務局を設置す事務局の頭目は管理部に對し責任を負ふものとす。
- 三、毎年の當例會議は各國より四名の代表者(國際代表二名雇主及び雇人代表各一名宛)を出して以て成立すべし各代表者は投票權を有し會議は三分の二の大多數に依つて労働事項に關する建議事項若しくは規約草案を採決する採權能を有すべし採決されたる形式若しくは規約草案はそれぞれの國々に依て當該事項法律其他の行動に依つて運用し得べき權能を有する當局若しくは諸當局に提示せざるべからず規約草案が國家に於て件の權能を有する當局者の賛成を得たる場合には右國家に於て權能を有する當局者の賛成は之を批准し且つ之を實施すべき義務を有す如何なる國にても上記の義務を遵法せる場合には監理部は審査委員會を指名するの權利を有し委員會の調査の結果該國際聯盟は該規約違反の國に對して經濟制裁を執るべし。
- 四、米國其他聯邦制邦國の憲法との衝突を防ぐため別の規定設けられたり。
- 五、氣候の關係、産業發達の不完全若しくは其他特別の事情の爲め其他の諸國よりも實際上労働條件を相違せらるべき國々の爲請和會議は労働規約の起草に當り是等の相違點につき必ず考慮せざる可からず此規約に關聯せる文書中には今年華盛頓に第一會議を開催し此目的のための國際的に組織せられたる委員會を設立することを規定しあり。

右文書は又一日八時間労働問題の原則失業問題及び特に危險なる職業に婦人子供を雇する等の問題を含む又第一回會議に關する事をも記載しあり労働規約を規定する此章に續いて各自其特殊の事情の許す限り總ての産業社會が適用に盡力すべき労働條件の管理方法及び原則につき締盟國は之を確認し居れり是等の方法及び原則中には左の項目を含む

- イ、労働は單に貨物又は商品と見做すべきにあらず
- ロ、雇主並に被雇人に對しては凡ゆる適法の目的に對して組合組織の權利を與ふ
- ハ、被雇人に對しては國情と時代に相應すると認めらるる生活標準に適應する給料を支給す
- ニ、未だ實施せざる所に於ては一日八時間或は一週四十八時間の労働時制を採用せしむ
- ホ、實行前不可能の箇所には日曜日を含み少くも一週二十四時間の休暇を採用せしむ
- ヘ、子供の労働を廢止し未成年者の労働は其教育を繼續せしむるやう制限し
- ト、男女労働者は同等の労働者に對して同等の給料の支給を受くるを原則とし
- チ、労働者の其状態に對する合法的標準は各國之を公平に尊重すべく其國在住の労働者全部に平等的待遇を與へ
- リ、各國は被雇人保護のため監察制に對する規定を設け婦人を之に参加せしむ

第十四章 保障

條約履行の保障として聯合國軍隊は向ふ十五箇年間ライン西方の獨逸領土を所在の橋頭堡と共に占領す若し西獨逸にして忠實に條約を履行せばケルン橋頭堡を含む或る地方には五年を経てコブレンツ橋頭堡を含む或地方は十年を経て又マインツ橋頭堡を含む殘餘地方は十五年を経て後撤兵す。

聯合國賠償委員に於て獨逸が此義務を履行せざりし事を發見せる場合には其占領期間内なると十五箇年經過後なるとを問はず直ちに上記占領地全部乃至其一部を再び占領すべく又十五箇年以内に獨逸が本條約に依つて生ずる一切の義務を遂行

し得たる時は聯合國は直ちに占領部隊を撤退せしむべし。
獨逸の新國境の東方に當り地方に於ける獨逸軍隊全部は聯合國が適當と認めし時機に於て直ちに歸還すべし而して同軍隊は全然徵發行爲を禁ぜらるべく又其地方に各假政府が將來採らんとする國防手段等に防害を加ふるが如きことあるべからず。

未だ規定せざる占領に關する總の問題は後に至りて作製せらるる條約によりて規定せらるべく其條約は本條約と同様の効力を有すべし。

第十五章 雜 則

獨逸は本講和條約及續いて聯合國及與國と舊獨逸與國との間に續いて締結さるべき講和條約及附加條約の完全なる有効力を認むると共に埃匈國、勃牙利及土耳其の領土に關して行はれたる決定に同意し且つ是等諸國に境を隣接して出現せる新國家を認むべし契約國雙方は一九一八年佛國とモナコ公國との間に締結せられたる條約を認む。

契約國雙方は各種委員會の議長は或事情の下に決定投票權を有するものなることを認む。
聯合國に讓渡されし地域又は聯合國に從屬する地域に於ける宗教に關する諸教會の事業は當該聯合各國の指名せる管理者監督の下に之が繼續を許すべし。

獨逸は本講和條約に署名調印せる何れの聯合國に對しても金錢上の要求を提出することなきを約す獨逸は聯合國各國の捕獲審檢所が獨逸船並に獨逸商品に對して下せる宣告其他命令に聽従し一方聯合各國は獨逸捕獲審檢所の決定に對し之が當否を檢査するの權を保留す。

本條約は英佛兩文共有效のものとして各國共成るべく速に批准を了し之を巴里に供託すべし私人に關する諸般の外交的規約は追つて之を定むべし本條約は關係國の何れの國に於ても該國が批准を爲したる日を以て總ての點に於て効力を生ずるものとす。

第四 國際聯盟と我が帝國

米國大統領ウイルソン氏に由りて、提唱せられたる國際聯盟案は、世界に於ける平和の基礎を樹立する前提にして、我が肇國の鴻謨と一致し、東邦の平和を天職とする我が帝國の國是と並行して悖らざるや固より言を俟たず。而して此の國際聯盟案が、講和會議の中心問題となり、特別委員會及び總會議に於て討議に附せられ、幾多の曲折を経て、第一に國際聯盟規約の決定を爲すべき當初の豫定方針は、變更せられ、對獨講和條約の條件をも併せて審議することゝ爲り、結局本年四月二十八日に及び、國際聯盟規約全部を可決するに至りたるは、吾人が世界平和の前途に對して祝せざるを得ざる所也。

國際聯盟規約は、二十六箇條より成り、第一條は、加入及び脱退、第二條より第七條までは、國際聯盟の機關たる代表者總會執行委員會、及び常設國際書記局等の組織、並に聯盟本部の所在地等を規定し、第八條は軍備縮少、第九條は前條規定項目の遂行、及び一般陸海軍問題に關し、聯盟顧問として、常設委員を任命することを規定し、第十條及び第十一條は、加入各國は、聯盟

加入各國の領土保全及び現存政治的獨立を尊重する事を規定し、第十二條及び第十三條は、國際紛争、平和解決の方法として仲裁裁判の件を規定し、第十五條は、争議處理、第十六條及び第十七條は、破約制裁、並に争議と勸告との件を規定し、第十八條より第十九條、第二十條、第二十一條に至る迄は、條約登録、其の他の件を規定し、第二十二條は、委任統治、第二十三條は、國際勞働保護、第二十四條及び第二十五條は、既設の國際的機關を規定し、第二十六條は、規約修正の件を規定したるものにして、或る意味に於て、講和條約の一半を解決し得たるもの也。

蓋し世界の平和也者は、人類一般の幸福にして、古より今日に至るまで聖人君子の理想とする所。釋迦の平等主義も基督の博愛主義も、孔孟の仁義主義も、亦之に外ならざる也。而かも歐米の哲學家、政治家が、國際聯盟、國際平和の説を唱へたるもの、一朝一夕の故にあらず。上は、佛國のアッペ・ド・サン・ピール、ルソー、獨逸のカント、英國のベンザムより、下は米國前大統領タフト、現大統領ウキルソン、英國の政治家ランスタウン、グレー、現首相ロイド・ジョージ南阿聯邦の政治家スマッツ將軍に至るまで、皆其の提唱者にして、今より一世紀前、拿破崙戦後の維納會議に於て、歐洲平和の爲に締結せられたる神聖同盟の如き、千八百十八年エー、ラ、シヤベルの會議に於て組織せられたる英、佛、露、獨、埃五國同盟の如きも、或る意味より云へば

一種の國際聯盟と謂ふを得べし。次に米國の平和強制同盟會、英國の國際聯盟協會が主張する所の旨趣亦茲に外ならず。然らば則ち世界大戰の終局に際し、ウキルソン氏が、大聲疾呼して國際聯盟案の實現を首唱したるもの、固より偶然ならざる也。

初めウキルソン氏の國際聯盟案を唱道するや、世界列國を擧て皆其の理想の實現せんことを期待せざるは無かりし也。獨り聯合國の政治家が、重きを國際聯盟の組織案に置きしのみならず、敵國たりし獨逸の如きも之を歓迎し、獨逸外相ランツアウ氏が、二月十四日ワイヤールの國民議會に於て演説したる中に、國際聯盟問題に言及し、「來るべき講和會議に於て、吾人の期待する所は、大統領ウキルソン氏の宣言したる國際聯盟維持機關の創設せらるゝに至るべきこと、是れ也。獨逸は喜びて國際聯盟の構成に協力せんとする決意を有するものにして、他國が獨逸の決意に對して有する或種の疑惑の如きは、吾人の平和的意思を表明する實證に依りて一掃するを得べし」と云ひ、國際聯盟の理想的實現を期待したるが如き、是れ也。

然るに、理想は實際と一致せず、國際聯盟案の講和會議の議題に上るや、吾人の期待したる理想的意見は、殆んど行はれざりし也。海洋の自由を保障するは、國際聯盟の目的の一也。而してウキルソン氏の主張は、英國の異議に由りて早く既に之を撤回したるに非ずや。民族的自由の基

礎を樹立するは、國際聯盟の目的の一也。而して我帝國の提唱したる人種平等案は、米國の反對に由りて不成立に歸したるに非ずや。經濟的平和の基礎を樹立するは、國際聯盟の目的の一也。而して、米國及び濠洲が、人種平等案を排し、移民の差別待遇を是認したるに由りて、門戶開放通商平等の主義は、實行せられざるに非ずや。

此の如く民族的自由、經濟的平和の基礎樹立せられず、隨て國際的競争の諸原因にして根本的に解決せられざる以上は、恒久的平和は、得て望む可からず。戦争の廢止は、得て期す可からず。國際聯盟は、吾人の理想境に達する能はざる也。然れども、此の國際聯盟規約が、世界平和の理想に達すべき第一の階梯として、第一の基礎として、一步を進めたる事實は、吾人の之を認識せざるを得ざる所也。

然りと雖も、國際聯盟の主動者は、英、米兩大國にして、英、米兩大國は、國際聯盟を左右するに足るの勢力を占むるを以て、善く國際聯盟を利用するものは、其の利を受くるを得べきも、善く之を利用せざるものは、其の利を受くるを得ざる也。我が帝國が、大戦の結果として、五大強國の伍伴に列し、國際聯盟に参加するを得たるは、確かに其の位置の向上を認むるに足るべしと雖も、赤道以北に於ける南洋羣島問題をして、國際管理、委任統治に歸せしめ、而かも其の武装を

制限せられたるが如き、山東問題は、日支條約の協定ありしに拘らず、枉げて列強國、就中英、米兩大國の容喙を受けざるを得ざるに至りしが如き、是れ豈に我が帝國の外交、其の方針を誤り機宜を失したるの結果に非ずして何ぞや。吾人は此點に於て、大和民族の一大決心を促すと同時に、我が當局者の自覺的精神を促し、國際聯盟に對する方針を誤らざらんことを勸告せざる能はざる也。

國際聯盟規約

國際間の紛議は之を干戈に訴へて解決せんとせざるべしとの義務を承認し各國民間の公明正大にして名譽ある關係を規定し各國政府の行爲に對する實際上の規則として國際法の協定を確立し聯盟各國間の凡ての條約義務に關し正義と嚴正なる尊重とを保持し以て國際間相互の協調を緊密にし且つ國際間の平和と安全とを確保せんが爲め聯盟各國は當國際聯盟規約に同意す。

加入 脱退

第一條 國際聯盟は當規約追加規定に署名の各國及び無條件を以て當規約を承認すべきものとして右追加規定に指名されたる各國を以て其創立加入國とす。聯盟に加入せんとする國は當規約實施後二箇月以内に聯盟書記局迄加入宣言書を送致すべきものとす而して書記官は加入各國に向つて此旨通牒すべし。
追加規定に指定されざる自治國、自治領或は植民地にして誠意國際上の義務を遂行すべき意志ある旨有効なる保證を與へ且つ陸海軍備及び武装に關し聯盟に規定する所に遵據すべきを承諾するに於ては加入國總體の三分の二の承諾を経て加入するを得。凡て加入國は二年前に豫告を發し當日迄に當規約に遵ひ其義務を履行したる場合には聯盟より脱退する

ことを得。

執行機關

第二條 當規約の下にする聯盟の行動は常設書記局を有する聯盟會議及び執行委員を通じて執行さるべきものとす。

第三條 聯盟會議は加入代表者を以て組織し定期集合又必要に應じ臨時集合を開くものとす右聯盟會議は聯盟本部所在地或は其他便宜の地に開し開催し國際聯盟の行動範圍に屬する或は世界平和に影響する諸問題を審議す加入國は各一票を有す但代表數は三名迄出席せしむるを得。

第四條 執行委員會は北米合衆國、英帝國、佛國、伊國、及び日本及び他に加入列國四箇國の代表者を以て組織す右四箇國は聯盟會議に於て常に任意適當に選任す聯盟會議に由り右代表の第一回任命を見る迄某々(氏名記入餘白)を執行委員とす。

執行委員會は聯盟會議多數の賛同を得て常に執行委員會員たるべき代表者を有する追加加入國を指名することを得。

執行委員會は又同様の賛同の下に聯盟會議をして執行委員會員を選定せしむるため聯盟加入國の數を増加する事を得。

執行委員會は必要に應じ何回にても之を開き且つ尠くも年一回同會任意選定の場所に於て若し場所選定見得ざる時は本部所在地に於て之を開くものとす。

執行委員會は聯盟の行動範圍に屬する或は世界の平和に影響する諸問題を討議す。

若し執行委員會に於て同委員會に席を有せざる聯盟加入國の利害に直接關係を有する問題を討議するには右加入國は其會議中執行委員會に列席するの權利を有す。

執行委員會に代表者を有する加入國は同委員會會議に於て一箇國一票とし一箇國一名以上の代表者を有せざる者とす。

第五條 當規約に於て特に規定しあらざる限り聯盟委員會又は執行委員會の凡ゆる會議に於ける決定は其會議に於ける代

表者の満場一致の承諾あるを要す。

聯盟會議或は執行委員會の會議法及び特殊の問題調査委員任命は聯盟會議或は執行委員會によりて之を制定し各會議に代表列席せる聯盟加入國の多數決により決定す。

聯盟會議及び執行委員會の各第一期集會は米國大統領之を召集す。

第六條 聯盟常設書記局は聯盟本部所在地に之を置く書記局は聯盟書記長必要なりしと認めらるる書記其他の人員より成る。

初任書記官長は追加規定に指名したる者を以て之に任じ爾後聯盟會議多數の承認を経て執行委員會により任命するものとす書記局勤務の書記其他の人員は執行委員會の承認を経て書記官長之を任命す。書記官長は聯盟會議又は執行委員會凡ての會議に於て書記官長の資格を以て行動す。

書記局の經費は萬國郵便聯合の經費負擔法の割合に準じて聯盟加入國により分擔するものとす。

第七條 聯盟本部は之をセネバに置く。

執行委員會は何時にても聯盟本部を他に移轉すべき事を決議するを得、聯盟本部或は聯盟に關係ある(書記局をも含む)凡ての地位は男女に對し均等に公開さるべし。

加入各國の代表者及び聯盟役員は聯盟職務執行中は外交上の特典及び除外例に浴し聯盟或は聯盟役員或は會議列席中の加入國代表者により使用さるる建物其他の財産は不可侵權を有す。

軍備縮少

第八條 加入各國は平和維持の爲めには國家の安全に適應すべき程度に於て國防を最少限度に縮少し共同行爲により國際上の義務遂行を強制すべき要あるを望む。

執行委員會は加入各國の地理的形勢及び状態を参照して斯の如き軍備縮少の計畫を立案し數箇國政府に對し其考慮と實行を求むべし。

右計畫は尠くも十箇年毎に再考且改修するの要あるものとす而て此指示されたる制限を採用したる以上執行委員會の同意なくして此制限を超過すべからず。

聯盟加入國は私設會社に於て軍需品及び武器を製造するは最も反對すべきものなりと云ふに意見一致し執行委員會は如何して共種製作業に伴ふ悪弊を防止し得べきかを調査す但し自國の安全と須要たる軍需品及び戰時用器具を自ら製作し能はざる國の要求する所をも顧慮すべし。

加入各國は相互國內に於ける各種工業にして戰爭の目的に適用されべきもの、状態又は其武裝の程度及び其陸海軍計畫に就ては十分に隔意なき報道の交換を行ふべし。

第九條 第一條及び第八條規定項目遂行及び一般陸海軍問題に關して聯盟顧問として常設委員を任命す。

領土保全

第十條 加入各國は聯盟加入各國の領土保全及び現存政治的獨立を尊重し外敵の侵入に對抗して之を保有せしむべき途を講ず斯くの如き外敵侵入の場合或は脅迫或は侵入の危險ある場合執行委員會は聯盟の義務遂行の爲め其執るべき方法を献策す。

第十一條 加入各國に對する影響の運速に論なく如何なる戰爭も或は戰爭せんと他を脅迫する事も共に聯盟全部に關係を有するものなる事を茲に宣言す。

聯盟は各國の平和を保障せんが爲めには賢明且つ萬全なりと認むる如何なる行動をも取るべし。
不備の事變勃發したる時は加入國の要求に基き書記官長は直ちに執行委員會會議を召集するものとす。

加入各國は亦國際關係に影響を及ぼし之が爲め國際間の平和を棄し或は世界の平和を支持する主要なる國家間の好感を傷くるが如き事情發生したる際は聯盟會議或は執行委員會の注意を喚起するは各自の基本的權利なる事を決議す。

仲裁裁判

第十二條 加入各國は若し國交斷絶となるの恐れある紛争の發生したる時は其の問題を仲裁裁判或は執行委員會の審議に附し且つ仲裁裁判の判決或は執行委員會の報告發表後三箇月を経る迄は如何なる事情ありとも戰爭を開始せざる事を協諾す。

本條規定の下には如何なる場合にも仲裁裁判の判決は相當期限内に之を確定し執行委員會の報告は紛争問題を其審問に提供したる時日より六箇月以内に之を行ふべし。

第十三條 加入各國は相互の間に紛議或は確執を生じ共に之を仲裁裁判に附するを適當なりと認め且つ外交により満足なる解決を見得ざる時は其問題全部を仲裁裁判に附する事を協諾す。

條約の解釋國際公法上の凡ゆる問題國際關係の義務破壞を構成すべき事實の存在或は斯の如き義務破壞に對して爲さるべき賠償の性質等に關する争論は一般に仲裁裁判に附議するに適當なる問題を宣言す。

如上の争論を考慮する爲め其問題を提供すべき仲裁裁判附議は聯盟各國の承認したる判廷或は聯盟各國間に現存せる協定されたる判廷たるべし。

加入各國は仲裁裁判の下すべき判決は誠實完全に履行すべき事及び右判決に服従したる加入國に對しては開戦せざる事を協諾す判決を履行せざりし場合には執行委員會は之を履行せしめんが爲めには其最良と認むる手段を提案するものとす。

第十四條 執行委員會は常設國際裁判設置の計畫を樹て之を聯盟加入國の審議採擇に附す、國際裁判廷は關係國より提

議したる國際上の性質を帯ぶる凡ての爭議を聽取裁斷するの機能を有す。

同判廷は亦執行委員會或は聯盟會議により附議されたる凡ての爭議或は問題に對し參考上の意見を與ふる事あるべし。

爭議處理

第十五條 聯盟加入國間に爭議發生し關係國交の破綻を來さんとして而して同爭議を前條規定の如く仲裁裁判に附し居らざる場合加入國は之を執行委員會に提議する事を協約す又關係國の何れも同爭議の存在に就きて書記官長の注意を喚起するを得而して書記官長は其十分なる調査と其問題の考慮とに對する總ての必要な準備を整ふべし此の目的の爲め關係國は能ふ限り敏速に同爭議に關する總ての事實と關係書類と共に陳情書を書記官長の許に發送する事を協約し執行委員會は直ちに右書類の判行を訓令すべし。

執行委員會は斯の如き爭議解決に努力し若し其努力により解決を見たる時は同委員會が適當と認むる程度に於て同爭議に關する事實及び説明及び解決の條件を附したる陳述書を發表するものとす。

若し此方法によりて爭議の解決を見ざる時は同委員會は滿場一致或は多數決により右爭議に關する事實陳述及び右爭議解決に公平正當なりと認むる方法勸告を含める報告書を作成發表すべし。

執行委員會に代表者を有する加入國は右爭議に關聯せる事實及び之に伴ふ結論を附して陳述書を公表し得べし。而て執行委員會の報告に對し爭議關係國代表者の一名乃至以上を除きたる他の執行委員が滿場一致承諾したる際には加入各國は右委員會の報告等に記述する解決方法に服従する關係國と交戦せざる事を協議す。

若し執行委員會に於いて(爭議關係國代表者の一名乃至以上を除く外)如上の報告書作成に意見の一致を見得るときは聯盟加入國は公平と正義とを維持する上に必要なりと認むる行動を取る可き權利を保留す若し爭議が關係國の一によりて主張され而して執行委員會に於いて同爭議は國際公法上全然右主張の内政に屬するものたることを發見したるときは

同委員會は此旨報告し其解決に關する意見を發表すべし。

執行委員會は如何なる場合に於ても此の條項の下に爭議を聯盟會議に附議し得べし而て執行委員會は爭議關係國の何れかに請求したる時これを聯盟會議に附議すべきものとす但し此請求は爭議を右委員會に提供したる日より十四日以内に爲すべし。

爭議を聯盟會議に附議したる場合には執行委員會の行動と機能とに關して本條及び第十二條の規定する所は凡て之を聯盟會議の行動と機能とに適用さる。

但し此際聯盟會議の報告書は執行委員會に代表者を有する加入國代表者及び他の加入國多數(孰れの場合にも爭議關係國代表者を除く)の賛同を得たる時は執行委員會全部(爭議關係國代表者の一名乃至以上を除き)の賛同を得たる報告書と同一の効果を有するものなり。

裁約制裁

第十六條 加入各國の一にして若し第十二條第十三條或は第十五條の規約を無視して交戦の舉に出づる時は之を以て聯盟加入の各國に對して戦争行為に出でたるものと宣言し其國に對して直ちに通商或は財政上總ての關係を斷ち聯盟加入と否とに拘らず他の國民との財政商業或は個人關係を悉く防遏するの法を講ず。斯の如き場合に際し聯盟の規約保護に用ふ可き兵力に對し關係諸政府は有力なる陸軍或は海軍を如何に分擔提供すべきかを按排計畫するは執行委員會の義務なりとす。

加入各國は萬一に本條規定の下に行はるべき財政或は經濟上の手段を定むるに當り其手段實行より生ずる損失と不便とを減少せんが爲め相互援助すべき事破約國が他の加入一箇國を目的としたる特權の手段に對抗せんが爲め、相互に協力する事及び聯盟規約保護のため提携しつゝ加入各國の何處の陸海軍にも其の領土通過に必要な方法を講ずべき事を協約

す。聯盟規約の如何なる條項にも違背したる加入國は他の加入國代表者全部の賛同を得て執行委員會の投票により爾後加入國ならざるを宣言さるべし。

爭議と勸告

第十七條 聯盟加入の一箇國と聯盟に加入せざる一國との間に或は何れも聯盟に加入せざる兩國間に爭議を生じたる時は執行委員會が其爭議の目的に對し適當なりと認めたる條件の下に前記の一箇國或は二箇國に對し聯盟加入國としての義務を承認せん事を勸誘若し此勸告に應じたる時は同委員會は其必要と認むる改訂を施して規約第十條より第十六條迄(第十六條をも含む)を適用すべし。

右勸誘を爲したる時は執行委員會は直ちに爭議の事情審問を行ひ其事情に應じ爭議解決に最良にして最も有効なりと思惟する取る可き方法を獻策す。

執行委員會の勸誘を受けたる一箇國が其爭議の目的上聯盟加入國として義務承認を拒絶し加入國に對して開戦する時は斯の如き行動に出でたる國家に對し當規約第十六條の條項を運用するものとす若し又爭議關係兩國が其爭議の目的上右勸誘に應ぜず加入國としての義務承認を拒絶する時は執行委員會は開戦を回避し且爭議を解決すべき方法を取り且つ斯かる方法を獻策するを得。

條約登録

第十八條 聯盟加入の何國なりとも今後締結すべき條約或は國際的約定は悉く直ちに之を書記官長の許に登録し書記官長は能ふ限り速に之を刊行し而して斯の如き條約或は國際的約定は右登録を終らざる迄は其効力を生ぜざるべし。

第十九條 聯盟會議は聯盟加入國に對し其適用不能となれる條約の改訂及びこれを繼續せしむれば世界の平和に危機を生すべき其國際狀態に於て考慮すべく常に忠告する所あるべし。

第二十條 加入各國は此聯盟規約は之に抵觸せる凡ゆる國際間の義務或は國際間の秘密諒解を廢棄せしむるものとして之を承認するに各個同意し且つ今後此規約に違背する如何なる約定をも締結せざるべきを誓ふ。
聯盟に加入したる列國の何國たりとも加入以前尙規約の條項に抵觸するが如き何等かの義務を負担し居るときは同盟は直ちに斯くの如き義務解除の手段を講ずるの責任あるものとす。
第二十一條 當規約に規定せる所は平和維持遂行の爲めにせる仲裁裁判條約の如き國際的協定或はモンロー主義の如き局地的宣言に對しては其効力に影響せざるものと認めらるべし。

委任統治

第二十二條 大戰の結果從來之を支配したる國家の統治より離れ而して近代の切迫せる狀態の下に未だ獨立し得ざる人民により住居せらるる植民地及領土に對しては斯種人民の安寧と發展とは文明國民の神聖なる信託にして此の信託を永久ならしむべき保障は之を聯盟規約の内に體現すべしとの主義を適用すべきものとす此主義を實行すべき最良の方法は斯の種人民の教導は其資源經驗及び地理的位置との理由により其責任を負ふに最も適任者たり且つ進んで其任に當るべき先進國に囑託すべきものとす而して先進國は聯盟に代つて委任統治國として此の教導任務を行ふものとす委任統治の性質は其被治住民の發展程度其領土の地理的狀勢經濟狀態及び其の他同様の事由に従ひ相違せざるを得ず従前土耳其帝國に屬したる某々地方は委任統治國が其行政上の開發と援助とに就き力を籍り以て自立し得るに至る迄其存在を獨立國民として假りに承認し能ふ發達の程度に適したり而して委任統治國を選定するに當りては是等主として地方の希望を考慮せざるべからず。

他の人民特に中央阿弗利加の人民は良心或は宗教の自由を保障するの條件を唯社會の秩序及び道德の維持奴隸買賣の如き惡弊武器買賣及酒類買賣の禁止要塞或は陸海軍根據地の建設及び警察目的及び領土防衛以外に土民に軍隊教練實施の

防遏を爲すを限度として委任統治國は其の領域の行政に責任を負はざるべからざる状態にあり而して委任統治國は聯盟加入の他の國家に對し通商貿易上均等の機會を付與すべし又西南亞弗利加及び南太平洋の某々島嶼の如く人口の稀薄なるため或は其の狭少なるため或は文明の中心を距る遠きがため或委任統治國に地理的に隣接せる爲め又他の事情により委任統治國の法律の下に(土着住民の利害に關し前述の保護を爲し)其の一部として最も善く統治され得べき國土あり委任統治の場合に於て委任統治國は其の統治を委任されたる國土に關し執行委員會に年報を提出す委任統治國の執行すべき權能支配或は執政の程度は若し加入國間に豫め協定され居らざる時は執行委員は各種の場合に對し其程度を明確に制定すべし。

各委員統治國の年報を受理檢閲し委任條件實行に關する凡ての問題に就き執行委員會を補助せんがため常設委員會を設くべし。

國際勞動保護

第二十三條 現在及び將來協定さるべき國際協約に遵ひ聯盟加入國は

- (イ) 自國及び通商産業上の關係を延長接觸する總ての國の男女小兒に對し公平にして人道に協へる勞動状態を獲得し之を維持するに努力し此の目的のため必要なる國際機關を設置且つ維持すべし。
- (ロ) 加入國の支配に屬する領土民のため公平なる待遇を獲得する様運動すべし。
- (ハ) 婦人小兒の賣買及び阿片其の他危險藥品の賣買に關する協約の實行一般監視を聯盟に委託す。
- (ニ) 共通の利害に鑑み銃器及び彈藥の賣買學理を必要とする國に對する銃器及び彈藥取引の一般監督は之を聯盟に委託す。
- (ホ) 聯盟加入國の通商に向つては運輸の自由と平等の待遇とを獲得維持せんがため規定を設け此の點に關し一九一四年より一九一九年に至る戰爭期間に荒廢に歸したる地方の特別需要を考慮す。

(ヘ) 疾病の豫防及び撲滅の爲め國際關係を有する問題に對し手段を講すべく努力す。

既設機關

第二十四條 一般條約により既設國際的機關全部を聯盟支配の下に於て若し右條約締結國にして之を承諾するに於ては今後設定さるべき國際的機關及び國際的利害の問題を制定すべき委員會は總て聯盟支配の下に置かるべし。

一般協約に由て制定さるるも未だ國際的機關或は委員會支配の下に於かれ有らざる凡ての國際的利害の問題に對し聯盟書記局は執行委員會の承認を経且つ關係國の希望あらば同問題關係の凡ての報道を蒐集汎布し尙他に必要或は適切なる助をなすものとす執行委員會は聯盟支配の下に於かれたる國際的機關或は委員會の費用は之を書記局費用の一部として計上することを得。

第二十五條 聯盟加入國は全世界に互り保險疾病防避及び病苦減少を目的とする公認されたる自發的國民赤十字の建設及び協力を奨励し促進すべきことを承諾す。

修正と贊否

第二十六條 當規約の修正は執行委員會を組織する代表者を有する加入國及び聯盟會議を組織する加入國の多數とに依つて批准されるとき効力を生ず。

若し右修正に對し不同意を發表したる加入國は其の修正に依り拘束を受くる事なし但し其の場合に於ては其の加入國は加入國たるの資格を失ふものとす。

追加規定

聯盟創立加入國及び講和條約署名左の如し。

國際聯盟と我が帝國

北米合衆國、白耳義、ホルウイア、ブラジル、英帝國、加奈陀、濠洲、南アフリカ、南ウエールス(?)、印度、支那、キ
 ユーバ、チエツク・スロウアク、エドエドル、佛國、希臘、ガアテマラ、ヘイチ、ヘドヤズ、ホンヂユラス、伊國、日
 本、リベリア、ニカラガ、パナマ、ヘルー、波蘭、葡萄牙、羅馬尼、セルビア、シヤム、ウルク
 尙當時勸誘を承諾すべく勸誘されたる國
 アルセンチン共和國、智利、コロンビア、丁抹、子ザラント、ノルウエー、パラグエー、波斯、サルウエドア、西班牙、
 瑞典、瑞西、ウエチシユラ、
 初任書記官長

第五 講和會議と帝國の全權委員

講和會議は、有史以來、未だ曾て有らざる大戰の終局を善くし、世界平和の基礎を樹立せんが爲に、開かれたるものにして、此の會議に參與するもの、殆んど二十有七國に達す。而して此の會議の主人たるものは、首として英佛米の三箇國を推さざるを得ずと雖も、聯合與國の利害錯綜して、關係の重且つ大なるに至りては、彼の拿翁戰後の維納公會、露土戰後の伯林會議と日と同うして語る可からざるものあり。世界平和の基礎を樹立すると否とは、講和會議の結果に在り。是を以て宇内列國の耳目、擧げて講和會議に集注せざるはなく、聯合國の經世家が深甚なる注意

を拂ひて、其の會議に臨むに至りたる所以のもの、決して偶然に非ざる也。

試に看よ、米國は從來『モンロー主義』を固執し、歐洲問題に關涉せざるを傳世的國是とせるに拘らず、奈て歐洲大戰に参加し講和會議の開けんとするや大統領ウイルソン氏が國務卿ランシング氏、ハウス大佐と共に出馬し、自ら樽俎折衝の任に當りたるに非ずや。英國は首相ロイド・ジョージ氏が外相バルフォア氏、藏相ボナー・ロー氏、無任所大臣バーンス氏等と共に來り會したるに非ずや。佛國は首相クレマンソー氏を首とし、前首相ブリアン氏、外相ビション氏、駐米佛國特使タルジユウ氏、無任所大臣ブルゾア氏其の全權委員たるに非ずや。伊國は、首相オルランド氏、外相ソニノ男を擧げて、全權委員と爲したるに非ずや。第二等國以下の與國に於ても、希臘は首相ウエネゼロス氏、塞爾維は首相バシツチ氏、チエツク、スロウアツク共和國は大總領マサリツク博士、其の委員と爲りしが如き、亦以て聯合與國が如何に重きを講和問題に置きつゝありし乎を知るに足るべき也。

此時に當り、我が講和全權委員の人選は、果して如何。苟も我が帝國にして、帝國の東邦に於ける特殊の位置と、東邦問題、南洋問題、西比利亞問題に對する帝國の主張とを聯合國に諒解せしめ、講和の使命を完うせんと欲せば、眞箇に我が帝國を代表すべき第一流の政治家を擧げて其の

委員と爲すに非ざれば、内閣首相たる原氏自ら起て其の委員たらざる可からず。然るに現内閣は講和委員として、常に第一流の政治家を擧げ得ざりし而已ならず、原首相自ら其の責任を回避し元老の一員として政界に隱遁せる西園寺侯を推薦し、外交家として政治家として第二流に屬せる牧野男を以て之れに配したるが如き、其の人選に於て、既に國民の失望を禁する能はざる所なりし也。

勿論、西園寺侯は、其の閱歷、品格、聲望に於て、敢て不足なりとは謂はず。左れど、世界列強の間に立て、帝國の使命を高調し、其の主張を貫徹せんば止まざる膽識と抱負とに至りては吾人不幸にして之れを此人に求むる能はず。牧野男に於ても亦同じく然り。果せる哉、西園寺侯牧野男の巴里に著し、講和會議に臨むに及びて、未だ其の舌戦を交へざるに先ち、其態度に於て其の氣魄に於て、人後に落ち、早く既に鼎の輕重を問はれたり。

吾人は、講和條約の未だ批准せられざる今日に於て、滔々たる新聞の響に倣ひて、我が講和全權の一舉一動を難するものに非ず。國惡を忌むは、大和民族の一員たる吾人の道義的本能たれば也、左れど、我が帝國が講和會議に於て、五大強國の伍伴に列しつゝあるに拘らず、講和全權の態度誠略、伎倆之に副ふこと能はざるは、十目の齊しく視る所十指の齊しく指す所。掩ふ可からざるものありし也。是れ豈に第一著に於て、講和全權委員の人選を誤りたるの致す所にあらずして何ぞや。

第六 講和會議に對する帝國の準備如何

聯合國が、重きを講和會議に置き、眞に其の國を代表するに足るべき第一流の政治家を擧げて、全權委員と爲すと同時に、講和問題に對する根本的準備を講し、其の主張を貫徹せんことを期せざるは無きは國威の消長、國聲の汚隆、茲に決するあるを以て也。

歐洲大戰の終局を告げんとするに際し、米國大統領ウイルソン氏は、豫じめ十四箇條の理想的宣言を發表して、米國の主張と抱負とを世界に聲明したり。十四箇條の宣言中、外交の公開と云ひ、海洋の自由と云ひ、經濟的障壁の撤廢と云ひ、將た軍備の縮小と云ひ、餘りに理想的に偏して實際的に適用すべからざる箇條尠なしと爲さずと雖も、其の十四箇條なるものが、講和會議に於て其の基礎條件と爲り、是迄、歐洲問題に参加せざりし米國が、講和會議の主動的勢力と爲りたるは、參戰の結果に由るとは云ひ、米國外交の第一著捷利と看做さざる可からず。

次にウイルソン氏は、世界に於ける永久的平和の基礎を樹立せんが爲に、國際聯盟の已む可か

からざるを主張し、國際聯盟組織案を提けて、巴里の講和會議に臨みたり。彼は日本全權の未だ發程せざるに先ちて巴里に到着し、熱狂せる佛國民衆の歓迎を受け、次に英國を訪問し、英國皇帝に謁し、首相ロイド・ジョージ氏等と其意見を上下し、更に伊太利を訪問し、早く既に米國と英、佛、伊三國との諒解を得、少くとも米英提携、米佛接近の政策は、默契の間に成功の緒に就きたり。是を以てロイド・ジョージ氏の如き、佛國首相クレマンソー氏の如き、亦皆ウイルソン氏の國際聯盟論に共鳴し、國際聯盟組織案は、講和會議の劈頭に提出せられ、聯合國の一致を以て、其の成立を告げたるもの、是れ亦米國外交の成功にあらずして何ぞや。

英國は、國際聯盟論の提唱者として、第一位を占むるものにあらずと雖も、南阿聯邦の政治家にして、英國の軍事内閣に列したるスマッツ將軍に由りて立案せられたる國際聯盟論が、ウイルソン氏の提案たる聯盟規約の骨子と爲りたるは、疑ふ可からざる事實にして、理想的聯盟案をして、實行的聯盟案たらしめたるは、英國の力多きに居るものと謂はざる可からず。蓋し英國は、歐洲大陸に於て、領土的野心を有するものにあらずと雖も、英米提携の下に著々其の成功を收め太陽沒せざる領土と世界の海上王として、國際聯盟の牛耳を執り、講和會議を左右する結果として、獨領東阿非利加植民地を首とし、亞刺比亞の一部、並にメソポタミヤ等の委任統治權を占め

南洋に在りては、濠洲の爲に赤以南の獨領植民地を要求し、此の要求が悉く講和會議に容認せられたるものは、是れ豈に英國の外交が、空名を避けて、常に實質的捷利を占むるを證すべきに非ずや。

佛國は、歐洲大戰に際し、聯合軍の中堅として、其の勇武を發揮し、國民は最後の一人に至るまで、斃て已むの愛國的精神を鼓舞し、其の國運を賭して、最後の捷利を制したる名譽を有す。故に老宰相クレマンソー氏は、此の光輝ある佛國を代表して、國民の主張を講和會議に高調したり。佛國はライン左岸併合の意圖なきも、人民の投票を用ひずして、千八百七十一年當時の境界を以てアルサス、ローレン二州の併合を要求するは、當然なる權利として之を主張し、ランスに於ける炭坑の破壊せられ、今後數年間、復舊の望なきに鑑み、ザール平原の産出炭量を佛國の確保に委するは、過當の要求にあらずとして之を主張し、又た獨逸のライン左岸に於ける總ての軍事的設備を嚴禁し、ラインを以て獨逸との軍事的境界たらしむるは、佛國國防の必要條件なりとして之を主張し、此の主張が講和會議に於て、其の容るゝ所と爲りしもの、其の態度強硬にして、一步も譲らざる決心あるに非ざれば、能はざる也。

伊太利に至りては、大戰の中途に於て、三國同盟を脱して聯合軍に参加したるものにして、戰

後、五大強國の伍伴に列するに至れりと雖も、其の位置、固より英佛諸強國と日を同うして語る可からず。左れど、伊國國民の講和問題に對する冀望は、ドレンチノ州を始とし、トリエスト、イストリヤ、フューメ、ザラ、セベニコ、グルマチアの要部、及び其沿岸諸島と往年トリポリ戰役の際、一時、土耳其より略取したる多島海の十二諸島、又土耳其領小亞細亞のアダリアを割讓し、アルバニアを保護國と爲さんとするに在り。伊國が其の要求全部を擧げて、悉く講和會議の容るゝ所と爲るは、困難なるを免れざりしと雖も、其のフューメ問題に關しては、國際聯盟を脱退するも、尙且つ其の主張を枉げざる態度を示したる意氣や、亦壯とすべき也。

列強國の講和會議に對する準備と、其主張、決心とは、既に此の如し。而して我が帝國の根本的準備は果して如何。其の主張抱負は果して如何。其の決心覺悟は果して如何。吾人は、當時に於ける講和會議の經過を察するに、不幸にして、帝國の之に對する根本的準備に乏しく、其の主張抱負を缺き、其の決心覺悟無きを自白せざるを得ざるを浩歎せずんばならず。

試に省よ、列強國の使臣が講和會議に對する準備運動に汲々とし、惟れ日も足らざる際に於て我が講和全權は、終始傍觀、沈黙的態度を執りつゝありし外、何等爲す所無かりしにあらずや。我が帝國が國際聯盟の大旨趣に賛成したるは、固より不可なりしと雖も、果して何等の條件を以

て之に加盟したる乎。人種差別撤廢案を提出したるは當然なりと雖も、果して何等の覺悟を以て之を提出したる乎。國際勞働の主義に賛成したるは論なしと雖も、果して何等の主張を以て之に賛成したる乎。我が全權は講和會議に於て、世界改造の問題に對し、何等の研究も無く、何等の準備も無かりしを自白したるに過ぎざるに非ずや。

我が帝國が接壤地域に屬する東邦に於て、特殊の位置と特殊の勢力とを有するは、論を俟たず。隨て世界大戰を始末すべき講和會議に於て、太平洋問題、支那問題、西比利亞問題に對し、有力なる發言權を有しつゝあるは、中外列國の齊しく之を認識する所。而かも列強國をして、此の特殊の位置と特殊の勢力とを認識せしめ、帝國の主張と要望とを貫徹するは、帝國を代表する講和全權の任務たらざる可からず。而して我が帝國は、此の主張と要望とを貫徹するに於て、果して何等の準備ありし乎。果して何等の決心ありし乎。吾人は、今日迄に於ける講和會議の經過に徴し、其の準備と決心の餘りに缺如たるに驚かざらんと欲するも、能はざる也。

第七 講和會議に於ける帝國の位置

我が帝國が講和會議に於て、世界外交の中心的勢力たる英米佛伊と並馳し、五大強國の一員と

爲りしは、獨り極東の強國として其の實力を具備したるが爲めのみならず、亦實に我が帝國が歐洲大戰の開始と幾んど同時に、正義人道に對する公憤を發揮して、聯合國に左袒し、大正三年九月、英佛露三國協定の下に成れる單獨不講和に加盟し、單に東邦問題のみに止らず、世界平和に關する發言權を公認せられたると同時に、帝國が物質的に於ても、精神的に於ても、聯合國の後援者と爲り、帝國陸軍を以て、獨逸の極東に於ける根據地を掃蕩し、支那大陸の平和と安寧とを維持し、更に帝國艦隊を印度洋乃至地中海に派して、敵國に當り、終始一貫、世界の平和に貢獻したるの致す處たらすんばあらず。苟も我が帝國にして、講和會議に於て、五大強國の一員として參加する以上は、帝國も亦外交上世界の強國として、其の位置を利用せざる可からざるや、當然也。然るに、我が講和全權の態度たる、常に積極的に此の位置を利用する能はざるのみならず、消極的に之を支持する能はず、却て自ら五大強國の位置を棄てざる可からざるに至りたるは、何ぞや。

苟も我が帝國にして、五大強國の一員たる位置を占むる以上は、之れが全權委員たるもの、世界的經綸より打算し、宜しく此の位置を利用し、毅然たる識見、襟度を以て、其の任務を完うすることを期せざる可からず。然るに、我が全權委員は何等識見の見るべきものなく、又確固たる

信念なく、單に列國に追隨するを事とし、本年一月十八日、講和會議の第一總會に於て、佛國大統領ボアンカレー氏歡迎の辭を述べ、米國大統領ウキルソン氏がクレマンソー氏を議長に推すべき動議を提出し、之に對し、英國はロイド・ジョージ氏、伊國はソンニノ氏、賛成演説を試みたるに、我が講和全權珍田松井兩氏は、他の小國代表者と同じく沈黙して一言せざりしが如き、其後、牧野男到着し、二月二十七日の第二總會に列席し、此日大國代表者は勿論、小國の代表者も交々起て其の所信を吐露したるに拘らず、我が全權委員が大日本帝國を代表すべき演説を爲さず、沈黙の裡に議事を終りたりと云ふが如き、自ら五大強國の位置を忘却したるものに非ずや。是を以て、我が全權委員の講和會議に臨むや、世界改造の問題に對して、一切黙々石佛の如く、爲に其所在は列強委員の爲めに無視せられ、五頭會議は忽にして四頭會議に變形せらるゝに至りし也。

三月中旬、米國大統領ウキルソン、英國首相ロイド・ジョージ、佛國首相クレマンソー、伊國首相オルランドの四氏、非公式に會議を重ねしより以來、四頭會議は、實際的に、講和會議の最高機關たるに至り、我が全權委員は、四頭會議より閑却せられたり。或は是れ講和會議の難關が、多くは歐洲大陸の問題に係り、我が帝國が此等問題の解決に對する利害關係、比較的重大ならざるが爲めなりと云ふと雖も、是れ所謂一を知て二を知らざるの説也。

我が帝國にして五大強國たるの位置を占むる以上は、歐洲問題の解決に對しても發言の權利を有するは勿論也。歐洲問題の解決に對して發言權を有する以上は、此の權利を適當に利用して世界的外交の中心に參加したる實を擧げざる可からず。對獨對塊條件問題は、歐洲問題なりと云ふと雖も、對獨宣戰の詔書を換發し、聯合國に後援したる帝國は、當然、此の問題を閉却する能はざるに非ずや。チエツク・スロヴァック獨立問題、波蘭の復興問題に對して、精神的同情を表しつゝある我が帝國は、巴爾幹問題、土耳其問題に對しても、利害關係の比較的重大ならざるの故を以て、之を雲烟過眼視し去ること能はざるにあらずや。其他、賠償金問題と云ひ、民族復興問題と云ひ、皆我が帝國と離る可からざる利害を有しつゝあるに非らざるなき乎。世界大戰の結果、大平洋も大西洋も、利害共通の一團と爲り、一國をして世界外交利害圏外に超越せしむるを許さざる時代を劃せんとする今日に於て、我が全權委員が、自卑自遜して、世界的外交の中心より遠ざかり、歐洲問題に對する發言權を放棄するに至りたるものは、是れ懸て東邦問題に對し、聯合國の干渉を受けざるを得ざる所以にして、帝國の位置に對して重大なる關係を有するもの也。

西園寺侯を首とし、我全權委員は、必ずしも無能無識の使臣にあらず。而かも我全權委員が、世界改造の新紀元を劃せんとする重大時機に際し、五大強國の一員たる日本帝國の主張と權威と

を發揚する能はず、殆ど英米兩國積威の下に壓迫せられて、口言はんと欲して嚙嚙し、足進まんと欲して趨趨し、首を畏れ尾を畏れ、終に五大強國の斑外に脱却せられて、自ら知らざるが如き獨り我が全權委員の不見識に坐するのみならず、抑も亦帝國政府の世界的外交に對する根本的準備と、根本方針の微弱未定なるに由るのみ。吾人は、此點に於て、獨り我が全權委員の責任を問はんとするものに非ず。寧ろ、其の責任の政府に在ることを認識せざるを得ざる也。

單獨不講和加盟に關する公文書

英國駐劄佛露兩國大使及英國外務大臣より英國駐劄帝國大使宛公文

以書翰致啓上候陳者下名等は各其の本國政府より正當の委任を受け千九百十四年九月倫敦に於て佛露英三國政府間に調印せられたる宣言に日本帝國政府の加盟することを閣下を経て表明相成候様勸誘方同政府に申入るるの光榮を有し候該宣言の文書は次の通に有之候。

下名等は各其本國政府より正當の委任を受け茲に左の通宣言す佛國、露國及英國政府は現時戰爭中は單獨に講和せざるべきを相互に約す。

右三國政府は講和條件を議する場合に於て何れの同盟國も豫め他の各同盟國の同意を経ずして講和條件を要求せざるべきことを約す。

右證據として下名等は本宣言に署名調印す。

千九百十四年九月五日倫敦に於て本書三通を作る。

下名等は茲に閣下に向て敬意を表し候敬具

千九百十五年十月十九日倫敦に於て

佛國特命全權大使	ホー・ル・ガムボン	印
露國特命全權大使	ベンケン・ドルフ	印
英國外務大臣	イー・グレイ	印

ホー・ル・ガムボン
ベンケン・ドルフ
イー・グレイ

日本特命全權大使閣下

英國駐劄佛露兩大使及英國外務大臣宛公文

以書翰致啓上候陳者千九百十四年九月五日倫敦に於て調印せられたる佛露英三國政府の宣言に日本帝國政府の加盟表明方に關し閣下本國政府の名に於て且其の委任を受け本日附書翰を以て日本政府方御申入の趣致敬承候。宣言の文言は次の通りに有之候。

(前掲に同じ)

右回答として日本帝國政府が本宣言の各條項に充分且完全に加盟すべき旨閣下等に通報方、本使は本國政府より委任を受けたることを茲に申進むるの光榮を有し候。

本使は茲に閣下等に向て敬意を表し候敬具。

千九百十五年十月十九日倫敦に於て

井上勝之助

英國駐劄佛露兩國特命全權大使閣下

英國外務大臣閣下

○第八 人種差別撤廢案

人種差別撤廢案、即ち人種平等案か國際聯盟の礎石の一たるべきは、世界有識者の齊しく認むる所にして、我が政府が講和會議に於て、人種平等案を提出し、世界の平和と人道とに貢獻せんことを期したるは、決して不可なりと謂ふ可からず。左れど、我が講和全權が人種平等案に對する努力と熱誠とを缺き、其の方策を誤まり、終に否決の運命に遭遇するの已むべからざるに至りたるは、吾人が國家の爲に浩歎せざるを得ざる所也。

苟も我が帝國にして、人種平等案を提出し、之れが實現を期せんと欲せば、帝國自ら人種平等主義に對する熱誠を示し、世界の輿論を喚起するの勇氣無かる可からず。然るに、我が全權委員は本年二月十一日國際聯盟委員會の最終に於て、突如として最も困難なる人種平等案を提出し、委員會の採擇する所とならざるや。二月十四日の講和會議に於ては牧野男は、國際聯盟贊成の聲明

と共に『將來或る種の提案を出すの意あるが故に、諸賢の賛同を求む』との極めて微温的の豫告を試みたるに過ぎずして、毫も世界の輿論を指導するの決心を示さず。却て歐米強國の鼻息を窺ひ、趨起逡巡、其の主張を堂々公言する能はざるもの、如き、何等の陋態ぞや。其の後米國大統領ウイルソン氏、米國に歸り、本國政治家と協議を遂げ、國際聯盟規約修正の腹案を得、再び巴里に入り、其の議事を開始するや、我が全權委員は、漸くにして人種平等案を提出するに至れりと雖も、該案の内容は、雷に時と共に變化したるのみならず、或は讓歩し、或は撤回し、或は保留し、結局骨抜き案として提出せられ、終に否決せられたるが如き、畢竟、我が帝國が人種平等案に對する熱誠と努力とを缺きたるの致す所にあらずと謂ふ可からず。

吾人の聞く所に據れば、初め我が全權委員は『民族の平等は、國際聯盟の根本原則なるを以て締盟國は、各加入國民に對し、成るべく、速に平等公正の待遇を與へ、人種又は民族の差別に依り、法律上又は事實上の差別を爲さざることを承認す』との意義を國際聯盟規約の一條項に加へんとする案なりしに、一旦形勢の我に可ならざるものあるを知るや。忽ち其態度を一變し、必ずしも之を條文に挿入するを要せず、他國の提案中に修正案を提出し、僅に其の責を塞かんとし、第一にウイルソン氏の提案に係る國際聯盟の案文中に宗教問題あるを奇貨とし、人種平等案の意

義を其中に加へんとし、ウイルソン氏の斥くる所と爲り、次に伊國代表者の労働者待遇の提案に追従し、人種問題を解決せんとし、是れ亦伊國代表者の撤回に依りて畫餅に歸したり。是に於て乎、國際聯盟規約前文中『國際の紛議は之を干戈に訴へて解決せざるべしとの義務を承認し、各國民間の光明正大にして、名譽ある關係を規定し』とある文句の次に僅に『各國均等の主義を是認し、是等國民を正當に待遇し』云々の文字を挿入するを以て足れりとするに至り、彼の米國外務委員長ヒッチコック氏、及び歐洲の操觚者流をして『日本の主張は國家の利害を顧みるよりも、寧ろ國家の體面を顧みて行ふもののみ』と評せしむるに至りしが如き、亦以て我が全權委員の不見識を證するに足るべし。而かも此等の無意義にして、毫も國家の實在利害と關係なき讓歩案さへも、四月十一日の國際聯盟委員會に於て、滿場一致の賛成を得ざるが爲に否決せられたるに至りては、是れ豈に國家の體面と威信とを傷くるの太甚しきものにあらずして何ぞや。

次に、我が帝國にして、世界平和の爲に、人種平等案を提出し、之れが徹底を期せんと欲せば、其提出前に於て、豫じめ英米兩國の全權と默契して、其の諒解を得るの外交的手段に出でざる可からざりし也。假令ひ英米兩國との諒解を得ざるも、初めより其の成敗を度外に附して、之を提出し、世界の輿論を喚起せんとするの決心あるに於ては、宜しく歐米の言論機關を通して、明目

張膽、人種平等主義を世界に高調すると同時に、亞細亞諸邦を聯ねて、之と其の聲息を通じ、就中支那と其の歩趨を同うし、其の行動を共にするの態度に出でざる可からざりし也。若し我が帝國にして、豫じめ支那、暹羅諸邦との精神的提携を圖り、眞に能く亞細亞の輿論を代表して、講和會議に臨み、正々堂々、之を正言昌論せん乎、英米兩國と雖も、恐くは漫然之を拒否する能はず。耳を正義の聲に假すに至りたらんも、未だ知る可からざりし也。然るに我が政府の人種平等案を提出するや、毫も此等の注意を拂はず、支那、暹羅諸邦と何等精神的提携の方法手段を執らず、偏に英米兩國の歡心を買ふに努め、其の勢力に依頼して、其案の通過を圖らんとしたり。是を以て、濠洲首相ヒュース氏の如きは、直に我が帝國の人種平等案に對する態度如何を看破し、露骨的に亞細亞人排斥論を公言し、一步も假借せざるの意氣を示したるも、我が全權委員は之を反駁し、大義名分を明にする底の積極的行動に出づる能はず、黙々之れを看過し去りたるが如き、是れ其の人種平等主義が、國際聯盟の根本的原則たるに拘らず、世界強國の否認する所と爲り、終に失敗に歸したる所以也。

蓋し人種平等案は、國際聯盟の先決問題として、世界各國の否定する事能はざる問題なりと雖も、實際に於て人種差別觀念に富める歐米人の之を公認するや否やは、初めより疑問とする所。

殊に其の領土一千三百萬方哩、人口四億三千萬に上り、あらゆる民族を包括しつゝある英國が、濠洲其の他植民地の關係上より之に反對し、又た平素人種差別主義を實行し、就中、日本人排斥を標榜するカリフォルニア州を有し、日本と紳士條約を締結し、移民制限を厲行しつゝある米國が、移民問題を以て内政問題なりと看做し、人種平等主義を公認するの勇氣無く、之に反對したるは、寧ろ當然の勢也。故に人種平等案が、講和會議に於て、滿場一致を以て通過するの困難なることは、我が全權委員の初めより覺悟せざる可からざる所なりし也。我が政府たるもの、既に其の案の通過容易ならざるものあるを覺悟せる以上は、寧ろ其の成敗を度外に附し、世界の輿論に懇へて其の判定を他日に俟つの識見を以て、之を講和會議に争ふの態度に出でざる可からず。然るに、一旦、提出して之を撤回し、撤回して之を修正し、修正して屈讓し、全然骨抜き提案と爲り、米國に於ても、殆んど之に反對するの口實を有せざるに至りしにも拘らず、此の提案さへも、失敗の餘儀なきに至りたるものは、陋の又陋、拙の又拙にして、帝國の面目を辱しめ、其の權威を傷くる、是より太甚しきは無し。

世の論者、或は人種平等案の失敗を辨疏して各國の提案と比較し、其の失敗は獨り我が帝國のみならずとし、其の醜を掩はんとするに汲々たりと雖も、吾人は、獨り其の失敗を難するのみ

にあらす、我が政府が、人種平等案に對する成算と覺悟とを缺き、英米兩國の鼻息を窺て、其の態度を二三にし、日東帝國の面目を毀損したるを難するのみ。

第九 國際勞働問題

國際勞働と國際聯盟とは離る可からざる關係を有するものにして、講和會議に於て、國際勞働案が國際聯盟の一項として實現するに至りたる所以のものは、決して偶然にあらざる也。

國際勞働案の内容如何は、吾人、未だ公式に知るを得ずと雖も、米國國務省の發表する所に據れば、即ち左の如し。

- 一 勞働は、單に貨物或は商品と認む可からざる事。
- 二 傭主と均しく、被傭人が都て合法の目的の爲にする組織を爲すの權利。
- 三 其の時代と國情に應じ、其の生活の相應標準を維持するに足る勞銀を被傭人に支給する事。
- 四 未だ適用せられざる所に於ては、一日八時間、即ち一週四十八時間制を採用する事。
- 五 實行可能の場所に於ては、日曜日を含み、一週廿四時間休暇の制を採用せしむる事。
- 六 小兒の勞働を禁止する事。並に少年者に對しては、其の教育の繼續及び其の體格の發育を

確保する方法を以て、其の勞働に制限を加ふる事。

七 男及び女は其の均等の價値の勞働に對して、均等の報酬を受くべきの主義。

八 各國に於て、勞働状態に付、規定すべき標準に關しては、其の國內に合法に居住するあらゆる勞働者に對し、公正なる經濟上の待遇を與ふるを閑却せざる事。

九 各國は被傭者の保護の爲にする法規の施行を確保するか爲めに、婦人を加へたる監視制度を設くる事。

以上九箇條の原則なるものは、其の適用が果して實際的に行はるべきものなるや否や、聊か疑問とすべしと雖も、主義としては之を認識せざるを得ざる也。左れど工業的狀態の幼稚なる我が帝國に在りては、九箇條の原則なるもの、一として現行せられざるを以て、國際勞働に加入するに就ては、最も慎重なる考慮を費さざるを得ざる也。

蓋し我が帝國は、歐米各國と、其の歴史を異にし、其の國情を異にし、經濟狀態就中工業發達の程度を異にするを以て、今俄に九箇條の原則を實地に適用するを得ざるや、言を俟たず。例せば、勞働時間を制限して、一日八時間と爲すか如き、幼年者は男女の區別を論せず、絶対に勞働に使用せざるが如き、最低賃銀を定め、夫れ以下の賃金を以て勞働者を雇備するを禁止するが如

き、我が労働制度に對する一大打撃たるを免れざるべし。我が帝國は、勿論。歐米各國の産業的狀態に鑑み、進みて労働法を適用するの準備を完うし、労働者保護の實を擧げ、工業の發展を圖り、國富の増進を期せざる可からずと雖も、我にして國際労働に加盟する以上は労働者の世界的思潮に共鳴すると同時に、我が講和全權たるものも宜しく帝國特殊の經濟的狀態を力説し、之れが除外例を要求せざる可からざる也。然るに労働委員會に於て、日本には工場法さへ完全に適用せられず。日本には工場組合の組織さへ許されず。日本の労働者は奴隸の如しと惡罵を被られながら、進みて列強國の主張に共鳴するの氣魄無く。退きて我が労働者の位置を説明するの勇氣も無く、我が講和全權は殆んど木偶の如く言ふ所無かりし也。されば米國の労働聯合會長サシユエル、ゴムバアス氏の如きは、日本委員の餘り腑甲斐なきを嘲けり『日本委員に對し、意見を徵すれば、必ず本國の訓令云々を説きて答ふる所無し。吾人は日本委員が果して列強國の労働代表者と共に世界人類の爲に、一般の労働狀態を革新する決心と誠意を有するや否やを疑はざる能はず』と云へるもの故なきに非ず。而して我が講和全權が、僅かに英國委員バーンス氏が國際労働案第十九條に對する修正條項として『將來國際會議は、労働狀態の比較的幼稚なる國に對し、適當なる考慮を加ふべし』との提案に共鳴し、沈々黙々、一言半句も發せず、僅に國際労働案を

承認するに過ぎざりしは、當に一等強國としての權威を損するのみならず、之れが爲に世界の同情を失したるもの、亦尠なしとせざる也。吾人は、此點に於て、我が講和全權が労働問題に對する不見識を憐むと同時に、其の使命を辱しめたるを遺憾とせざる能はざる也。

第十 山東問題

(イ) 山東問題と日支交渉

我が帝國は、講和會議の劈頭に於て、人種平等案に蹉跌したり。而かも山東問題の解決に於て、僅に其體面を保つを得たり。左れど、既に日支兩國の間に解決を了したる山東問題に對し、歐米別強國をして漫に其間に容喙せしめ、東邦に於ける帝國の特殊的位置に動搖を與へしめたるに至りては、帝國外交の失敗、隱然掩ふ可からざるものあり。吾人は、對獨宣戰以來、日支交渉の歴史に溯りて、少しく之を論せざる可からず。

我が帝國が青島の役を興し、獨逸の根據地を奪ひ、其の勢力を掃蕩するや、世界戰局は、各方面に於て交戰狀態を繼續し、勝敗の機、逆睹す可からざるものありしと雖も、東邦の局面は、帝國の力に由て、平和を保つことを得たり。是に於て乎、我が帝國は、青島戰役の善後策を講ずると

同時に、此の機會に於て、日支親善の實を擧げ、帝國將來の地歩を鞏固ならしめ、以て東邦永遠の平和を保障せんことを期し、慎重審議の餘、大正四年一月十八日、北京駐劄日置公使は、帝國政府の命を奉じ、山東問題善後處分に關する提案と同時に、南滿洲及び東部内蒙古に於ける帝國優越權の確認、漢冶萍問題、支那の領土保全、並に日支兩國の間に蟠る所の各種懸案の解決等、所謂五項二十一箇條より成れる交渉案を北京政府に提出し、越て二月二日以来、日置公使と外交總長陸徵祥との間に交渉を開始し、爾來、會議を重ねること二十五回、約四箇月餘の日子を費し、其の間、幾多の波瀾曲折を生ずるを免れざりしと雖も、終始互讓妥協の精神を以て、圓滿なる解決に努めたるの結果、我が政府が要求したる主張の眼目に就ては、多く其の目的を達し、終に五月九日を以て其の解決を告げ、同廿五日之に關する條約、及び交換公文の調印を終り、批准交換を見るに至りたり。是れ東邦平和の爲め、日支兩國前途の爲め、喜ばざるを得ざる所なりし也。

對支交渉案の内容は、種類と項目とに於て、頗る多岐多様に涉れりと雖も、悉く是れ帝國當然の要求にして、東邦平和の目的を貫徹せんとする旨趣に出でざるは無し。而して山東問題の善後處分と滿蒙問題の解決とは、提案中の眼目にして、我が政府の最も注意を拂ひつゝある問題なりし也。

我が帝國が、大正三年八月十五日を以て獨逸に發したる最後通牒に於ては、支那に還附するの目的を以て、膠州灣の引渡を求めたり。左れど、獨逸は之に應せざりしを以て我が帝國は武力を以て膠州灣を占領するに至りし也。我が帝國にして武力を以て膠州灣を占領したる以上は、其の取舍に就ては、我が帝國が自由處分の權利を有するや、固より論を要せず。左れど我が帝國は、從來支那の領土保全を以て最も重要な主義と爲し、日支親善の政策を實行し、東邦永遠の平和を確保するを以て其の目的と爲し、を以て、四月二十六日、帝國の修正案を北京政府に提出するに際し、或る條件の下に、膠州灣を支那に還附すべき事を聲明し、日支條約調印の時に於て、彼我の間に公文書の交換を了し、由て以て之を支那に還附すべきことを明にしたり。左れど、戦局終結の後も膠州灣租借地の全然帝國の自由處分に處せられたる場合との前提の下に、左記の條件を附したるは、帝國が支那保全、日支親善の主義の下に打算せられたる政策に外ならざる也。

- 一 日本國政府に於て、指定する地區に、日本專管居留地を設置する事。
- 二 列國にして希望するに於ては、別に共同居留地を設置する事。
- 三 右の外獨逸の營造物及び財産處分、並に其の他の條件手續等に就ては、還附實行に先ち、日本國政府と支那國政府との間に協定を遂ぐべき事。

對獨戰爭の結果、我が帝國が膠州灣を占領するも、將に還附するも、帝國の自由權利たるに拘らず、我が帝國が、支那保全、東邦平和の大計に鑑み、公文を以て之を支那に還附すべきことを聲明したるは、帝國の光明正大なる態度を世界に示したるものにして、支那國民の宜しく感謝せざる可からざる所也。然るに、當時政友會を首とし、一部の在野政治家は、漫然、強硬論を主張して青島還附の聲明を難し、之を以て政府攻撃の具と爲したりと雖も、今日に於て之を察すれば、若し當時の當局者にして、這般の措置に出でざれば、我が帝國が列強國の猜疑を招き、其の野心を疑はれ、如何に國際的不利の位置に立ちし乎は、想像するに餘りありと謂ふべし。此點よりするも、當時、當局者の青島還附に對する外交的措置が、光明正大、當を失するものにあらずるを知るに足るべき也。

然れども、支那の現状より之を推すに、他日、列強の中、野心を包藏し、再び山東省の要地租借若くは割讓を求むるが如きことあるも、到底之を防遏するの實力を缺くを以て、帝國は徒に之を放任し去る能はず。故に帝國が膠州灣還附を聲明すると同時に、支那に求むるに、山東省割讓の誓約を以てし、山東條約に附隨せる公文に於て、此旨を聲明したるは、之が爲にして、帝國政府の用意周到、殆んど遺算なきに庶幾しと謂ふべし。

山東問題と共に、我が帝國の利害に取りて、其の最も重要な問題は、滿蒙問題の解決、是れ也。南滿洲及び之と地理上、經濟上、密接離る可からざる關係を有する東部内蒙古に關しては、日清日露兩戰役以來、特殊の利害關係を有し、優越なる地歩を占め來りしは、中外列國の齊しく認むる所たり。而して日支條約に於て、支那をして、此等の地方に於て、帝國が當然有せざる可からざる位置を確認せしめ、隨て帝國の地歩を鞏固ならしめたるは、東邦平和の關係に於て、其の效果、決して少なからざりし也。

又た當時、漢冶萍問題と云ひ、支那沿岸島嶼不割讓問題と云ひ、其の他、日支兩國の間に蟠結せる各種懸案を擧て、一併に解決するを得たるは、世界大戰の影響に由るものありと雖も、我が外交當局者の努力も亦之を多とせざる可からず。

五號案即ち希望條項に就ては、北京政府が、五月一日の最終修正案に於て、之を拒みたりしを以て、我が帝國は、最後通牒を送るに際し、此の事項を一併して引渡し、他日の商議に讓ることとしたりしと雖も、其の内最も緊要としたる福建省に關する問題は我主張を貫徹し、臺灣の防備を安固にするを得せしめ、斯くて日支條約の締結を了し、山東問題及び滿蒙問題を解決するを得たるは、講和會議に對する準備的手段として、外交上、極めて其の機宜を得たるものなりし也。

(ロ) 支那の參戰と講和會議

八八

大隈内閣の外交當局者が、青島戡定の機に乗じ、日支條約を締結して、山東問題を解決したるは、外交上機宜を得たる措置にして、當時我が政府が支那の參戰に同意するに至らざりしも、亦東邦に於ける帝國の特殊的位置に鑑みる所あるが爲めなりし也。然るに、寺内内閣に至りては其の方針を一變し、聯合國に跟随して支那の參戰運動に賛成し、其の參戰借款に應じ、又其の要求條件なる關稅改正増率、義和團賠償金延期等を容れ、支那をして對獨斷交を宣言し、聯合國に参加するに至らしめたるものは、やがて、支那が今日の講和會議に參與するの資格を贏ち得たるもの也。支那の參戰も亦敢て不可なりと謂ふに非ずと雖も、支那參戰以來、寺内内閣に於ても、今日の原内閣に於ても、講和會議に對する根本的準備の要件として、日支提携の政策を實行する能はざりしは、是れ實に今日山東問題の紛糾を惹き起したる重なる原因の一也。

大戰以來、支那の參戰運動に與りて力ありしものは、在支英人のモリソン、ブレンドン、シンブソン氏等にして、此の參戰運動は、大正四年十一月に至りて、其の極端に達したりしが、當時の大隈内閣は、支那の參戰に同意せざりしを以て、英國政府は日本の意思を尊重し、時の東京駐劄大使グリーン氏をして、英國政府は、日本と協議の上にならざれば、支那と政治上の性質を帯びた

る商議を爲すの意思なき旨を聲明し、我が帝國の東邦に於ける特殊の位置を認識せしめたるは、帝國外交の捷利にして、支那の參戰運動は、之れが爲に一大頓挫を生じたりし也。然るに、其後、在支英人一派の支那參戰運動、著々功を奏し、大正六年二月に至り、獨逸の無制限潜水艇戰を宣言し、米獨國交の斷絶と爲るや、支那も亦米國の勸告を容れ、獨逸に對して抗議を提出し、聯合國に左袒するに至り、シンブソン氏をして『支那は、對外關係上、一新紀元を開くに至れり』との評を下さしむるに至れり。支那にして、既に參戰せる以上は、支那が講和會議參列の資格を具するは勿論、其の發言權も亦尊重せらるゝものと看做さざる可からず。故に我が帝國にして、支那に對し、參戰を德憑するに於ては、之と同時に日支提携の政策を實行せざる可からざりし也。日支提携の政策にして、實現せられざる限りは、支那の參戰は、支那に利益を與ふるも、必ずしも我が帝國に利益を與ふるものにあらざれば也。然るに、寺内内閣に於ても、原内閣に於ても、此點に於て何等の注意を拂はず、支那參戰後に對する準備として、日支提携の政策を實行する事能はざりしは、遺算の太甚しきものと謂はざるを得ず。果して然り、講和會議に於て、日支乖離の破綻を列國の面前に曝露するに至りし也。

講和會議の將に開かれんとするや、支那は早く既に講和會議參列運動を開始し、左記の事項、

- (一) 對獨宣戰後、敵國艦船を押收せる事。
- (二) 兵力を以て、東清鐵道を維持し、北滿洲に於ける過激派の勢力を驅逐せる事。
- (三) 昨年十二月、段總理は、三箇師團を西部戦線に派遣するに決し、佛國側に運送船無かりし爲め、中止せしも、是れ支那より中止せしに非ざる事。
- (四) 本年六月、英國公使ジョルダン氏の忠告に従ひ、在留獨人を濠洲に放逐せんとし、聯合國側より前議を取消せしか爲め、中止せしも、是れ支那に於て中止せしに非ざる事。
- (五) 本年四月、米國公使ラインシュユ氏の提議に賛成し、海容艦を浦鹽斯德に派遣し、秩序維持に協力し、又た日支軍事協定を締結し、極東に於ける敵國の勢力を驅逐し、竝に參戰軍隊を浦鹽斯德、及び滿州里に派遣せる事。
- (六) 苦力十五萬人を西部戦場に派遣し、戦鬪力の増加に、直接關係ある勞力を供給せる事。
- (七) 一八八一年の條約を犠牲とし、滿州里より糧食を輸出し、聯合國に供給せる事。
- (八) 本年八月、佛國の要求に依り、北滿洲より米穀を輸出し、安南軍に供給せる事。
- (九) 支那の參戰せし時、北京駐在聯合國公使は、支那を聯合國の一員として、將來平和會議參列の資格を認めたる事。

(十) 對敵通商禁止條例を發布せる事。

即ち十箇條項を擧げて、講和會議參列を聯合國に要求し、外交總長陸徵祥、全權と爲り、王正廷、顧維鈞、其の委員と爲り、梁啓超も亦巴里に赴きて、全權委員輔佐の任に當り、六箇條の條件を要求し、就中山東回收論、及び日支協約廢棄論を以て、聯合國に懇へ、我が帝國に抗するに至りしもの、畢竟、支那の外交的手段に外ならざるべしと雖も、抑も、亦我が帝國が、講和會議前に於て、日支協調の策を誤りたるの致す所なりと謂はざるを得ざる也。

(ハ) 講和會議と日支衝突

支那が山東問題に對して、我が帝國に慊らざるものあるは、一朝一夕の故にあらず。然れども、是れ實に彼が帝國の國是と眞意とを諒解せざるの致す所たるや、言を俟たず。苟も支那の政治家にして、眞に能く帝國の國是が、東邦の平和を維持し、支那の領土を保全し、亞細亞振興の大業を完成するに在ることを知るに於ては、支那の政治家たるもの、安ぞ歐米人に頼りて、我に反噬するの能度に出でんや。然るに、講和會議の將に開け、日支兩國亞細亞を代表して、世界の外交舞臺に臨まんとするに當り、現内閣の當局者が、區々たる目前の小問題に没頭し、帝國の安危休戚に繋る東邦問題に對し、何等の注意をも拂はず、支那の當局者、又は其の講和全權たる政治家

と會商して、意思の疏通を圖ることを爲さず、彼等の自由行動に委して顧みざりしは何ぞや。

支那は、假令日本の態度に慊らざる所あるも、決して獨力を以て、我が帝國と世界の外交舞臺に折衝するの力無き也。然るに、彼の講和全權が、斷然抗議を提げて我が全權と雌雄を決せんことを期したるは、竊に外來の力に恃む所ありし也。彼等は、巧言令色、偏に歐米諸國の歡心を買ひ、其の同情に翹へ、其の同情に由りて、之れが後援たらむことを希望したり。歐米の政治家中、支那の真相を解せざるもの、或は其の機に投じて、支那を利用せんとし、支那全權に同情し、之が後援たらんことを約したるの疑なき能はず。されど支那をして日本排斥の運動を逞うするに至らしめたるものは、要するに、我が帝國が講和會議に對する、外交的用意を缺きたるの致す所にあらずと謂ふ可からず。

或は云ふ、我が日本にして、支那と意思の疏通を圖らんとするも、支那にして頑迷、不靈、敢て之に應ぜざるときは如何と。嗚呼是れ深く思はざるの説のみ。我が帝國にして、果して赤心を披きて支那と妥協し、或る程度に於て支那の希望を容れ、支那に示すに、帝國の誠意を以てし、共に俱に亞細亞振興の大計を講ずるに於て、支那たるもの、安ぞ日本に離れて、歐米に就くの愚を爲さんや。假りに支那にして、帝國の對支政策に反對し、我に衝む所あり、容易に帝國の希望

に副ふこと能はざるも、彼が歐米に頼り、其の勢力を藉りて我を排するの妄念を懷かざりしや必せり。又た假りに、支那の全權にして、飽くまでも我を排するの舉動に出づるとするも、我にして豫じめ支那の講和會議に對する意志の在る所を知るに於ては、我は彼の謀を未然に伐ち、彼の宣傳的運動を未萌に制することを得べかりし也。然るに我が全權が巴里に在りて、沈黙に耽りつある間に於て、支那全權の宣傳的運動、著々成功の緒に就き、我は却て其の掣肘を受けざるを得ざるに至りたるは、吾人、我が全權の無能を愧づると共に、帝國の爲に、其の失計を痛嘆せざる能はざる也。

(二) 支那全權の山東問題に對する要求

原内閣にして、講和會議が世界改造の新紀元を劃するに於て、帝國の東邦に於ける特殊の位置を世界に承認せしむるに於て、重大なる時機たるを知らば、根本的準備の第一著として、日支提携の政策を講じ、之が實現を期せざる可からざりし也。苟も講和會議前に於て、日支協調の下に意思疏通し、兩國の全權委員、左提右挈、共に俱に一致協力して講和會議に臨まん乎、獨り亞細亞民族の爲に、其の氣焔を吐くに足るのみならず、山東問題は勿論、人種問題の如きも、容易に其の主張を貫徹するを得たらんも未だ知る可からざりし也。然るに、原内閣が、此の重大なる時

局に際し、大有爲の機會を逸し、東邦問題に對して、何等の根本的政策を講せざりしは、吾人の遺憾禁する能はざる所也。

原内閣が、寺内内閣の北方援助政策に反して、南北平等主義を聲明したるも可也。進みて南北妥協を勸告したるも可也。然れども、日支提携の根本問題を閑却して、講和會議に臨みたるは、外交上不用意の最も太甚しきものにして、山東問題の紛糾を惹き起すに至りたる所以也。

此の如く、我が帝國は講和會議以前に於て、日支提携の政策に就て、何等の諒解なかりしを以て、日支兩國の講和全權は、各其の歩調を異にして講和會議に臨みたり。支那の全權委員たる陸徵祥、王正廷、顧維鈞等の講和會議に要求せる箇條は(一)大正四年五月締結の山東省に關する日支條約の破棄、(二)治外法權並に領事裁判制の制度、(三)國定稅率制度の設定、(三)義和團賠償金の免除、是なり。左れど、其の主眼とする所は、大正四年日支條約の山東省に關する條文を破棄し、山東鐵道、並に附近の鑛業權、及び青島專管居留地の設定に關する利權を擧て、之を奪還せんとするに在り。而して彼等は英米兩國の同情に愬へ、其の勢力の下に、山東直接還附論を主張し、東邦競争の第一歩として、朝鮮問題より日清戰爭に至る經過に就ては、支那の侵略主義より出でしに非ずとし、日清戰爭後、支那に於ける領土租借時代の大勢を以て、専ら罪を露國に歸

し、英國の威海衛租借をば、當時の外相ソールスベリー氏の言を引き、租借の已むを得ざる事、及び英國の眞意は之に由りて支那民心の奮起を希望するに出でたりとし、團匪事件を以て現今の露國過激派と類せるものとし、日露戰爭以來、日本は約に背きて滿洲を占領し、又た露國と種々の密約を締結して、米國の提議に係る滿洲鐵道中立の議を排せりと言ひ、終に世界大戰より山東問題に言及し、日本の要求に係る二十一箇條は、是れ全く武力の強壓に由るものなり。今日支那か一切若くは若干の契約を取消し、或は修正せんとするは、全く其の條件の國際聯盟主義と反對するを以て也と論じたり。其の還附理由を一括して、其の要點を掲ぐれば、左の如し。

- 一 膠州灣租借地は、支那領の純然たる一部なり。
- 二 山東省の住民は、人種、言語、並に宗教に於て、純然たる支那國民なり。
- 三 山東省は孔孟の生地。支那文化の發源地にして、即ち國民の聖土と目する所也。
- 四 總ての經濟的實情に徴するも、外人の此の地方に侵入することは、直ちに以て支那住民の犠牲と悪用とを意味す。

- 五 一國が勢力範圍を山東に建設する時は、此の支那に於ける唯一の海港を領有すると共に、該地方の經濟的獨占を導き、斯くて門戸開放を不可能ならしむ。

六 膠州灣並に山東鐵道は、戰略上、支那共和國に必須の關係を有す。

七 山東にして一侵略國の勢力範圍に陥らん乎、支那住民と外人との間に紛擾絶ゆる時なく、即ち東邦の平和を確保する事能はざるに至るべし。

斯くて三月上旬、七千數百語の長文に互れる山東直接還附の要求書を提出し、外交文書中、古今未曾有の惡罵を逞うしたる、不謹慎の辭句を臚列したるは、特に注意すべき點也。而して英米の新聞紙が、支那全權の抗議に同情し、誇張の言辭を弄し、日本の野心と危險とを極言するものあるに至りては、支那の宣傳的運動の如何に猛烈なりし乎を想像するに餘りありと謂ふべし。

支那全權の抗議に對し、我か全權は、支那は、千九百十五年の條約を以て、日本の強壓に出づと稱するも、元來支那が他國との條約に於て、孰れか強壓を受けざるものある。故に大正四年即ち千九百十五年の條約を以て無効とせば、總ての他の條約も亦無効と爲るべし。又た膠州灣、山東鐵道行政權の回復は、支那の希望する所なりと雖も、膠州灣の還附は、已に大正四年に於て聲明せる所。山東鐵道も亦日支の共同管理なる穩和的合意あるに非ずや。斯る情態の下に、支那が猶條約の無効を叫ぶは、果して何の意ぞ。假令ひ大正四年の條約無くとも、日本は征服者として獨逸の有せる諸權利を繼承すべき權利を有す。其の膠州灣を還附するは、要するに日本の好意のみ。

故に支那の要請する所は、支那自身に取りて、自殺的行爲也と辨疏したりと雖も、端無くも、講和會議の晴れの舞臺に於て、東邦の兄弟國たる日支兩國が、反目乖離の状態を暴露するに至りたるは、非常なる失態と謂はざる可からず。

大正四年の日支協約は、青島戡定の結果、日支兩國が共に俱に隔意なき協定を遂げ、自主對等の立場に於て締結したるものにして、彼の獨逸が戰勝の餘威を挾み、無政府時代の露國を脅迫して締結したるブレスト・リトウスク條約と同一に語る可からざるは、固より論を俟たず。然るに、支那が講和會議に於て國際聯盟の主義を利用し、山東直接還附と日支協約廢棄とを主張するは、全く彼が我が帝國の眞意と位置とを誤解したるの致す所たらずむばあらず。苟も我が帝國にして講和會議以前に於て、日支提携の策を講じ、帝國の眞意を明にして、彼の猜疑と謬見とを釋き、互に意思の諒解を得るに努めたらんには、支那全權は、決して彼れが如き牽強附會、我儘勝手論を主張し、我帝國に反抗するが如き態度に出でざるべき也。而して原内閣が、目前の内政問題に齟齬して、帝國の安危休戚に係る、東邦問題に對する外交的準備を懈りたるは、是れ實に山東問題の紛糾を招き、隨つて東邦に於ける帝國の特殊的位置に影響を來すを免れざりし所以也。

(ホ) 山東問題の解決

日支兩國は地理的に於ても、經濟的に於ても、將た政治的に於ても、唇齒輔車離る可からざる關係を有し、共存共立を第一義とせざる可からざるや論を俟たず。故に或る意味より云へば、日本の敵は支那の敵にして、支那の敵は日本の敵たると同時に、日本の味方は、支那の味方にして、支那の味方は日本の味方なりと謂ふも過言にあらず。若し日支兩國にして、此の第一義を忘却し、互に相反目し、鬩牆を事とするが如きあらば、所謂鷸蚌の争、漁夫の利に歸するものにして、亞細亞復活の業、得て望む可からざる也。

我が帝國の國是は、日支共存の實を擧げ、亞細亞民族の復興を圖り、東方平和の使命を完うせんとするに在り。我が帝國が日清、日露の兩戰役を興し、國家の運命を賭して、清國と戦ひ、露國と戦ひたるも、世界大戰に際し、聯合國に左袒し、對獨宣戰を斷行し、青島の役を興したるも、支那と軍事協約を締結したるも、支那に對し政治經濟に涉る十有餘種の借款、凡そ三億圓を投資したるも、亦皆此の國是を遂行せんとするに外ならざりし也。而して我が帝國は、日支提携の政策に由り、講和會議に於て、國際聯盟の基礎として、米國の『モンロー』主義と同等の立場に於て、世界列國をして、極東に於ける日本の『モンロー』主義を承認せしめ、東邦問題を解決せざる可からざりし也。然るに支那全權の山東問題に關する抗議に由りて、端無くも日支乖離の弱點

を暴露し、列強をして自由に喙を東邦問題に容れしめ、帝國の東邦に於ける特殊的位置に動搖を與へたるの觀あるは、是れ豈に帝國の失計にあらずして、何ぞや。

支那の抗議は、自ら其の條約を無視したるものにして、何等合理的主張あるものに非ずと雖も、其の抗議が一部人士の同意を得、隨て、一時は山東問題を國際管理に委すべしとの説を唱ふるものあるに至らしめたるは、東邦に於ける帝國の位置をして、九天の上より、九地の下に墜さしむるものなりし也。如何に傳統的依頼主義を墨守し、英米の鼻息を窺ひ、其の勢力を頼としたる帝國外交の當局者と雖も、此に至て彼等に依頼する能はず。如何に英米の歡心を買ふに汲々たるの外、他の能事なき我が講和全權と雖も、此に至て、彼等の聲援を恃み、支那の非合理的主張に屈従すること能はず。此の難關を排して、正路に達する方法は、日本國民の輿論に聽き、國是の趨く所に従ひ、東邦平和の使命を完ふするの外無かりし也。我が講和全權が其の初心に反り、正を踏みて懼れざるの決意を示すや、米國全權も英國全權も、帝國全權の主張、枉くべからざるものあるを諒とし、支那の要求を斥け、我が帝國の目的は幸に之を徹底することを得たり。左れど、我が帝國の主張の貫徹するを得たる所以のものは、我が講和全權の決心に由るもの、如しと雖も、他面より觀察すれば、伊太利全權がフューメ問題の破裂を機として、國際聯盟を脱退せんとする

の決心を示し、斷然袂を拂て巴里を引揚げたるが爲め、英米兩國の反省を促かしたる他動的結果に由るものあるを知らざる可からず。

支那講和全權の米國を出發するに先ち、彼等が、日本に反噬せむとするの意圖を有せしは掩ふ可からざる事實なりし也。而して我が全權委員は之れに對し、何等の手段を講せんとせず、漫然講和會議に莅み、一月二十八日の會議に於て、彼等の爲に爆彈を投ぜられて、呆然自失殆んど策の出づべきなく、五國會議席上、支那の委員顧惟鈞等の長廣舌に對し、牧野全權が僅に佛文の意見書を朗讀して辯護を試むるに汲々たりしが如き、何等の失態ぞや。

此の如くにして、山東問題が、講和會議に於て、幾多の波瀾と幾多の曲折とを生じたるに拘らず、帝國の主張と目的とは、英米兩國の諒解する所と爲り、形式的に解決するを得たるは、喜ぶべきに似たりと雖も、支那の山東問題に對する疑惑未だ全く氷釋せず、其の解決が支那全體に於ける排日運動を惹き起し、日支乖離の状態依然たるに於ては、該問題は未だ實質的解決を得たりと謂ふ能はず。政友會一派は、山東問題の解決を以て、外交上の一大成功なるが如く吹聴すと雖も、山東問題の紛糾に由りて、世界列國の爲に、鼎の輕重を問はれ、東邦に於ける特殊的位置に動搖を生ぜんとしたるは、是れ決して成功に非ず。否寧ろ外交の失敗也。

大正四年五月二十五日調印ノ條約並同日交換セル公文

山東省ニ關スル條約

日本國皇帝陛下及支那共和國大統領閣下ハ極東ニ於ケル全局ノ平和ヲ維持シ且兩國ノ間ニ存スル友好善鄰ノ關係ヲ益鞏固ナラシムコトヲ欲シ右ノ目的ヲ以テ條約ヲ締結スルコトニ決シ之ガ爲メ日本國皇帝陛下ハ特命全權公使從四位勳二等日置益ヲ支那共和國大統領閣下ハ中卿一等嘉禾勳章外交總長陸徵祥ヲ各其ノ全權委員ニ任命セリ國テ各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ良好妥當ナルヲ認メ以テ左ノ條項ヲ協議決定セリ。

第一條 支那國政府ハ獨逸國カ山東省ニ關シ條約其ノ他ニ依リ支那國ニ對シテ有スル一切ノ權利利益讓與等ノ處分ニ付日本國政府ガ獨逸政府ト協定スル一切ノ事項ヲ承認スベキコトヲ約ス。

第二條 支那國政府自ラ芝罘又ハ龍口ヨリ膠濟鐵道ニ接續スル鐵道ヲ敷設セシムトスル場合ニ於テ獨逸國ガ煙濰鐵道借款權ヲ拋棄シタルトキハ支那國政府ハ日本資本家ニ對シ借款ヲ商議スヘキコトヲ約ス。

第三條 支那國政府ハ成ルヘク速力ニ外國人ノ居住貿易ノ爲メ自ラ進ミテ山東省ニ於ケル適當ナル諸都市ヲ開放スヘキコトヲ約ス。

第四條 本約ハ調印ノ日ヨリ効力ヲ生ス。

本條約ハ日本皇帝陛下ニ於テ批准セラルヘク其ノ批准書ハ成ルヘク速ニ東京ニ於テ交換スベシ。

右證據トシテ兩國全權委員ハ日本文及支那文ヲ以テ作成セラレタル各二通ノ本條約ニ署名調印ス。

大正四年五月二十五日即中華民國四年五月二十五日北京ニ於テ之ヲ作ル
日本帝國全權公使從四位勳二等 日 置 益(署名)印
支那共和國中卿一等嘉禾勳章外交總長 陸 徵 祥(署名)印

山東不割讓ノ件

來翰(譯文)以書翰致啓上候陳者本總長ハ支那國政府ノ名ニ於テ茲ニ左ノ如ク貴國政府ニ對シ聲明スルノ光榮ヲ有シ候。
支那國政府ハ山東省內若ハ其ノ沿海一帶ノ地又ハ島嶼ヲ何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラス外國ニ租與又ハ讓與スルコトナカ
ルヘシ。

右照會得貴意候敬具

中華民國四年五月二十五日

日本帝國特命全權公使

日 置 益 殿

支那共和國外交總長

陸 徵 祥 殿

祥(署名)印

佳翰以書翰致啓上候陳者本日附貴翰ヲ以テ支那國政府ハ山東省內若ハ其ノ沿岸一帶ノ地又ハ島嶼ヲ何等ノ名義ヲ以テスル
ニ拘ラス外國ニ租與又ハ讓與スルコトナカルヘキ旨貴國政府ノ名ニ於テ帝國政府ニ對シ聲明相成致領承候。
右回答得貴意候敬具

大正四年五月二十五日

支那共和國外交總長

陸 徵 祥 殿

日本帝國特命全權公使

日 置 益 殿

益(署名)印

山東開放地ノ件

來翰(譯文)以書翰致啓上候陳者本日調印ノ山東省ニ關スル條約第三條ニ規定セル開放スヘキ諸都市及開埠章程ハ支那國政

府自ラ之ヲ擬定シ豫メ日本國公使ニ協議ノ上決定可致候。

右照會得貴意候敬具

中華民國四年五月二十五日

日本帝國特命全權公使

日 置 益 殿

支那共和國外交總長

祥 徵 陸(署名)印

陸(署名)印

佳翰以書翰致啓上候陳者本日調印ノ山東省ニ關スル條約第三條ニ規定セル開放スヘキ諸都市及商埠章程ハ支那國政府自ラ
之ヲ擬定シ豫メ日本公使ニ協議ノ上協定可致旨御照會相成致領承候。

右回答得貴意候

大正四年五月二十五日

支那共和國外交總長

陸 徵 祥 殿

日本帝國特命全權公使

日 置 益 殿

益(署名)印

膠州灣還附ノ件

佳翰以書翰致啓上候陳者本使ハ帝國政府ノ名ニ於テ茲ニ左ノ如ク貴國政府ニ對シ聲明スルノ光榮ヲ有シ候。
日本國政府ハ現下ノ戰役終結後膠州灣租借地ニシテ全然日本國ノ自由處分ニ委セラレル場合ニ於テハ左記條件ノ下ニ該租
借地ヲ支那國ニ還附スヘシ。

一、膠州灣全部ヲ商港トシテ開放スルコト

山東問題の解決

- 二、日本政府ニ於テ指定スル地區ニ日本專管居留地ヲ設置スルコト
 - 三、列國ニシテ希望スルニ於テハ別ニ共同居留地ヲ設置スルコト
 - 四、右ノ外獨逸ノ營造物及財産ノ處分並其ノ他ノ條件手續等ニ付キテハ還附實行ニ先チ日本國政府ト支那政府トノ間ニ協定ヲ遂クヘキコト
- 右照會得貴意候敬具

大正四年五月二十五日

支那共和國外交總長 陸 徵 祥 殿
 日本帝國特命全權公使 日 置 益 (署名) 印

來輪(譯文)以來致輪啓上候陳者本日附貴輪ヲ以テ日本國政府ハ現下ノ戰役終結後膠州灣租借地ニシテ全然日本國ノ自由處分ニ委セラレル場合ニ於テハ左記條件ノ下ニ該租借地ヲ支那國ニ還附スヘキ旨貴國政府ノ名ニ於テ支那政府ニ對シ聲明相成致領承候。

- 一、膠州港全部ヲ商港トシテ開放スルコト
- 二、日本國政府ニ於テ指定スル地區ニ日本專管居留地ヲ設置スルコト
- 三、列國ニシテ希望スルニ於テハ別ニ共同居留地ヲ設置スルコト
- 四、右ノ外獨逸ノ營造及財産ノ處分並其ノ條件手續等ニ付キテハ還附實行ニ先チ日本國政府ト支那政府トノ間ニ協定ヲ遂クヘキコト

右回答得貴意候敬具

中華民國五年四月二十五日

支那共和國外交總長 陸 徵 祥 (署名) 印
 日本帝國特命全權公使 日 置 益 殿

第十一 南洋群島と委任統治

我が帝國は、青島戡定の後ち、日英兩國協商の結果、帝國艦隊を南洋方面に派して、獨逸艦隊を攻撃せしめ、大正三年十月六日、太平洋に於ける獨逸海軍根據地の一部と看做されたるヤルト島を占領して軍事的施設を破壊し、軍需品を沒收し、翌日更にヤツブ島を占領し、爾來十月二十日に至る迄に、マーシャル群島の占領を了し、彼の獨逸が數箇年を経て獲得したる領土をば、僅かに二週間の裡に之を占領するを得たり。但だ此の方面は、太平洋に於ける國際的利害の最も錯綜せる地方にして、英、米、佛、蘭諸國の領土に屬する諸植民地の中心的位置を占め、列國の猜疑を招き易きを以て、我が帝國は、群島占領と同時に、該行動は軍事上の目的に出づるものにして、永久的占領を意味するものにあらざることを聲明せりと雖も、其の後、日英同盟の條項に基き、日英兩國は、單獨不講和の義務あることを露佛兩國に通告し、更に單獨不講和の英佛露伊との宣言を爲したるに際し、我が帝國が英佛諸國と、赤道以北の群島を占領し得べき了解を得たる

は、外交上當然の順序なりし也。

此の如く、我が帝國のマーシャル、マリアナ、カロリン群島領有問題は、其の基礎の一半を戦時占領の事實に置き、又た其の基礎の一半を大正六年一九一七年日本の同島領有を保障せる日英協定に置き、其の解決は一の異辭無き筈なりしに拘らず、講和會議に於て、一面には濠洲首相ヒュース氏の猛烈なる積極的反對と、他面には米國大統領ウィルソン氏の消極的反對とに、遭遇し此等の群島領有を確實にすること能はず、單に國際委任統治を甘受せざるを得ざるに至りたるは吾人の遺憾禁する能はざる所也。而して國際委任統治に關する内容條件は果して如何。國際聯盟規約第二十二條に據れば、

大戰の結果從前之を支配したる國家の統治より離れ、而して近代の切迫せる状態の下に、未だ獨立し得ざる人民に依り、住居せらる、植民地及び領土に關しては、此種人民の安寧と發展とは、文明國民の神聖なる信託にして、此の信託を永久ならしむべき保障は、之を聯盟規約の内に體現すべしとの主義を適用すべきものとす。

と云ひ、舊獨逸領土並に植民地を一律に委任統治とすべき旨規定せりと雖も、其實際に於ては、(一)被治住民の發展程度、(二)其の領土の地理的状態、(三)經濟的状態及び其の他の事由に依り、

委任統治を異にするもの、如し。

我が帝國の委任統治を受くべきマーシャル島は、其の面積百五十方哩。カロリン島は、五百六十方哩。マリアナ島は二百五十萬方哩にして、マーシャル島の人口、一萬千四百人。其他諸島の人口五萬五千人に過ぎず。其の産物として、水産物、並に熱帯植物の外に、燐礦ありと雖も、特記する程の價值あるものにあらず。左れど、軍事上より云へば、マーシャル、カロリン、マリアナ群島は、太平洋に於ける、米國の海軍根據地たるグアム島を包圍し、西は比律賓との交通を制し、東はミッドランドを経て巴奈馬に通ずるの本路を扼し、北は布哇に至るの形勝を占むるを以て、我に取りては、利害の關係する所、極めて重大なりと謂はざる可からず。然るに、國際聯盟の規約に由り、内地警務以外、一切の軍備を禁せられたるに於て、其の價值果して幾何ぞ。試みに吾人は参考として濠洲の南洋諸島委任統治條件を掲ぐれば、其の大要左の如し。

- 一、獨逸は、指定せられたる土地に對する一切の權利及び資格を拋棄すべし。
- 二、聯合國は、該土地を濠洲聯邦政府に依りて統治せしめん爲め、英國國王に委託す。濠洲聯邦政府は、聯邦の一部分として之を取扱ひ、立法、行政、司法の十分完全なる權能を有す。尙ほ該地方の狀況に應じ、適宜に變更を爲す事とし、濠洲の法律を當該當土に適用す。

三、英國國王は、委任統治を受くるに當り、當該統治の人民の福祉と將來の發展とを企圖し、奴隸強制労働は之を禁止し、武器糧食の如きは聯盟規約に基きて之を管理し、土著人に對して「アルコール」飲料の販賣を禁止し、國內警察地方防禦以外の目的を以て、兵式訓練を施さず。陸海軍根據地は、之を設けず、要塞は、濠洲其他、何國何人に依りても之を建設する事を禁止する條約を認諾す。

四、獨逸政府の所有に係る財産は要求あるに於て、之を國際戰時損害修復基金に加算すべし。然るときは、該金額は、濠洲政府割當の部分に加算せらるべし。

五、行政費用は、若し該地方歳入不足の場合、濠洲政府の負擔たるべし。

六、土著人が濠洲聯邦に係合の意思表示を爲し、國際聯盟實行委員會が其の要求が熟慮の結果にして、根柢あり、土著人の幸福を増進するものなりと認めたる時は、聯合國は何時にても此の要求を容認することを受諾す。但し、第三條の要塞非建設の件は、併合後と雖も、之を嚴守する事。

七、往民は外國に在りては英國政府の保護を享有し得る事。

八、濠洲政府は、毎年委任統治の詳細なる報告を發表し、第三條の義務遂行の爲に執れる方法

土民の福祉と進歩との状態を指示すべし。尙該報告の寫を國際聯盟執行委員會に提出すべし。我が帝國のマーシャル、カロリン、マリアナ群島に於ける委任統治の内容如何は、未だ詳なるを知る能はずと雖も、其の大體に於て、赤道以南の群島を統治する濠洲と同一條件なるべきは、推測するに難からず。果して然らば、我が帝國も亦國內警察地方防禦以外、兵式訓練を土人に施さず、陸海軍根據地を設けず、要塞を建設せざる條件あることを知らざる可からず。

南洋の現状、太平洋の形勢を察するに、米國が布哇、ミッドウェー、グアム、及び比律賓群島を擁し、其の海軍は、攻勢的戰略を執るを方針とするに於て、我が帝國のマーシャル、カロリン、マリアナ群島領有を輕視する能はざるは、理勢の觀易き所。又た赤道以南に於て、英國が其の勢力圏に歸すべきカイゼル、ウキルヘルムスランド、ビスマーク群島及びサモア群島の領有を主張するは、勿論。濠洲が帝國の南進政策を喜はざる關係より、帝國のマーシャル、カロリン、マリアナ群島の領有に反對すべきは、彼の講和會議の開會を俟て、而して後知らざりし也。然るに、我が外交當局者は、豫じめ之に對する準備と決心と無く、漫然、大正六年の日英協商を妄信し、講和會議一たび開くるに於ては、手に唾して此等の群島を領有し得べしと妄信したり。現に第四十一議會に於ては、現内閣の當局者が、山東並に南洋諸島問題の何等憂慮すべき點なきことを言明

し、南洋諸島の領有は、動す可からざることを公言したるが如き、何等の淺慮、何等の輕率ぞ。而して我が講和全權は、何等の用意なくして、講和會議に臨み、南洋群島領有が、帝國の太平洋政策に取りて、極めて重要な問題たるに拘らず、一月三十日、英國が國際聯盟委任統治案に賛成するを知るや、濠洲に先ち、逸早くも同案に屈服したるにあらずや。苟も聯合國にして國際委任統治の原則を認むる以上は、我が帝國も亦之を認識せざるを得ざるは、當然なりとするも、帝國の利害に取りて、極めて重大なる關係あることを知らば、之に對する條件を保留すべかりし也。然るに。我が講和全權が徒に委任統治に満足して、何等の條件をも保留せざりしは、是れ豈に退嬰的外交の結果にあらずして、何ぞや。

要するに、大隈内閣に於て、我が帝國艦隊がマーシャル、カロリン、マリアナ群島を占領し、尋て日英協定に於て、其の占領を確實ならしむるの素地を築きたるは、帝國外交の成功なりしに拘らず、今や講和會議に於て、其の領有を實現する能はず。僅に國際委任統治に満足せざるを得ざるに至りしものは、吾人が千秋の恨事として帝國の前途に對し、轉た浩歎せざる能はざる所也。

秘密外交文書

南洋諸島及び山東問題に關する日、英、佛、伊、露五國間の所謂秘密協約の締結に關する前外務大臣本野子と英、佛、伊四國大使間に交換されたる外交文書の全文は、紐育タイムス・バリエ通信員に依り報道せられ載せて同紙にあり、即ち左の如し。本野子は先づ東京駐紮英國大使に對し交渉を開きたるが之に對する大使の回答は左の如し。

△大不列顛國大使より本野外務大臣宛公文

書柬を以て啓上致候陳者先月二十七日閣下と本使との會見に於て閣下より御開陳相成たる日本帝國政府が講和會議に於て山東に於ける獨逸の利權處分及赤道以北諸島の領有に關する日本の要求に關し大不列顛國政府の支持を得たき旨の御希望に關し本使は大不列顛國外務大臣の訓令に基き大不列顛國政府より受領したる左記書柬を閣下に呈するの光榮を有し候。

大不列顛國政府は日本が講和會議に於て山東に於ける獨逸利權の處分及赤道以北諸島の處分に關し主張すべき要求に對し日本政府より大不列顛國政府の支持を要求せられたるに對し日本政府も同一の精神を以て赤道以南の獨領諸島に關する大不列顛國政府の要求を支持すべしとの諒解の下に日本政府の要求に應ずるを以て欣快とするものに有之候本大使は此の機會に於て閣下に對し更に最高の敬意を表するものに候。

一九一七年二月十六日

大不列顛國大使カニングム・グリーン

日本帝國政府外務大臣子爵本野一郎閣下

右英國大使の書柬に對し本野外相は一九一七年二月二十一日附を以て直に返翰を發して英國政府の好意を感謝し且赤道以北の獨領諸島に關する英國の要求に就ては日本政府も亦之を支持すべき旨を回答したり。

南洋群島と委任統治

次で本野外相は二月十九日附を以て佛、露兩大使宛左の書柬を發したり。

△本野外務大臣より佛國大使宛

日本帝國政府は未だ曾て聯合國に對し正式に對獨講和條件に關し意見の交換を行ひたる事無之候蓋斯の如き問題は講和會議開會せられんとするに際し日本及聯合國間に協定せらるべきものなりとの信念に導かれたる結果に外ならず候然れども講和條件に關し特殊の協定を要すべき問題例へばボスボラス、コンスタンチノール若しくはダーゲネルス問題の如きに就ては既に關係國間に於て意見の交換行はれつつあるを以て日本帝國政府は今や日本に特殊の關係ある講和條件に關し希望を開陳し同時に之に關し商量を得んが爲之を佛蘭西共和國政府に提出する時機あるを信じ候。

佛國政府は日本政府が現戰爭に於て之が遂行の爲致せる總ての努力殊に東洋亞細亞將來の平和と日本帝國の安全を保障する上に致したる總ての努力は夙に御諒承の事と存候是等の目的を達成せんとするには極東に於ける獨逸の政治軍事及經濟上活動の根據を削減するの必要有之候是等事情の下に日本帝國政府は講和會議に於て有せし租借權及其他の特權並に太平洋に於ける赤道以北諸島の讓歩を要求可致候日本帝國政府は佛蘭西共和國政府が是等の要求を正當と認め日本政府に對し十分なる援助を與ふべき事を切望致候。

敵軍の不法なる攻撃により日本臣民の生命財産に被りたる損害の要償及聯合國に共通の性質を有する一般的講和條件は全然別題たる事勿論に有之候。

佛國大使は夫より十二日を経て左の回答を本野外相に致したり。

△佛國大使の回答書

佛蘭西共和國政府は講和會議開會に際し日本に取り緊要なる山東及び赤道以北獨領諸島に關する問題を整理するの承諾を日本政府に與ふるに決定致候に付き戰前獨逸が支那に於て有せし權利及び獨逸領諸島の讓與に關する日本政府の要求

を支持することに同意致候。

アリアン閣下は一方に於て日本が支那をして獨逸との外交關係を斷絶せしむる上に助力し且其の行爲をして意義あらしめんことを日本政府に要求致候。

獨支國交斷絶の結果は左の如く相成るべきものと存候。

- 一、在支獨逸外交官及び領事官に對する旅行券の交附
- 二、獨逸法權の下にある一般國民支那撤去の義務
- 三、支那各港に於ける獨逸船舶の抑留及び伊太利、葡萄牙の例に倣ひ是等船舶を聯合國側の隨意處分に應ぜしむる爲め絶對的の徵發權(佛蘭西政府の接受したる報告に據れば支那各港に於ける獨逸船舶は十五隻にして其の總噸數約四萬噸なり)
- 四、支那各港に於ける獨逸商館の徵發及び支那の或る地域に於ける獨逸居留地の沒收

本野外相は此の書翰に接したる後直に佛國大使に對し返翰を送りて感謝の意を表し且アリアン閣下の獨支國交斷絶に關する要求を快諾する旨を回答したが露國大使は本野外相に對して極めて簡單なる書面を以て講和會議に於ける日本の要求を支持すべき旨を答へ伊太利に對する交渉は羅馬に行て行はれたるが伊太利外務大臣は日本の要求に對し何等異議なき旨を回答したり因に紐育タイムスは支那の參戰關係に就て左の如く云へり。

支那の參戰は戰爭の初期以來屢次參戰せんとしたるも時の日本の外務大臣石井子に阻止せられて其の目的を達する事能はず本野外務大臣時代となつて米國、獨逸との國交斷絶し、各中立國に對し同様の態度に出でん事を勸誘するに至り本野外相は支那をして依然中立國たらしむるの困難なるを悟り日本は始めて支那を參戰せしむるに決し先づ英國大使を経て英國政府に交渉し次で佛、露、伊政府に交渉し遂に秘密協約を成立するに至れるものなりと言へり。

第十二 西比利亞問題 (上)

西比利亞問題を解決して、北方に於ける帝國自衛の位置を鞏固にし、東邦平和の基礎を樹立するは、我が帝國の任務にして、講和會議に對する最大條件の一なり。而して現在の露國は、今猶ほ過激派の支配する所と爲り、殆んど無政府の状態に陥り、聯合國も亦手を對露政策に着くるに由無きを以て、未だ講和會議の議題に上らずと雖も、我帝國が聯合國と共に、早晚西比利亞問題を解決せざる可からざる時機に到達する、想ふに當に遠きに非ざるべし。此時に當り、我が政府の之に對する用意果して如何。

我が帝國と西比利亞とは、接壤の地域にして、國防上、經濟上、離る可からざる利害關係を有するや、言を俟たず。苟も露國の無政府的狀態永續し、西比利亞の秩序紊亂し、收拾す可からざるに於ては、我が帝國は之を傍觀する能はず。故に我が帝國の西比利亞出兵は、其の名はチエツク・スロウアツク軍の援助に外ならずと雖も、東邦平和の爲に萬已む可からざるに出でし也。而して帝國軍隊出征以來、チエツク・スロウアツク軍援助の目的を達し、西比利亞の秩序漸く回復せんとするに至りたるは、畢竟、帝國出兵の効果にして、此の事實は、聯合國の齊しく之を認識

する所たらずんばあらず。而して西比利亞鐵道管理協定の結果、露國の秩序回復し、統一政府建設せらるゝに至る迄、露國委員を首班とする日、米、英、佛、支六國鐵道管理委員會を組織し、イルクツク以東に於ける西比利亞全線を管理し、運輸交通の自由を確保せんとするに在りとするに在りと雖も、西比利亞本線は、米國を首として輸送の任務に當ること、爲り、管理の全權を占め、我は東清鐵道並に烏蘇里、黒龍江の二線を管理するに過ぎざる也。

我が帝國と露國との間に、長春より松花江に至る線路讓渡の諒解を得たるは、大隈内閣時代に於て、ケレンスキー政府の全權たる駐日露國大使ビー・エヌ・ド・クルペンスキー氏と我が本野外相と、之に關する協約を交換したるは、寺内内閣時代に在りし也。而かも今や原内閣が、西比利亞出兵の結果を善用する能はず。西比利亞鐵道輸送の全權を米國に與へて、其の下風を仰ぐに過ぎざるが如きは何の状ぞや。此の如くにして帝國の東邦に於ける特殊の位置と、特殊の利權とは、如何にして之を維持すべき乎。吾人は西比利亞の前途に對し、轉た杞憂なき能はざる也。

第十三 西比利亞問題 (下)

我が帝國が西比利亞出征の目的の一は、聯合國と提携してチエツク・スロウアツク軍を援助する

に在りし也。而して獨逸屈服以來、我が帝國にして第一段の目的を達したる以上は、速に撤兵を斷行する乎、然らざれば、聯合國と協定して、速に對露の方針を決定せざる可からず。然るに、現内閣が、西比利亞出兵の後を承け。業に既にチエツク・スロウアツク援助の目的を達したるに拘らず、今日に至る迄、撤兵を斷行すること能はず。又た聯合國と共に對露政策の方針をも決定する能はず。徒に帝國軍隊を荒寒不毛の野に頓らし、億を以て算すべき國費を投じ、敢て顧みざるが如きは、吾人の解する能はざる所也。

若し我が帝國及び聯合國の對露策にして、西比利亞の安寧秩序を回復し、露國民族をして復活の道を得せしむるを方針なりとせば、自らは別問題なりと雖も、而かも我が帝國は、果して何等の條件無く、此の如き至難の事業を擔當すべき乎。是れ吾人が國民と共に慎重なる考慮を費さざる可からざる問題也。

我が帝國は其の方針として、隣國の變亂に乗じ、敢て他國の政體如何に干渉するの意思を有するものにあらず。隨て故らに彼の過激派政府を敵視するの必要を認めずと雖も、過激派が嚮には聯合國を賣りて敵國たる獨逸に屈服し、國際條約を蹂躪し、後には、過激主義を宣傳して世界の平和を擾亂せんことを努め、内に於ては有史以來、未だ曾て有らざる慘虐的行動を逞うしつゝあ

るは、是れ天人の共に憤る所にして、人道を唱ふるもの、默視する能はざる所。聯合國が過激派政府を承認せざる半面の理由、全く茲に存すと雖も、露國をして、健全なる多數國民を基礎とせしむる、統一政府を建設せしめ、由て以て革命の大業を成就せしむるは、至難至艱の事業にして、聯合國の了解を得ず、日本一國の克く此の任に當るべきに非ざる也。

目下露國內には、過激派に對せる各派の假政府ありて、各分裂の勢を成しつゝありと雖も、其の能く毅然として中流の砥柱と爲り、過激派政府に對して、隱然一敵國の觀あるものは、實にオムスクを根據とせるコルチャツク政府と爲す。蓋しコルチャク提督の假政府を組織せしより茲に七箇月を経、其の勢力と聲望とは、漸次西比利亞方面の安寧秩序を維持し、聯合國の信頼を買ふに足るものあり。是れ今回我が帝國が聯合國と共にオムスク政府を承認せんとする所以なりと雖も、我が帝國にしてオムスク政府を承認する以上は、直接にも間接にも、精神的にも物質的にも、之を援助し、之を指導し、之をして全露に於ける中心的勢力たらしめざる可からず。然れども、オムスク政府をして此に至らしむるは固より、其の間期に期し得べきにあらず。現内閣は、此點に就て果して何等の成算ある乎。

我が帝國が聯合國と共にオムスク政府を承認し、西比利亞の安寧秩序を維持し、之をして露國

復興の緒に就かしのめんことを期するは、可なりと雖も、現内閣が西比利亞出征の結果を善用する能はず。西比利亞鐵道全線輸送の權を米國に委して、我は却て輸送警備の任に甘んずるが如きは主客顛倒の甚しきものにして、吾人は對露政策の前途に對し、一日も安心すること能はざる也。我が帝國にして大兵を西比利亞に駐屯しつゝある以上は、確乎不拔なる方針政策を確定し、其方針政策の下に、其の目的を貫徹することを期せざる可からず。苟も然らずんば、吾人は無方針無政策の下に、長へに堂々たる帝國陸軍を西比利亞曠漠の野に淹留せしむるに忍びざる也。

第十四 對支新借款團問題

米國の提案に係る對支新借款團は東邦に於ける特殊の位置を有する帝國の立場として宜しく慎重なる注意を拂はざる可からざる重要問題たるに拘らず、我が政府が輕々しく其態度を決し、其の提案に賛成するに至りたるは、吾人の最も注意を要すべき問題たらずんばあらず。

歐洲大戰以來、支那に於ける五國借款團より獨逸を除外したるを以て、米國の復歸を求めたるに、米國は民國四年、支那の内政に干渉するが如き嫌ある借款に加はるを欲せずとの理由の下に五國借款團を脱退したる關係上、容易に其の復歸を肯んぜざりし也。然るに、米國は昨年末に至

り、俄に其の態度を一變し、今回の講和會議を機として、新借款團組織の新提議を爲すに至りたるものは、蓋し昨年末以來、紐育、及び市俄古銀行業者、一致して財團復歸を希望したるが爲め、米國政府も亦之に促がされたるの觀なきに非ずと雖も、要するに、歐洲大戰以來、米國が財的活動力を増加したるの結果、進みて東邦問題に参加し、列國を凌駕して經濟的飛躍を試みんとする野心に外ならざる也。

新借款團提議の要旨は、全然獨逸を新借款團より除外し、支那に對する借款は、多少の除外例あるも、原則として政治借款たるを問はず、經濟的借款たるを問はず、新借款團に於て之を引受け、優先權を有するに在りと雖も、我が帝國にして漫然之に賛成するに於ては、我は自ら東邦に於ける特殊の位置と既得の利權とを放棄せざる可からず。是れ豈に我が帝國の利害に取て重大なる問題に非ずして何ぞや。

帝國が東邦に於ける特殊の位置を占め、日支兩國が須臾も離る可からざる關係を有するは、中外の齊しく認むる所にして、其關係は英米兩國の比にあらず。然るに、我にして共同借款に加入して、特殊の位置を棄て、又た單獨的經濟借款を爲すこと能はざるに於ては、帝國は支那に對して共濟誘掖の任務を完うすること能はざるべし。是れ我が帝國が對支新借款の提議に對して、慎

重なる考慮を費さざる可からざる所以也。

由來民國二年に於ける日、英、佛、露、獨、米の六國に由りて組織せられたる六國財團なるものは、支那革命後に於ける北京政府の財政難を救はんとするを目的としたるものにして、初めより政治、經濟借款の區別を設けざりしも、英國クリスプ會社が鐵道港灣に關する單獨借款を起せし事件ありしを以て、六國借款團は、會議の結果、英國の發議に由りて、經濟借款を除外すること、爲りし也。然るに今や、經濟借款を共同出資たらしむるに於ては、支那は其の自由を拘束せられ、我が帝國も亦經濟的活動の便を失し、支那の利權は、將來資本豊富にして、金利低率なる英米兩國の左右する所と爲るや必せり。是れ豈に日支共通の不利とする所にあらずして何ぞや。

然れども、我が政府にして、主義として新借款團に賛成する以上は、滿蒙の既得の利權を除外すると同時に、山東省に於ける條約、その他、國際條約に基つて利權を除外せざる可からず。次に新借款團は成るべく今後に於ける借款を目的とすべく、既得優先權を提出すると否とは、其の國の自由意志に委せざる可からず。次に新借款團の經濟借款は、鐵道、運河、治水、その他、大資本を要するものを主とし、小資本に係る經濟借款は自由競争たらしめざる可からず。是れ實に支那の利益を保護するを念とする、我が善隣帝國の任務として、宜しく主張せざる可からざる條

件の要點也。若し夫れ我が帝國にして、一旦新借款團に加入したる結果、英米兩大勢力の下に跟隨し、從來の既得權を擧げて之を新借款團の犠牲に供し、併せて東邦に於ける特殊的位置を顛倒するが如きあらば、帝國の失計是より大なるは無けん。吾人は此點に於て、政府當局者の猛省を促がざらんと欲するも、能はざる也。

第十五 外交失敗の影響と朝鮮騷擾問題

現内閣が講和會議に對する根本的準備を缺き、世界變局に應ずる根本的經綸を畫せざる結果、嘗に世界の外交舞臺に於て、帝國の面目と權威とを毀損したるのみならず、我が領土に屬する朝鮮に於て、獨立運動を標榜したる騷擾事件を惹き起したるに至りたるは、吾人の浩歎禁する能はざる所也。

朝鮮の騷擾は、端を世界變局の機に發し、民族自決の聲に雷同し、名を獨立運動に藉りたるものにして其背面には、在鮮米國宣教師中關係を有したるものありしが如し。彼の過般平壤に於ける宣教師會議委員會なる名義の下に『朝鮮騷擾の實狀を世界に公表すへし』と稱して發表したる檄文の如きは、あらゆる惡聲を放ちて、帝國の總督政治を譏誣したるものにして、彼等が無智無識

なる鮮人を煽動するに努めたる裏面の消息如何を窺ふに足るへし。今や其の概文の要點を掲ぐれば左の如し。

- 一、朝鮮は世界に於ける最も專制的なる政府に由りて統治せらる。總督政治は「ツァー」の壓制政治にも比すべく。人民は東京の議會に對しても、陛下に對しても、何等訴ふべきの道を與へられ居らず。實に軍國主義は鮮人の發言の自由を禁じ、鮮人の權利は悉く否定せらる。
- 二、朝鮮に於ける日本政府は、暴力其のものなり。未だ曾て一オンスの愛情をすら示されたる事無し。鮮人は殘酷に銃殺せられ、些細の犯罪に對しても、直に長期の重刑に課せらる。實に無慈悲なる暴力政治なり。
- 三、政府は請願の權利を鮮人に與へず。請願を議し之を訴へんとすれば、直ちに反逆罪を以へ問はる。此等の會合が探偵の耳に入らんか、彼等は立どころに悉く獄に投ぜらる。
- 四、朝鮮人は、固有の民族にして、固有の言語を有し、文學及び歴史は數千年來の背景を有するに拘らず、日本人は固有の言語を其の學校に於て彼等に使用することを禁じ、日本と朝鮮との間に於ける過去の争闘に關する部分は、之を朝鮮の歴史より排除せんとし、又た多數の反日本的文學を禁止せり。日本當局者の期する所は、青年鮮人をして日本語を語り、日本製

朝鮮史を讀ましめ日本文學をのみ讀み、且つ學ばしめんとするに在り。即ち日本は一面に於て其國語に依り、鮮人を同化せんと欲しながら、他面に於て、二民族を自然に結合せしむるに缺く可からざる事實をば全く閑却し居れり。

- 五、日本人は朝鮮人に對し何等差別的待遇を爲さずと主張するも、鮮人は日本人と同一の學校に入る能はざる一事は、之れが反證を爲す。即ち日本人と朝鮮とは、學校を異にし、鮮人小學校の卒業生は日本人の中學校に入るを得ず。鮮人の中學校の卒業生は、日本人の高等學校に入るを得ず。

六、朝鮮人は總ての官職に於て、差別的の待遇を受く。少數の鮮人にして、重要な職にあるものも、實權は其の下役たる日本人の掌中に在り。朝鮮には鮮人の代表者會議なく、朝鮮は唯た總督を通じてのみ帝國議會に交渉を有するも、總督は自己に有利なる報告を爲すのみなれば、鮮人は事實に於て、何等政治に關與するを得ざるなり。

- 七、土地に關しても、大なる不正行はる。即ち舊皇領の土地は、永く鮮人に貸與せられ、其の賃貸料を以て國費に充てられ居たるものなるに拘らず、此等の土地は、併合後政府の所有として拂下、又は賃貸せらるゝも、是れは唯だ日本人に對してのみ行はれたり。世々此等の土

地を占有し居たる朝鮮人は、斯くの如くして放逐せられ、之に對する何等の報酬をも受けざるなり。

八、朝鮮人は、又た多くの場合、外國に旅行するの特權を否認せられ、海外施行券は、其の目的の如何に拘らず、殆んど禁止せられたるが如き狀況なり。

以上列擧する所の八箇條は、悉く是れ誣妄の説にして、取るに足らずと雖も、彼等宣教師の徒が、此の如き誣妄の言を弄し、惡聲を敢てし、民族自決主義を鼓吹するや、平生不平を懐ける鮮人等之を妄信し、多數を煽動して獨立運動の旗幟を翻し、總督政治を呪咀し、朝鮮の安寧秩序を攪亂せんとするに至りては、其の罪、決して恕す可からざる也。

由來朝鮮併合の業たる、東邦の平和を保持させ給ふ 聖旨と、朝鮮民族の自覺的意思と相須て、功を奏したるものにして、東西の歴史に、絶えて無くして僅に有る所の大業也。苟も朝鮮統治の局に當るものにして、善く併合當初の聖旨を奉體し、統治政策の大方針を誤ること無かりせば、朝鮮十三道の民族は、悉く是れ我が皇上の赤子として、誰れか悦服して、蕩々たる皇化に浴せざるものあらんや。然るに、帝國の統治政策、其の方針を誤り、因循姑息、目前を糊塗するに汲々として、永遠の大計を講じ、恩威併行の聖旨を徹底する能はず。世界變局、民族自決の風潮起る

に際し、彼の米國宣教師の徒をして、其の隙に投ぜしめ、終に今日の騒動を惹き起すに至りたるもの、當局者の責任決して輕しと謂ふ可からず。

朝鮮統治の政策、其の方針を誤るや、此の如し。而して當局者、世界變局の大勢を察し、朝鮮の陰謀を未然に制すること能はず。又た其の騒動の發するや、英毅果斷、直に之を彈壓するの舉に出づる能はず、其の各地に亂發して、全道に蔓延するに及び、周章狼狽、俄に我が軍隊を増遣し、死傷二千餘を出し、今日に於て、根本的善後策、未だ決する所あらざるが如き、其の緩慢にして、機宜を失する、亦太甚しからずや。

由來朝鮮の總督政治は、姑息と秘密とを專にし、官僚式の通弊に陥りたるの太甚しきもの也。故を以て朝鮮騒擾に關する記事の如きも、秘密主義を墨守して内地の新聞に向ては嚴密なる命令をなし、殆んど之を記載せしめざりし也。左れど、外字新聞の如きは、四月二十五日京城發「ゼ、チャバンアドヴァタイサー」特別通信として、當時數日に互りて、日本人殘虐の狀態を記述したり。其の中に云へるあり。

視察委員は巡檢の途次、或る村落に到りたるに、其一小教會堂が炭煙に歸したるの跡を見たり。此の村にありては、憲兵及び軍隊は、其の到着後、總督府よりの命令を讀み聞かすべければ、

此會堂を圍み此會堂に集合すべしとて、村内の男子を召集し、五十餘人のもの悉く來り會するを待ちて、軍隊は忽ち教會堂を圍み、此集團に向て發火したりしが、堂内は忽ち修羅の卷と化し、死傷者は累々として相重り、阿鼻叫喚の聲は耳を劈きたり。村内に生残りたる婦女の宣教師に語りたる所に據れば、軍隊は此殺戮を完全ならしむるが爲に、銃彈を受けて未だ死に到らずして、呻吟せる負傷者を盡く銃鎗にて突殺せり。而して二人の婦人は其夫の死生を知らんと欲して、此會堂に到りたるが、彼等直に銃殺せられて、其屍體は男子の死體と一處に投ぜられ、之に石油を注ぎて、建物と共に之を燒盡せり。

以上の如き記事の掲載せられたる後、四月二十七日、同通信として、長谷川總督の談話を掲げて曰く、『殘虐は已に止めたりと、總督は最も暴行を逞うしたる吏員を所罰したる旨を宣教師に告げたりと、多少の殘虐を承認せり』と、して同通信は重ねて殺戮の行はれたるを説き、屍體を教會堂に堆積して、之に火を放ちたるの事實を報ぜり。

外字新聞の記事は、針小棒大總督政治を譏誣するの太甚しきものたるは、言ふを俟たずと雖も、總督府が、之に對して、何等の取消を爲さず、事實の真相を明白にし、正邪曲直を正うする手段を執らざるのみならず、或る事實の一部を公認したるが如き態度に出でたるは、吾人の驚かざるを得ざる所也。故を以て、朝鮮事件は、米國上院の問題となり、また鮮人の巴里にあるもの、

外人により之をして講和會議の問題たらしめんとし、百方遊説至らざるはなかりしも、遂に其目的を達せざりしは幸なりしと雖も、是れ實に朝鮮統治政策の缺陷を世界に曝露したるもの也。嗚呼日韓併合詔書の精神と朝鮮統治の方針とは、今回の騒動に由りて、殆んど滅却せられんとす。

吾人國民は東邦大局の爲に、宜しく速に之を革正するの道に出でざる可からず。之を要するに、朝鮮の統治政策は、東邦平和を根本として、其の方針を確定せざる可からず。苟も現内閣にして、今日の覆轍に鑑み、併合當初の聖詔に基き、根本的革新の實を擧げ、善後の策を講ずるに非ざれば、朝鮮統治の前途、轉た寒心に耐へざるもの無くんばあらず。而して現内閣の之に對する方針、果して如何。是に於て乎、吾人は現内閣の猛省を促がすと同時に、國民と共に嚴正に今後の施設如何を監視せざるを得ざる也。

第十六 支那に於ける排日運動

支那に於ける排日運動は、講和會議に於て、山東問題の起りたるを動機として、勃發したりと雖も、其の騒動の由て來るもの、決して一朝一夕の故に非ざる也。

支那民衆の一部が、我が帝國に對して、敵愾的不平を懷けるもの、敢て今日に始まりたるにあらずと雖も、而かも其の最も太甚しきを加へたるものは、革命以後に於ては、大正四年、日支條約締結以來の事にして、彼等は、當時我が政府が最後の通牒を支那に致したる大正四年五月七日を以て、國辱記念日なりと爲すに至れり。其の言に曰く「這次の中日交渉や、日本は歐戰の餘弊列強の東亞を顧みるに違なきに乗じて、強硬、威脅、百餘の磋磨を経て、遂に其の志を成せり。是れ誠に吾が國民永久の一新記念たり」と。同じく五月二十五日、支那政府の發表せる日支交渉始末にも、之を記して曰く「南滿方面の利權の損失せる既に大なり。政府一再籌商し、終始之を拒絶せむと欲す。但だ南滿、山東は、日本既に長驅直入、大軍を出す。我が實力尙ほ未だ充實せず。且つ南滿方面、日本人權力を樹立すること、茲に十餘年。既に失へる權利を復せんことを求むるも、其の勢及ぶ能はざる也。北京駐劄の各友邦公使亦多く外交部に來り、勸誘すらく、現に支那の主權内政に關して損する所無くんば、餘りに堅執する所ある可からずと。仍て熟ら利害を審にして趨避を爲せり」と。亦以て彼等が如何に、我が帝國を誤解しつゝある乎。如何に日支條約の締結に平ならざりし乎を知るに足るべし。

既にして支那が講和會議に参加するの資格を得るに至るや、支那の全權は、始めて宿昔の鬱憤

を洩すの機會を得たるものなりと爲し、頻に不謹慎なる宣傳運動を逞うし、無遠慮なる言論を發表し、我が帝國を侮辱するに努め、本國に向ては、其の主張を貫徹せんが爲に、國民も亦大に後援すべしとせり。是に於て乎、北京には、國民外交協會組織せられ、本年五月三日、熊希齡、林長民、王寵惠、莊繩寬等の諸氏會同し、山東問題に關し、五月七日、國耻記念を期し、中央公園に於て、國民大會を開き、同時に各省に打電し、各地方に於て同時に、國民大會を開かしむる事。(二)日支二十一箇條、條約、及び山東處分問題に關する、日本と英、佛、伊との密約を承認せざる事。(三)若し巴里講和會議に於て、支那の主張を貫徹せざれば、政府に向ひ、支那委員の撤退を要求する事。(四)英、佛、米、各國公使に向て、支那國民の意見を開陳することを決議したるが如き。正に是れ支那に於ける排日運動の第一著手なりし也。

斯くて、親日派の政治家たる曹汝霖、陸宗輿、章宗祥氏等の要撃せられたるを動機として、公私各團體、並に民黨系新聞は、事件を誇大的に宣傳し、米人の經營に係る中美通信社は、國民自決なる排日運動機關の電報、及び宣言を發表し、又在支英、米の外交官、並に諸名士に由りて發起せられたる北京の英米協會は、日本排斥の決議を爲すに至れり。其の文中に「茲に本協會は、講和會議が山東に於ける獨逸の享有せし前權利を日本に讓渡するの議定を爲せるを聞知するは、

本協會の最も痛切に失望し、又た支那國民に對して、最も深甚に同情する所なり。吾人は眞摯に、我が所信を聲明して曰はんとす。講和會議の此の議定は、有害の状態を現出し、必ず支那國民と、日本との間に、極端なる不和反目を誘致し、又た他國の支那に於ける經濟的利益に、最大妨礙を及ぼすを免れざるべきを疑はず」と云へるが如き、最も不謹慎なる言論なりと謂はざる可からず。

此の時に當り、北京に勃發したる排日運動は、上海を始めとし、南北各地到處として、之れ無きは無く、在支同胞の生命は危險に瀕し、財産は掠奪せられ、婦女子は凌辱せられ、其の最も甚しきは、上海に於て我が國人の言ふに忍びざる不敬事件を生ずるに至れり。

支那の排日運動は、其の初めや學生團の勃發に過ぎざりしに、動亂の劇烈を加ふるに隨て、其の性質、悪性化し、支那南方派の領袖にして、露國レーニン派と其の聲息を通じつゝあるやを疑はしむるものあるに至れり。隨て今日の排日運動は、他日の排外運動と爲り、其の排外運動は或は支那民衆を擧て過激化せしめ、支那は或は露國と等しく無政府の状態を、出現するに至らんも未だ知る可からざる也。

此の如く支那に於ける排日運動が、業に既に四百餘州に瀰漫し、一轉して過激化と爲り、排外運動と爲らんとしつゝある兆は、要するに支那人の歴史的に鬱積せる對外的不平の勃發に外なら

ざるが如しと雖も、在支英米人等の設立に係る英米協會なるものが、逸早く、不法の決議をなし、之を講和全權に打電したるが如きは、與かりて力ありしものと謂ざるべからず。而して、此の如く支那に於ける排日運動の風潮は、講和會議前後より其兆候を顯はしつゝありしに拘らず、我當局は之に對し豫防の策を講ずるを知らざるのみならず、其の動亂支那各地に傳播し、到處在支同胞の生命財産をして危險に瀕せしめ、帝國の威信殆んど地に墜つるに至るも、猶ほ且つ斷然たる抗議を提出して、支那政府の反省を促すことを肯てせざるは何ぞや。

由來我が帝國は、正義、人道に由りて支那を誘掖し、指導せざる可からざる責任を有す。故に支那の排日運動に對しては、宜しく正義人道に基づき、嚴格に之を支那政府に抗議し、其の反省を促がざる可からず。若し夫れ我が帝國にして、支那の排日的暴行を寬假し、其の宜しく責むべきを責めず、其の宜しく答むべきを答めず、一旦優柔不斷の態度を示さん乎、是れ實に支那人の輕侮心を増長せしむるものにして、我が帝國の威信を失する、是より大なるは無き也。然るに、現内閣の當局者は、這次の事件起るに方り、僅に一二の軍艦を増派したるのみにて、而かも支那政府に對して、斷乎たる處置に及びたるを聞かず、外交的機宜を失するも亦太甚しと謂ふべし。吾人は此點に於て、現内閣當局者の反省を促すと共に、其無責任を問はざるべからざる也。

第十七 平和克復と國際勢力の東漸

世界大戰の終結、世界平和の克復を機として、歐米列強國、就中英、米、佛三大國が戰役中の瘡痍を醫し、國力回復を策せんが爲めに、戰前に倍蓰する進取力を以て、亞細亞大陸と、太平洋とに、殺到し來るべきは、經世家の齊しく豫測して疑はざる所。國際聯盟設立後の今日に至り支那に於ける英、米兩大國の經濟的飛躍を見んとするは、必至の勢なりと謂はざる可からず。

英國の東邦に於ける潛勢力は、由て來るもの、一朝一夕の故に非ず。而して其の支那に對する政策たる、常に列國の機先を制するを以て、外交の秘訣と爲し、太平洋を中心として、其の商權を掌握し、雄を稱したるは、是れ英國の勢力の偉大なる所以也。されど、歐洲大戰は、英獨の爭覇戰にして、其の勝敗如何は、直に其の本國の興廢存亡に關するあるを以て、英國は國家の運命を賭して之と戰はざるを得ざりし也。是れ英國が大戰以來、支那問題を擧げて姑く我が帝國に委任したるが如き姿を呈したる所以にして、戰時、支那の借款政策は、悉く我が帝國に由りて實行せられ、我が帝國は英國に代りて、殆んど支那の後援者と爲り、之を擁護するに努めたる所以なりし也。

戰前に於ける英國の對支貿易は、四億以上にして我は彼に及ばず。大正三年の如きは、我が對支貿易は二億二千萬圓に過ぎずして、世界に於ける對支貿易總額の九億二百三十八萬餘圓に比し、二割六分以下にありしもの、大戰開始以後、急速的に増進して、大正七年の統計は、我が對支貿易は四億二千五百餘萬圓に達し、世界に於ける對支貿易總額の四割九分を占むるに至り、英國は、香港、濠洲、加奈陀、印度の全部を合するも、我に及ばず。又た列強國の對支投資總額を察するに、大正五年末に於ては、我が帝國は、英國の下位に在りしと雖も、今日に於ては、六億六百二十萬圓にして、英國は、四億三百五十萬圓に出でず。若し我にして滿洲を除外すれば、三億六千八百七十萬圓と爲り、英國より三千四百七十餘萬圓の不足と爲るべしと雖も、滿洲及び山東を除くも、尙ほ且つ佛國若くは米國に優るや遠し。此の如く我が對支投資額の優位を示すに至りたるは、歐洲大戰の結果たる、固より論なしと雖も、亦以て支那に於ける帝國の位置及び勢力の、列國と異なる所あるを證すべし、隨て此の特殊の位置と特殊の勢力とが、國際的に列國嫉視の標的と爲りたるや、疑ふ可からず。英國が戰時の對支貿易、必ずしも減退したるに非ずと雖も、我に凌駕せられたる結果、重きを對支政策に置けるの感あるは決して其の故なきに非ず。日英同盟の永續は吾人の希望する所なりと雖も、國際聯盟の新形势と支那に於ける世界的商戰の關係より察すれ

ば、吾人は我が帝國が今日に於て、深く決心する所無くんばあらざるを信するもの也。

米國が極東問題に注意するに至りたるは、一朝一夕の故にあらずと雖も、其の政策が、進取的帝國主義の色彩を帯び來りしは、米西戦争の結果、比律賓を割讓し、布哇を併呑し、殊に巴拿馬運河を開鑿して、大西、太平兩洋の咽喉を扼し、世界的航路の關鑰を制するに至りし以來の事なりとす。而して米國は歐洲大戰以來、國際聯盟の首唱者たり、將た軍備縮小の主張者たるに拘らず、終始海軍擴張の方針を變更せず、就中意を大西洋の根據地たるガンタナモの施設を緩うし、之を太平洋の根據地たるグアム島に集注し、其の防備を嚴にしつゝあり。巡洋艦の船渠は、一時に太平洋に向て建設の工程にあり、又た艦艇の裝備は、悉く攻勢的戰略の方針に基き、給炭、給油、以下の特務艦隊は、今日既に英國を凌駕し、千九百十七年、我が大正六年の計畫に於て、遠海作戰に動員し得べき特務艦船の隻數は、五百隻を超過するの優勢に達せり。亦以て米國の海軍方針が、大西洋に於ては守勢的作戰に出で、太平洋に於ては、攻勢的作戰を實行せんとするに在るを知るべく。隨て米國が我が帝國のマーシャル、カローリン、マリアナ群島領有に反對せる理由の一端をも窺ふに足るべし。

又米國が西比利亞の富源に著眼するに至りたるは、歐洲參戰以前にして、前國務卿ルート氏が

遣露特使として、實業家及び技術家二十餘名と共に、露國假政府と交渉したるは、大正六年六月の交に在り。而して其の交渉は其の端をミリュエフ外相時代に發し、ケレンスキー首相時代に大體の議を決したるもの、如し。當時其の交渉の内容として傳ふる所に據れば、左の如し。

- 一、米國資本團は、三十億弗を限度として露國に投資し、鐵道改善及び富源開發の資に充つること。
- 二、鐵道材料機械及び技師を米國より提供し、先づ西比利亞鐵道改善に着手すること。
- 三、西比利亞に於ける利源の開拓を指導せんが爲め、鐵道航路の新設、鑛山の採掘、森林の採伐、都市の電氣、水道、道路、其の他一般文化の發達に參加すること。
- 四、露國鐵道資本家との間に、西比利亞に於ける諸鐵道十一箇線を、十箇年間百五十億留にて租借すること。

過激派政府成立し、西比利亞の形勢、不穩を告げ、英佛兩國出兵を我に勸告するや、米國は、同情を過激派政府に表し、西比利亞干涉を不可とし、出兵に躊躇するの色あり、遂に決すると能はざりしも、チエック・スロヴァック軍救援の議起るに及び、大正七年七月に至り、始めて日、米同數出兵の提議を爲し、遂に日、米、英、佛、聯合軍の西比利亞出征となりし也。米國が此の如

く、西比利亞出兵に賛成せざりし理由たる、其の表面、兵力干涉は、露國民主政治の發達を妨げ、却て露國民族をして、獨逸に歸せしむるに過ぎざるべしと云ふに在りと雖も、其の内心を察すれば、窃に西比利亞に於ける帝國の勢力發展を恐るゝに在りしもの、如し。故を以て西比利亞出兵の議決するや、米國は我が帝國に對し、日米同數出兵を提議し、我が帝國が自衛的行動を掣肘せられざる旨趣を以て、七萬の大兵を出すに及び、猜疑の眼以て帝國の行動を監視するの情なき能はざりし也。西比利亞出兵の後、日米兩國の行動、其の一致を缺しきは、田中陸相の議會に公言する所にして、畢竟、米國の本志は、日本を排して西比利亞の利權を獨占せんとするに在るものと看做さる可からず。

米國の支那に於ける勢力地盤は、英國の如く牢乎として抜く可らざる根柢を有するものにあらず。隨て今日までの投資契約額は、一億八千萬圓に過ぎず。左れど歐洲大戰以來、米國が巨大なる富を蓄積するに至るや、米國の實業家社會に於て、極東問題に注目し、盛に對支放資論を唱ふるものあり。是れ今回米國が、對支新借款團組織を提案したる所以にして、米國が之に由りて東邦に於ける經濟競争の運動に参加すると同時に、之によりて日本の特殊的利權を掣肘し、英國と提携して經濟的飛躍を逞うせんとするに在るや、斷じて疑を容れず。而かも米國の政治家中には、

東邦に於ける我が帝國の勃興を目撃して、最も恐るべき勁敵なりと爲し、日本を以て支那に於ける領土的野心あるものとなし、列國の對支利益を妨害するものと爲し、或る一種の猜疑を以て日本を觀、日本をして支那の富源を隴斷せしむ可からずと爲すものあり。是れ今回、米國が、山東問題に於て、支那を掩護し日本を排斥せんとしたる所以にして、又た山東問題の失敗を機として、在支米人が之と共鳴し、種々の方法手段を講じ、排日運動を教唆するに努めたる所以也。

此の如く太平洋と亞細亞とは、歐洲大戰の結果として、歐米列強國の經濟的侵略に由りて包圍攻撃を被むり、我が帝國の東邦に於ける特殊の位置と特殊の勢力とは、動もすれば將に其の壓迫する所と爲らんとす。是れ豈に我が帝國が發奮興起、大に警戒を要せざる可からざる秋にあらずや。知らず、現内閣の當局者は如何なる政策を以て、此の大勢に應ぜんとする乎。吾人は現内閣の決心如何を問はざる能はざる也。

第十八 講和問題と現内閣の責任

我が帝國が世界の變局、極東の新形勢に對し、一大覺悟を以て、講和會議に臨まざる可からざるは、固より吾人の多言を要せざる所なりし也。而して現内閣は、徒に目前の内政問題に汲々と

し、世界的經綸に對する何等の根本的準備を講せず、帝國の自衛上、東邦の大計上、其の當に執らざる可からざる手段を執らず、漫然として講和會議に臨みたり。是れ我が帝國が講和會議に於て、其の方針を誤り、國家の體面を毀損したる所以にして、獨り講和全權の責任のみに歸するを得ざる也。

國際聯盟は、主義として世界何れの國たるを問はず、賛成せざるもの無しと雖も、我帝國が之に加盟する以上は、勢其の聯盟規約に束縛せらるゝことを覺悟せざる可からず。故に我帝國にして之に加盟せんと欲せば、米國が「モンロー」主義を條件として、之れを承認せしめたるが如く、宜しく東邦に於ける帝國特殊の位置に鑑み、幾ど米國と同一の條件を附せざる可からず。然るに、我が講和全權が、之に對する何等の條件無しに、輕々しく加盟したるは、何ぞや。是れ帝國外交の第壹著失敗なりし也。

人種差別撤廢案は、講和會議提出以前に於て、英米兩國との諒解を得て、之れを提出すべかりし問題なるに、我が講和全權が、此案を提出したる後に至り、英米兩國の同意を得んとして、得る能はず。剩さへ其の内容を變更し、讓歩に讓歩を重ね、而かも遂に否決の運命に遭遇するに至りたるは、外交失敗の其二にして、現内閣たるものは、宜しく其責任を負はざる可からず。

カロリン、マーシャル、マリアナ群島の領有は、帝國の太平洋政策上、最も必要なるに拘らず、他の異議に由りて、國際管理の下に屬し、我は、之れが委任統治國と爲れりと雖ども、軍備禁止の條件を附せられ、同島統治の價值を減殺するに至りたるは、是れ帝國外交失敗の其三にして、現内閣たるもの、宜しく其責任を負はざる可からず。

山東問題は其の結果に於て、當然の解決を見るに至れりと雖ども、講和會議に於て、支那講和委員の抗議と爲り、英米兩國の容喙と爲り、該問題紛糾の結果、東邦に於ける帝國の特殊的位置に動搖を生したるは、帝國外交失敗の其四にして、現内閣たるもの、宜しく其責任を負はざる可からず。

然れども、講和會議に於ける外交の失敗は、獨り是れのみならざるなり。現内閣が講和會議に對して、何等の根本的準備無く、對世界的外交に失敗したる結果として、其の影響は、延きて朝鮮に於ける獨立運動となり、支那に於ける排日運動と爲りたり。朝鮮の獨立運動は源を民族自決思想に發し、在鮮米人、及び其の派に屬する策士の煽動に由りて、朝鮮全道に蔓延するに至りしと雖も、我が當局者が機を視、微を察し、之を未然に防遏する能はず。軍隊増遣の已むべからざるに至りたるは、朝鮮統治政策の缺陷を、世界に曝露したるものにして、是れ亦、現内閣の責任

なりとせざる可からず。

支那の排日運動は、山東問題失敗の結果に胚胎すと雖も、支那民族をして、同種同文の日本人を疎んじ、彼等が曾て夷狄視したる英米人に親み、排日運動を逞うするに至らしめたるものは、是れ亦我が對支政策の缺陷を世界に暴露したるものにして、現内閣の責任なりとせざる可からず。願ふに講和會議に對する外交失敗の原因は、歴代内閣の不用意もあらん。又國民の不用意もあらんと雖も、今日に當り、直接、責任の歸する所は、現内閣が講和會議に對する、根本的準備を懈りたるに在るや、斷じて疑を容れず。吾人は此點に於て、正言莊論、現内閣の責任を問はざらんとするも、能はざる也。

第十九 世界の變局と大和民族の一大覺悟

國際聯盟の組織成り、講和條約調印を了し、平和克復の時機に達したるは、吾人の祝福せざるを得ざる所なりと雖も、今後世界に於ける經濟的競争の中心點が、支那大陸と太平洋とに移りつつあるは、大和民族が今日に於て宜しく覺悟せざる可からざる所也。蓋し列強國が前後五箇年間に於ける戰陣中に於ける財政の瘡を醫し、國力の回復を圖らんが爲に、支那大陸の富饒に向て、經濟的發展を策するは、必至の勢にして、支那大陸と太平洋とは、實に其の焦點となりつつあるを以て也。

此時に當り、我が帝國が、政治的に於て、經濟的に於て、其の當に革正せざる可からざる問題は、千揆萬端、一を以て之を推す可からずと雖も、其の最も重大にして最も緊要なる問題は、他なし、講和會議に於ける外交の失敗を革正し、進みて世界に對する經綸の大方針を確立するに在り。蓋し我が帝國が、世界大戰に對する最後の總勘定を爲すべき講和會議に於て、外交の大方針を誤り、講和全權の所置、悉く機宜を失し、所謂九仞の功を一簣に缺くの愚を演ずるに至りたるものは、畢竟現内閣の責任にして、此の責任を明にするは、即ち外交の失敗を矯正する所以の道也。而かも帝國の前途に對する對外の大方針を確立し、日支の提携を策し、亞細亞の振興を圖る大計に至りては、宜しく大和民族の發奮努力に待たざる可からざる也。

若し夫れ、今日の如く、政府當局者が、無爲無能にして、講和會議に對する善後の大經綸無く其の與黨が詭辯論、徒に其の聲を大にして、政府を掩護し、其の失敗は之を他に嫁し、自ら其の責任を避け、恬然たるが如きあらば、國家の深憂是より大なるは無く、我が外交の善後策は何を以て之を立つるを得んや。對歐對米の外交は、何を以て其の失敗を回復するを得んや。對支外

交の方針は、何を以て其の方針を確立することを得んや。世界大戰に由りて向上したる五大強國の位置は、何を以て永く之を占むることを得んや。日清戰役以來、支那に於て帝國の扶植したる特殊の位置と特殊の勢力とは、何を以て之を確保するを得んや。是れ豈に帝國の前途に對し、興亡隆替の由て以て判るゝ所にして、大和民族が、一大發奮、一大覺悟を要せざる可からざる時に非ずして、何ぞや。

今や我が帝國は、歴史上未だ曾て有らざる世界の變局に遭遇し、我が國民は、世界に於ける使命を完了せざる可からざる責任を負ひつゝあり。而して我が國民が此の使命と此の責任とを完了するの道は、一面に於て、現内閣の責任を明にして、講和會議に於ける善後策を講ずると同時に他面に於て、新立國の鴻謨を確立し、政治、經濟、軍事、教育、及び社會の各般に涉りて根本的革新を斷行し、世界改造の大勢に應ずるに在るのみ。我が大和民族たるもの、曷ぞ發奮興起、世界改造の大勢に應じて、國家百年の大計を樹立せざるを得んや。

大正八年八月五日印刷
大正八年八月八日發行
大正八年八月廿日再版

(定價金四拾錢)

著者 大津 淳一郎

發行者 橘 三千三

印刷者 本間 十三郎

印刷所 日清印刷株式會社

不許複製

發行所

進文館

東京赤坂區丹後町五番地
電話特長二六一四七番
振替東京二六一四七番

東京市牛込區櫻町七番地

東京市牛込區櫻町七番地

東京市赤坂區丹後町五番地

502
44

終